

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	1	あたたかい地域福祉社会をつくります
施策名	NO	1	地域福祉の推進

施策所管局	健康福祉局
局・区長名	篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○住民がともに地域で支えあっている。
取り組みの方向	<p>1 地域福祉活動の推進 福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支えあう福祉コミュニティづくりを進めます。</p> <p>2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進 誰もが公共施設・公共交通を快適に利用できるよう、道路・公園や駅などのバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):38.3%、最終(H31):45.8%

指標と説明	【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合 ⇒住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	地域の人たちの支えあい活動の場の一つであるサロンの設置増加数の割合を参考に、目標として設定しました。					高齢者等が身近に仲間作りができるサロンの開設数や参加者数は年々増加している一方で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合が目標値等を下回っていることから、より一層の情報発信を図りながら、身近の地域での福祉活動を進める必要がある。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	29.2	32.2	33.7	35.3	36.8		
実績値(b)		28.7	31.7	30.7			
達成率(a/b)%		89.0	94.0	87.1			

【指標2】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

◆A:年度別目標を(上回って)達成  
◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	570,670	527,293	531,068	547,663		緑区合同庁舎内に新たに設置した市社協緑区事務所や南区地域福祉交流ラウンジの設置経費が主な増加要因である。
人件費	38,740	26,862	23,062	21,728		
総事業費	609,410	554,155	554,130	569,391		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	856	772	770	791	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標	
		事業の概要	指標・目標		実績・評価等
1	地域福祉活動推進事業(市民福祉の集い開催費) 【地域福祉課】	市民の連携と参加による「心のふれあう福祉の輪づくり」を推進するため、福祉月間事業の一つとして「市民福祉の集い」を開催する。	来場者アンケート結果「満足」、「まあ満足」と回答した人の割合:75% (「満足」、「まあ満足」と回答/アンケート提出総数×100)	55.4%	来場者アンケート結果「満足」、「まあ満足」と回答した人の割合:75% (「満足」、「まあ満足」と回答/アンケート提出総数×100)
	実績		評価		
2	地域福祉活動推進事業(社会福祉功勞者、福祉作文等入賞者表彰費) 【地域福祉課】	社会福祉の増進に功勞のあった者・団体に対し、表彰又は感謝の意を表してその功をたたえ、労をねぎらい、福祉ポスター、標語及び作文の入選者にも賞状を贈り、もって心のこいあう明るいまちづくりを進める。	福祉ポスター、標語及び作文参加者数:2,000人	福祉ポスター、標語及び作文参加者数:1,786人	福祉ポスター、標語及び作文参加者数:2,000人
	実績		評価		
3	地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営助成金) 【地域福祉課】	地域福祉活動を充実するため、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられている相模原市社会福祉協議会に運営費等を助成する。	市派遣職員(2人)の引き揚げを完了する。	予定どおり市派遣職員2名の引き揚げが完了した。	強化・発展計画を着実に推進し、経営基盤の一層の強化を図る。
	実績		評価		
4	地域福祉活動推進事業(福祉コミュニティ形成事業) 【地域福祉課】	福祉コミュニティの形成を支援するため、社会福祉基金の運用収益等による助成を行う。	15地区で実施	15地区で実施し、各地区では、交流拠点の設置や、日常的な高齢者支援の仕組みづくり、見守り活動の実施、地域の中で孤立を防ぐ「たまり場」づくり、地域でのボランティア登録・調整の仕組みづくり等、地域の福祉課題に応じた取組が図られた。	18地区で実施
	実績		評価		
5	地域福祉活動推進事業(地域福祉推進経費) 【地域福祉課】	相模原市地域福祉計画に基づき、身近な地域福祉を一層進めるため、地域での福祉活動の支援などを実施するとともに、地域福祉計画推進会議において地域福祉計画の実施状況の把握や意見聴取などを行う。	福祉のまちづくり推進協議会、新規加入数:1団体以上	1団体加入。	①福祉のまちづくり講演会の実施1回 ②福祉カレンダーの作成、配布 ③福祉のまちづくり研修会の開催1回
	実績		評価		
6	民生(児童)委員活動推進事業 【地域福祉課】	社会福祉の増進に努めるため、民生委員・児童委員の活動を推進する。	欠員の補充を図るとともに、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを図るため、民生委員・児童委員の活動のあり方や方向性について検討を進める。	平成24年度中に新たに19名の欠員を補充した。 民生委員児童委員協議会とともに、民生委員を取り巻く課題等への対応など、活動の負担軽減策について検討を進めた。	民生委員活動の負担軽減等について、民生委員児童委員協議会とともに検討を進め、平成25年12月の民生(児童)委員の一斉改選までに、負担軽減策等を取りまとめる。
	実績		評価		
7	相模大野駅北口広場エレベーター設置事業 【南土木事務所】	高齢者、障害者等の移動円滑化の向上を図るため、エレベーターを設置し、駅前広場の交通環境の改善を図る。	設置に向けた関係機関協議	関係機関(小田急電鉄)と、エレベーター設置のスケジュール等について協議	設置に向けた関係機関協議 H26年度設計に向けた予算要求
	実績		評価		
8	ノンステップバス導入促進事業 【交通政策課】	車椅子利用者等の利便性を向上するノンステップバスを民間事業者が導入する際に費用の一部を補助する。	新規導入1台	1台	新規導入1台
	実績		評価		

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域福祉活動推進事業(市民福祉の集い開催費)【地域福祉課】	296	218	296	308	
2	地域福祉活動推進事業(社会福祉功労者、福祉作文)【地域福祉課】	709	520	620	505	
3	地域福祉活動推進事業(社会福祉協議会運営助成金)【地域福祉課】	382,729	414,690	414,539	431,739	
4	地域福祉活動推進事業(福祉コミュニティ形成事業)【地域福祉課】	4,535	5,874	7,595	7,453	
5	地域福祉活動推進事業(地域福祉推進経費)【地域福祉課】	6,665	3,031	3,203	2,728	
6	民生(児童)委員活動推進事業【地域福祉課】	102,826	102,960	102,915	103,124	
7	相模大野駅北口広場エレベーター設置事業【南土木事務所】	72,910	0	0	0	
8	ノンステップバス導入促進事業【交通政策課】	3,000	2,660	1,900	1,806	

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合については、基準年度との比較では上昇しているものの、目標値及び前年値を下回っている。身近な地域で「ちょっとした困りごと」を解決するための仕組みづくりを一層進める必要がある。
- 地域で住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合を高めるためには、住民一人ひとりの意識の醸成が必要であるため、引き続き長期的な取組を推進していく必要がある。
- 民生(児童)委員において、業務の多忙感や負担感が増加しており、民生(児童)委員の担い手が不足する状況のため、地域から候補者を選出することが困難になってきている。
- 相模大野駅北口駅前広場エレベーター設置事業については、高齢者や障害者等の移動の円滑化を目的に駅前広場の交通環境の改善を図っているが、バスの乗降場や商業施設等に隣接しているため、交通事業者等の関係機関と入念な事前協議を要する。

【平成24年度の取組についての総合評価】

- 福祉コミュニティ形成事業の推進(取組地区の増加)や南区地域福祉交流ラウンジの新設については、一定の成果をあげたものと考えられる。
  - 福祉作文等入賞者表彰については、新たに福祉標語の募集を行ったことにより、昨年より参加者が大幅に増加し、福祉思想の普及啓発が図られた。
  - 社会福祉協議会については、派遣職員の引き揚げに伴い、固有職員の中から管理職を育成し、より主体的な団体運営を行うための基盤ができた。
  - 民生委員の負担軽減策の検討を進めた。また、民生委員の欠員を19名補充し、身近な地域における相談者の確保等を図り、福祉の増進に寄与した。
- 本施策の成果指標及びサブ指標が「B」評価であったこと、また、施策を構成する主な事務事業については、概ね目標どおり実施したが、一部の事業において目標値を下回ったことを勘案し、1次評価はBとした。

【今後の具体的な改善策】

- これまで福祉コミュニティ形成事業で実践されてきた事業内容や課題を各地域間で共有し、身近な支え合い活動を単位自治会や学区などの小地域に広めていく必要がある。
- 地域福祉を推進する団体である市社会福祉協議会の運営が安定的、継続的に行われるよう、経営基盤の強化を促す。
- 平成25年の民生(児童)委員の一斉改選に向け、委員のなり手を増やすために、活動しやすい環境づくりを図る必要があることから、負担軽減策を取りまとめる。
- 相模大野駅北口駅前広場エレベーター設置事業については、バスの乗降場での施工となるため、関係事業者を含めたスケジュール調整等を予定している。また、中期実施計画に基づくH26年度詳細設計、H27年度工事発注に向けた、国庫を含めた予算要求を行っていく。

1次評価

B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

	2次評価
--	------

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■ 【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

- ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標
- イ 測定結果が出ていない成果指標
- ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):100、最終(H31):100

指標と説明	バス停留所のバリアフリー化対応率 ⇒バス中扉からの車椅子乗車を行うために整備が必要なバス停の整備状況【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	環境整備の必要なバス停(247箇所)について順次整備を進めることとして、目標を設置しました。					平成24年度は、目標値を若干下回ったが、平成25年度中に残りのバス停についても整備を完了し、バス中扉乗車を開始する予定である。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	40.4	53.1	77.6	100	100		
実績値(b)	—	53.1	77.6	91.9	—		
達成率(a/b)%	—	100.0	100.0	91.9	—		
						評価	B

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成
- ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D: 年度別の目標の値が60%未満
- ◆—: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

■ 【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

■ 【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

庁内の関係課長で構成する地域福祉計画連絡会議や社会福祉協議会との定例会議の開催、また平成23年度からは新たに地区社会福祉協議会の代表会議に出席するなどして、他の部局や関係団体と連携を図っている。

■ 【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容	
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		
		評価結果
		1次評価
		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき      再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持:見直しを要さない      拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
地域福祉の推進	住民がともに地域で支えあっている。	1 地域福祉活動の推進	【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合	地域福祉活動推進事業（社会福祉協議会運営助成金） 地域福祉活動推進事業（福祉コミュニティ形成事業） 民生（児童）委員活動推進事業
		2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進	※【サブ指標】バス停留所のバリアフリー化対応率	相模大野駅北口広場エレベーター設置事業 ノンステップバス導入促進事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	1	あたたかい地域福祉社会をつくります
施策名	NO	2	援護を必要とする人の生活安定と自立支援
			施策所管局 健康福祉局
			局・区長名 篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○援護を必要としていた人が、自立して生活できるようになっている。
取り組みの方向	<p>1 生活の安定と自立に向けた支援                  援護を必要とする人の生活の安定のため、生活相談や緊急援護資金の貸付けなど支援策の充実を図るほか、関係機関との連携により社会的・経済的な自立を促進します。また、ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、自立に向けた支援を進めます。</p> <p>2 生活保護受給世帯の支援                  生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の強化を図るなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):9.0%、最終(H31):12.0%

指標と説明	【指標2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合 ⇒生活保護受給者が自立に向けて取り組んでいる状況を見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	本市の現状が県内平均値より低いことから、県内平均値を中間目標に、基準年次における県内先進都市の値を最終目標として設定しました。					リーマンショック以降の長引く景気の低迷と厳しい雇用情勢を背景に、生活保護受給者は増加の一途をたどっている中、受給世帯の複合的な課題に対応していくための新しい支援メニューを開始し、個々の状況に合ったきめ細かな支援を図ったことにより、各メニューへの参加者が増加したことにより目標値を上回った。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	7.5	8	8.3	8.5	8.8		
実績値(b)		7.5	9.9	12.4			
達成率(a/b)%		93.8	119.3	145.9			
						評価	A

【指標2】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							
						評価	

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							
						評価	

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							
						評価	

- ◆A: 年度別目標を上回って達成
- ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D: 年度別の目標の値が60%未満
- ◆—: 今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	33,257	100,446	106,074	176,370		生活保護受給者の自立支援事業は、事業の拡充と新規メニューの開始により事業費が大幅に増加した。(住宅手当については、離職による給付者の減少により事業費が4,000万円から2,500万円に減少)。
人件費	7,077	9,437	13,919	21,375		
総事業費	41,180	111,119	119,993	197,745		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	58	155	167	275	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	事業の概要	平成24年度		平成25年度 指標・目標
			指標・目標	実績・評価等	
1	自立支援相談・援護事業 【地福課:3生活支援課】	都市公園、河川等を故なく起居の場所としているホームレスの自立支援等に関する施策の推進及びホームレスへの生活保護施策の円滑な適用を図る。	巡回相談事業(年12回)、保健サービス支援事業(年1回)、行旅人医療費等援護(随時)	巡回相談12回(延70人)、随時訪問22日、保健サービス1回(1人受診)	巡回相談事業(年12回)、保健サービス支援事業(年1回)、行旅人医療費等援護(随時)
				計画に沿った相談援助の実施による要保護者への支援、公園課・生活支援課等との連携による新たな要保護者の状況把握と支援	
2	生活保護受給者の自立支援事業 【地福課:3生活支援課】	様々な課題を複合的に抱える被保護者又は要保護者に対し、個々の状況に合ったきめ細かな支援を継続的に行うことにより、自立阻害要因を解消し、その自立を助長する。	参加者目標1,214人。従来の取組に加え、NPO法人等との連携により支援の充実を図る。	本事業の参加者1,568人	参加者目標1,646人。既存の事業の充実を図るとともに、NPO法人等との連携による新たな支援により、自立助長を促進する。
				受給者が増加している中で、新たな支援メニューを取り入れ、個々の状況に合った支援策の実施により、多くの参加者への自立助長を図っていくことができた。	
3	【課】			実績	
				評価	
4	【課】			実績	
				評価	
5	【課】			実績	
				評価	
6	【課】			実績	
				評価	
7	【課】			実績	
				評価	
8	【課】			実績	
				評価	

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	自立支援相談・援護事業 【地福課:3生活支援課】	2,229	4,181	4,669	8,765	
2	生活保護受給者の自立支援事業 【地福課:3生活支援課】	10,175	22,295	60,459	142,149	
3	【課】					
4	【課】					
5	【課】					
6	【課】					
7	【課】					
8	0 【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

●生活保護受給者の自立支援

・リーマンショック以降、生活保護受給者は大幅な増加が続いている。伸び率は平成21年度をピークに減少してきているものの、リーマンショック前の水準に回復する見通しは不透明である。生活保護受給者数は、当面、増加傾向が続くものと見込まれる。  
 ・被保護者が抱える課題は多様化・複雑化(複合的)しており、保護費を支給するだけでは被保護世帯の抱える様々な問題の解消は図れず、自立につながりにくい状況である。就労意欲の喚起を図りながら、就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、子ども・若者への学習・学びなおしの支援、社会性や他者との関係を育むための支援、ボランティア活動や就労体験等の提供による社会生活や日常生活能力の向上等への支援など、個々の被保護者の状況に合ったきめ細かな支援が引き続き求められている。

【平成24年度の取組についての総合評価】

●平成24年度においては、就労や健康管理などこれまで実施してきた支援を引き続き推進するとともに、以下の取組を新たに実施し、生活保護受給者の自立支援を推進し、参加者の増加につなげた。

・NPO法人への委託による子ども健全育成事業と若者自立支援事業を統合し、全日制高校への進学促進、安定した高校生活の確保、高校卒業後の継続的な就労促進、社会との関わりについての環境整備を行いながら、世代間生活保護からの脱却と社会的な自立を目指すための学習・進路支援や居場所づくりを行う事業について、中学生から若者までを継続的・総合的に実施した。(個々の成長過程に合わせて継続した見守り・支援)

・稼働年齢層の生活保護世帯の増加に対する自立支援を強化するため、規則正しい生活や社会との関わりを取り戻すためのボランティアや就労体験の場を提供しながら、キャリアカウンセラー等による就労意欲の喚起から就労支援に至る総合的な支援を実施し、就労支援の充実・強化を図った。

・職業カウンセリングを実施するカウンセラーを3区の福祉事務所に配置し、ボランティア活動・農業体験・就労体験から就労支援までを総合的に支援した。

・年金事務に精通した自立支援相談員を配置し、年金受給資格の調査や相談などを行い、年金保険料の追納・後納による受給資格の取得や、有受給資格者の裁定請求の手続き等を含め、自立を支援した。(3区で実施)

・見守りが必要となる高齢者世帯等に対する訪問や生活課題の解消に向けた支援を実施した。(南区でモデル実施)

●就労支援については、すぐに求職活動が行える受給者への支援に加え、就職活動前の段階として就労準備支援が必要な受給者への取組を実施したことにより、就職できた受給者が増加し、併せて保護費の減少にも繋がった。

○本施策の成果指標である「生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合」は、生活保護受給者数が目標設定時に見込んでいた人数を大幅に上回ったものの、個々のニーズに対応した支援メニューの新たな実施等により、目標値を大きく上回ったことから、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

生活保護受給者の自立支援については、不安定な経済・雇用情勢など、今後も厳しい状況が続くことが予想される中で、稼働年齢層の生活保護世帯が増加していることや、被保護者の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、これまで実施してきた事業を継続していくほか、平成25年度は新たな展開として、以下の取り組みを行い、総合的・継続的な支援と個々の状況に合ったきめ細かな支援の充実を図っていく。

・就労支援の充実

就労支援員による「きめ細かな支援」の実施、ハローワーク、市就職支援センター等との連携強化

・就労体験・社会参加等支援事業の拡充

商店街において、地域資源を活用して地域と協働した取組による就労体験と居場所機能の充実

・子ども・若者支援事業の拡充

勉強会の実施を3区で4会場⇒3区で5会場(中央区で増設)

居場所の開設を南区で1ヶ所⇒3区で各1ヶ所設置・展開

・障害者自立サポート事業の拡充

支援の拠点を南区で1ヶ所⇒3区に設置

・高齢者等の日常生活自立支援の拡充

南区内の支援対象者世帯を80世帯から300世帯に拡充

1次評価

A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要



■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ □ウ)  
 ■ 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):29.6、最終(H31):37.1

指標と説明						結果の分析	
	目標設定の考え方						
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%						評価	

◆A:年度別目標を(上回って)達成

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名		
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名		
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき

改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき

現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
援護を必要とする人の生活安定と自立支援	援護を必要としている人が、自立して生活できるようになっている。	1 生活の安定と自立に向けた支援	【指標2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合	自立支援相談・援護事業
		2 生活保護受給世帯の支援		生活保護受給者の自立支援事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	2	次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります	施策所管局	健康福祉局
施策名	NO	3	子どもを生まやすい環境の整備	局・区長名	篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○子どもをほしいと思う人が増えている。
	○市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。
取り組みの方向	<p>1 安心して妊娠・出産できる環境の整備 妊娠・出産に対する不安を解消し、安心して子どもを生ま育てることができるよう、家庭や職場などにおける環境づくりを進めるとともに、医療と保健の連携を一層推進し、体制の整備に取り組みます。また、不妊治療への支援策の充実を図ります。</p> <p>2 母子保健の充実 親と子が心身ともに健康に過ごすことができるよう、乳幼児期の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):1.16、最終(H31):1.16

指標と説明	【指標3】合計特殊出生率 ⇒1人の女性が一生に生む子どもの数を示す指標【単位:-】					結果の分析	
目標設定の考え方	出産・育児に関する福祉制度の充実だけではなく、税制の優遇、就労・景気対策等の経済的支援など様々な要因や国の施策によるところが大きいものですが、全国的な少子高齢化が進むなか、基準値を維持することを目標として設定しました。					合計特殊出生率については、晩婚化や経済状況等の影響を大きく受けるものであるが、平成24年度においても妊婦健康診査事業やこにちは赤ちゃん事業などを推進したことにより目標値を上回る結果となったものと考え。今後も各種母子保健事業の効果的な実施に取り組み、環境整備を図りたい。	
	基準値(H20年度)	H22年度(H21)	H23年度(H22)	H24年度(H23)	H25年度	評価	A
目標値(a)	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16		
実績値(b)		1.20	1.21	1.21			
達成率(a/b)%		103.4	104.3	104.3			

【指標2】

※中間(H26):57.9%、最終(H31):60.2%

指標と説明	【指標4】子どもを生まやすい環境であると感じている市民の割合 ⇒子どもを生まやすい環境が本市に整っているかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度の伸び率を目標として設定しました。					妊婦健康診査の助成金額の拡充や各種業務において母子保健に関する啓発等に取り組んだことで、母子健康手帳・妊婦健康診査費用補助券の妊娠初期での交付率が向上した。妊娠初期の交付率向上により、健診の定期的な受診に繋がり、妊婦と胎児の健康管理が充実し、目標を達成したものと捉えている。	
	基準値(H20年)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	55.7	56.1	56.6	57.0	57.5		
実績値(b)		56.1	58.1	58.1			
達成率(a/b)%		100.0	102.7	101.9			

【指標3】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【指標4】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

◆A:年度別目標を上回って達成  
◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	362,554	360,665	362,801	359,720		妊婦健康診査事業における健診費用助成人数の増減による。
人件費	23,465	23,021	22,783	20,370		
総事業費	386,019	383,686	385,584	380,090		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	542	535	536	528	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】		平成24年度		平成25年度 指標・目標
	事業の概要	指標・目標	実績	評価等	
1	妊婦健康診査事業 【健康企画課】 妊婦健康診査の重要性・必要性を考慮し、母子健康手帳とともに妊婦健康診査費用補助券を交付することで、経済的な負担軽減と妊娠初期からの定期的な受診を促し、妊婦と胎児の健康管理の充実を図る。	妊娠初期(3ヶ月以内) 交付率 94% 妊婦と胎児の安定的な健康管理に資するため、母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券を妊娠初期(3か月以内)に交付するよう努め、定期的な受診を目指す。	実績 母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券の妊娠初期(3か月以内)の交付率 93.4%	評価 目標をわずかに下回ったが、薬局等への受診勧奨カードの配架などに取り組み、交付率は昨年度実績の93.0%を上回っている。妊娠初期での交付率の向上により、妊婦と胎児の健康管理の充実が図られた。	交付率 94% 妊婦と胎児の安定的な健康管理に資するため、母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券を妊娠初期(3か月以内)に交付するよう努め、定期的な受診を促す。
2	こんにちは赤ちゃん事業 【健康企画課】 生後4か月までの乳児のいる家庭に対し、心身の状況・養育環境等の把握や助言及び情報提供を行い、さらに児童虐待の早期発見・対応及び予防に結びつけることを目的とし実施する。	訪問率 100% 訪問できない家庭については、4か月児健診や夜間訪問を行い、すべての乳児の状況を把握する。	実績 訪問率:95.7% (5,541人) *参考 H22 83%、H23 90.1%	評価 訪問率は年々上昇しており、乳児家庭への育児等に関する支援の充実が図られた。また、訪問を希望しない等の理由により訪問できなかった家庭については、電話での状況確認を行うとともに、その後の4か月児健診や夜間訪問等により、すべての乳児の状況を把握し、乳児家庭の孤立化の予防や乳児の健全な育成環境の確保に努めた。	訪問率100%。(ただし、訪問を希望しない場合は除く) 訪問できない場合は4か月児健診を活用した育児相談などに引き続き取り組む。
3			実績		
4			実績		
5			実績		
6			実績		
7			実績		
8			実績		

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	妊婦健康診査事業 【健康企画課】	344,101	342,235	343,801	339,767	
2	こんにちは赤ちゃん事業 【健康企画課】	18,453	18,430	19,000	19,953	
3						
4						
5						
6						
7						
8						

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

●妊婦健康診査事業

妊娠初期（3か月以内）の母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券の交付率も高く、定期的な受診に繋がっており妊婦と胎児の安定的な健康管理の充実が図られている。今後も更なる健康診査費用の経済的負担軽減や母子健康手帳発行時等の相談支援の充実に取り組む必要がある。

●こんにちは赤ちゃん事業

訪問を希望しない家庭などがあり、通常の訪問において100%の訪問率を達成できていないことが課題であるが、4か月児健診の活用や夜間訪問等を行うことにより、全ての母子の状況の把握に努め、育児等に関する相談や支援を行っている。

【平成24年度の取組についての総合評価】

●妊婦健康診査事業

妊娠初期（3か月以内）の母子健康手帳及び妊婦健康診査費用補助券の交付率は目標値をわずかに下回ったが、昨年度実績の93.0%を上回っており、妊娠初期からの受診に繋がりが妊婦と胎児の健康管理が充実した。各種事業において妊婦と胎児の健康管理に関する啓発・相談等を行い、妊婦支援の充実にも努めたことで一定の効果があつたものである。

●こんにちは赤ちゃん事業

訪問率も年々上昇している状況で、多くの母子の健康状態等を把握することができており、効果を上げているものと考えている。また、産後の悩みを抱える保護者の相談等も受けており、育児不安の解消や児童虐待の早期発見・予防に繋がるなど、役割は大きいものと考えている。

○施策全体の総合評価

施策全体として、成果指標は2項目とも評価「A」であり成果が出ているところである。特に、施策を構成する事業のこんにちは赤ちゃん事業については、年々訪問率が上昇しており、訪問できなかった家庭についても他の方法によりすべての乳児の状況把握を行うなど、母子保健の充実につながる取組が着実に推進できていることから、1次評価を「A」とした。母子保健を取り巻く環境は社会・経済状況などが大きく影響するところもあるため、今後も個々の家庭の状況に応じた対応を行うなど「子どもを生みやすい環境の整備」を推進したい。

【今後の具体的な改善策】

●妊婦健康診査事業

妊婦健康診査費用補助券は、引き続き保健師による面接相談が可能な各保健センターでの交付を奨励し、面接などの機会を捉えて早期からの妊婦健康診査の受診を勧める他、日本語に不慣れた外国人に対しては、妊婦健康診査費用補助券の使用の外国語翻訳版（英語、中国語など6か国語）を配布するなど、妊娠初期に補助券を交付することに繋げ、経済面、健康面においての関心を導き出し、早期からの妊婦健康診査の受診を促すことで一層の妊婦と胎児の安定的な健康管理の充実を図る。

●こんにちは赤ちゃん事業

面会・連絡が取れない家庭については、今後も密に連絡を取る体制をとり、根気強く行っていく。また、乳児が虐待を受けているのではないかと心配される家庭を発見した場合などには、各区に設置している児童虐待の専門部署へ通告することが想定されるため、平素より連携強化を図る。

1次評価
A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

【施策推進に対する意見】

・本施策を推進していくためには、女性のライフステージに応じた子育て環境の充実に向けた総合的な視点から施策を管理する必要があることから、保健衛生分野だけではなく、現在も手掛けている女性の雇用、保育、教育なども含め、横断的な分析とそれに基づく取組・進行管理を強化されたい。

【改善すべき点】

・定量指標である「合計特殊出生率」が最終目標まで1.16と低く、そもその設定の仕方に課題があるが、一方で、「合計特殊出生率」を伸ばすことについて市事業だけで対応することも無理があることから、市の事業努力の結果が反映されるようなサブ指標の設定を検討されたい。  
・子どもを欲しいと思う人の増加につながるような指標を設定しないと評価が難しいことから、特に生む側の観点からの検討を進められたい。

2次評価
B

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ □ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b) %						評価	

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成  
 ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D: 年度別の目標の値が60%未満  
 ◆一: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	妊婦健康診査事業	関連する施策を構成する事業名	妊婦健康診査事業
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	妊婦と胎児の安定した健康管理には、早期からの妊婦健康診査が不可欠であるため、今後もより子どもを生みやすい環境の整備に向け、本事業を継続する。 なお、妊婦健康診査は、平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法(H27.10.1施行予定)においても市町村が行う事業に位置づけられており、公費負担の充実など、今後も積極的な支援を図っていく必要がある。		1次評価
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 少子高齢化の現在では、市の活力を維持するためにも子どもは宝であり、均衡のとれた人口構成が大切である。 相模原市だけでなく、日本全体にとって少子化対策は重要な問題であることから、安心して出産でき、子育てができる環境を整えることが、今後ますます必要であり、事業を推進すべきである。 (意見) ○ 取り組みの方向性は支持できるが、有効性を見極めながら取り組みを進めて行くべきである。 ○ 拡充の方向性が不明であり、受診回数の増加や公費負担の充実について、先に効果を検証すべきである。		2次評価

事務事業名	こんにちは赤ちゃん事業	関連する施策を構成する事業名	こんにちは赤ちゃん事業
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進行する中、子育て家庭が孤立することなく安心して子育てができる環境づくりを進めることは大変重要である。本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、個々の状況に応じた支援等行う子育て支援事業であり、母子の健全な育成環境の整備を図ることで、児童虐待などの不幸な事象を未然に防ぐことにもつながることから、事業の更なる充実が必要である。		1次評価  現状維持
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由) 核家族化が進んでいる中で、家庭に訪問し、育児相談を行い、適切なサービスの情報提供を行うことは有意義であり、嘱託職員を含む5人の職員で高い訪問率が確保されていることから、成果が認められる。また、養育環境等の把握を行うことにより、児童虐待などを未然に防ぐためにもきめ細かい対応や支援を引き続き行っていただきたい。</p> <p>(意見) ○ サービスの情報提供を行う中で、コミュニティサークルの情報提供やボランティアによる支援サークルなどの支援の推進を行っていただきたい。</p>		2次評価  現状維持

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の 安心の確保	子どもをほしいと思う人が増えている。 市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。	1 安心して妊娠・出産できる環境の整備	【指標3】 合計特殊出生率	1 妊婦健康診査事業 2 こんにちは赤ちゃん事業
		2 母子保健の充実	【指標4】 子どもを生きやすい環境であると感じている市民の割合	1 妊婦健康診査事業 2 こんにちは赤ちゃん事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO	2	次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります	施策所管局 健康福祉局
施策名	NO	4	子育て環境の充実	局・区長名 篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○安心して子育てができています。
	○子どもを必要ときに預けることができています。
取り組みの方向	1 子育て家庭への支援 保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備や、保育所の延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの拡充を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成を図ります。 また、乳幼児医療費の助成や子ども手当の支給などにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。
	2 地域で子育てを支える取り組みの推進 地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもを支援するネットワークの充実を図るとともに、保育所や幼稚園、こどもセンターなどの機能を生かした子育て・子育て家庭への支援に取り組みます。 また、子どもが、放課後に安全に過ごすことができる居場所づくりに向けた取り組みを推進します。
	3 子どもを守る取り組みの推進 子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進するとともに、地域や関係機関が連携し、育児不安を抱える家庭を支援するネットワーク体制の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):56.0%、最終(H31):68.4%

指標と説明	【指標5】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 ⇒子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかどうかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(厚生労働省)における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。					子育て環境の充実のため、保育所及び児童クラブの待機児童対策やふれあい親子サロン等に取り組んだことにより、昨年度の実績は上回ったが、目標値はわずかに下回った。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	47.3	50.2	51.7	53.1	54.6		
実績値(b)		51.1	48.8	52.6			
達成率(a/b)%		101.8	94.7	99.1			

【指標2】

※中間(H26):71.9%、最終(H31):75.1%

指標と説明	【指標6】子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合 ⇒子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「預ける場がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。					保育所の待機児童対策を重点的に行った他、児童クラブの再整備・改修に取り組んだことにより、昨年度の実績は上回ったが、目標値はわずかに下回った。	
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	B
目標値(a)	68.7	69.8	70.3	70.8	71.4		
実績値(b)		72.2	68.9	69.6			
達成率(a/b)%		103.4	98.1	98.3			

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

- ◆A:年度別目標を(上回って)達成
- ◆B:年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C:年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D:年度別の目標の値が60%未満
- ◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	620,445	1,382,839	1,698,726	1,867,516		
人件費	82,174	80,078	79,086	67,900		
総事業費	702,619	1,462,917	1,777,812	1,935,416		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	986	2,039	2,471	0	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標
		事業の概要	指標・目標	
1	地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 【こども青少年課】 保護者の育児不安を解消するため、保健師・保育士のほか、民生委員・児童委員、子育てサポーターなど地域のスタッフが育児や遊びのヒントを提供するほか、身体測定を行います。	ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・年間:297回	実績 27会場で297回実施した。参加者は、延べ26,917人。 評価 目標どおり実施した。1会場あたり91名の参加があり、保護者の育児不安の解消が図られた。	ふれあい親子サロンの開催 ・27会場 ・297回
2	児童養護施設等整備事業 【こども青少年課】 児童等の措置先となる児童福祉施設の中でも優先して整備すべき施設である乳児院及び児童養護施設の整備を促進します。	・乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画を着実に進める。市域の施設配置等を考慮しつつ、児童養護施設の整備促進を図る。	実績 乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画を定め、平成26年4月の開所に向け、着工した。(参考:進捗率10%) 評価 目標どおり実施した。また、開所後、地域住民と緊密な連携が図れるよう説明会を実施するなど様々な機会を捉え、地域住民の理解に努めた。	乳児院及び児童養護施設の合築による整備計画に基づき、平成26年4月の開所に向け、整備する。
3	児童相談所整備事業 【こども青少年課】 神奈川県県北地域児童相談所の土地・建物を譲り受け、市児童相談所として整備を進め、施設の充実を図ります。	「県北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、土地・建物の譲渡に関する手続きを進める。	実績 県と県北地域児童相談所の土地・建物の譲渡に関する事務打合せ会議を実施した。 評価 目標どおり実施した。平成26年4月から一時保護所を運営できるように、譲渡時期などに関し、県と協議を行い、財産譲渡手続きに関するスケジュールを確認した。	「県北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、平成26年4月から一時保護所を運営できるよう、土地・建物の譲渡に関する手続きを進める。
4	児童虐待防止事業 【こども青少年課】 要保護児童の早期発見、早期対応を図るため「相模原市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに児童虐待の未然防止のための諸事業を実施します。	11月の児童虐待防止推進月間において集中的な広報・啓発活動等を行う	実績 11月の児童虐待防止推進月間に各種広報啓発活動を行った。 評価 目標どおり実施した。産・学・官の連携により、ウェルネスさがみはらのライトアップ、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンとメッセージカードの配布、子育て支援講座の開催、パネル展示及び懸垂幕・のぼり旗の掲示などを行った。	11月の児童虐待防止推進月間において集中的な広報・啓発活動等を行う。
5	放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業の実施) 【こども施設課】 放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、小学校の余裕教室等を活用し、全学年の児童を対象に、地域の人たち等との遊びなどを通して様々な体験の場を提供します。	平成24年度6箇所拡大実施 平成25年度6箇所拡大実施に向けた運営体制の確立	実績 こどもセンター2館(城山、小溝南)、児童館4館(こぼと、下九沢、嶽之内、相武台第3)の6箇所において放課後子ども教室事業を新たに実施した。また、平成25年度の実施に向けて、こどもセンター4館(橋本、大野北、大沼、鶴園中和田)、児童館2館(宮上、東林間)の6箇所について運営体制を確立させた。 評価 目標どおり実施した。今後も放課後子ども教室事業の拡大実施に取り組んでいく。	平成25年度6箇所拡大実施 平成26年度6箇所拡大実施に向けた運営体制の確立(小学校内実施型2校については実施方法変更)
6	放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改修) 【こども施設課】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、老朽化した児童クラブを再整備するとともに、待機児童数の多い児童クラブの受入人数を拡大するため、施設を改修します。	《再整備》 再整備を実施する児童クラブ数:3児童クラブ 定員拡大:70人増 《施設改修》 待機児童緊急対策実施施設:3施設	実績 3箇所の児童クラブ(上溝、大野台中央、光が丘)の再整備を行い、定員を90人拡大した。また、南大野児童クラブにおいて、小学校の余裕教室を改修し放課後利用による15名の受入の拡大を図った。 評価 目標どおり実施した。今後は、児童クラブ整備事業と一体的に整備・改修を行い、待機児童対策を推進する。	再整備・施設改修を実施する児童クラブ数:3児童クラブ(大沢、双葉、谷口台) 定員拡大:100人増 ※児童クラブ整備事業(待機児童対策事業)と一体的に実施する。
7	こどもセンター改修事業 【こども施設課】 児童の健全育成に関する総合的な施設であるこどもセンターの改修を行います。	経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行う。	実績 大野北こどもセンター空調機修繕 相模台こどもセンター屋上防水改修修繕 評価 目標どおり実施した。経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行った。	経年劣化等により改修が必要なこどもセンターについて、計画的な改修を行う。 ・空調機修繕(並木) ・屋上防水改修修繕(鶴園中和田)



8	保育所待機児童対策推進事業 【保育課】	保育所入所待機児童数調査における各年4月1日の保育所待機児童数  平成25年4月1日の待機児童数 0	実績	保育所の新設等により490人の定員増を図ったほか、認定保育室の利用促進、家庭的保育事業の拡充により、平成25年4月1日現在の待機児童数は、対前年比で122人減少し、132人となった。	保育所入所待機児童数調査における各年4月1日の保育所待機児童数
	評価		目標を超える保育所の定員増を図ったが、入所申込者の増加により、待機児童の解消に至らなかった。	平成26年4月1日の待機児童解消	
9	保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進) 【保育課】	(仮称)市立幼稚園の基本指針・津久井地域の公立保育所の基本指針の策定	実績	基本方針の策定には至らなかったものの、津久井地域の公立幼稚園・保育所のあり方について基本的な考え方を整理するとともに、相模湖地域における幼保一体化の推進に向けて、与瀬保育園・相模湖幼稚園を併設により建替えた。	(仮称)市立幼稚園の基本指針・津久井地域の公立保育所の基本指針の策定
	評価		目標の達成には至らなかったが、平成24年度に整理した基本的な考え方に基づき、平成25年度に、基本指針を策定する。また、相模湖地域における幼保一体化の推進に向けた施設整備を実施した。		
10	病児・病後児保育事業 【保育課】	既存の病後児保育事業実施施設1箇所を、病児保育事業施設に移行する。	実績	市内3か所目となる病児・病後児保育施設の開設に向けて、実施事業者との協議を進めた。	市内3か所目となる病児・病後児保育施設を開設する。
	評価		目標とした病児保育事業施設への移行はできなかったが、市内3か所目となる病児・病後児保育施設の開設に向けて、実施事業者との協議を進めた。		

＜施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額＞

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン) 【こども青少年課】	877	653	455	364	
2	児童養護施設等整備事業 【こども青少年課】	0	0	0	32,069	
3	児童相談所整備事業 【こども青少年課】	0	0	0	0	
4	児童虐待防止事業 【こども青少年課】	0	0	256	1,004	
5	放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室事業) 【こども施設課】	65,917	32,422	23,414	23,833	
6	放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改) 【こども施設課】	48,820	6,580	4,450	23,066	
7	放課後子どもプラン推進事業(児童クラブの再整備・改) 【こども施設課】	28,368	31,220	44,901	9,853	
8	保育所待機児童対策推進事業 【保育課】	465,540	1,294,432	1,940,037	1,672,968	
9	保育所待機児童対策推進事業(津久井地域の幼保一) 【保育課】	0	0	867	82,805	
10	病児・病後児保育事業 【保育課】	10,923	17,532	21,055	21,554	

## ■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

### 【現状・課題認識】

- ふれあい親子サロンについては、少子化や核家族化により、子育て家庭の孤立化や育児不安を抱える家庭への支援など、子育て家庭のニーズが多様化しているに伴い、地域で乳幼児とその保護者が気軽に集え、育児相談などでもできる場の提供がより一層求められているため、継続的に実施していく必要がある。
- 児童養護施設等整備事業については、政令指定都市移行の際に策定した「児童相談所設置に伴い児童福祉施設整備の基本的な考え方」に基づき、乳児院、児童養護施設の整備を計画的に進め、平成26年4月には乳児院と児童養護施設を開設する予定である。今後の整備にあたっては、厚生労働省通知(児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について)を踏まえた平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画による施設整備が求められている。
- 児童相談所整備事業については、神奈川県との間で合意した「県北地域児童相談所の有償譲渡に係るスケジュール」に基づき、平成26年4月から一時保護所を運営できるよう譲渡に関する協議を進めているところである。今後の協議にあたっては、具体的な譲渡価格、手続等に関し、県との合意を図る必要があるとともに、施設譲渡後は、一時保護所において様々な課題を抱える児童の特性を踏まえた適切な援助を実施することが求められている。
- 児童虐待防止事業については、児童虐待に対する市民意識の高まりにより、市民や関係機関からの児童虐待通告・相談件数は毎年増加している。児童虐待の早期発見・早期対応には、市民や関係機関からの早い段階での連絡が不可欠であることから、今後も継続して、市民意識啓発のための事業に取り組むとともに、通告・相談に対する協力を求めていく必要がある。
- 放課後子ども教室事業については、小学校の余裕教室の確保等が課題となっていることから、「さがみはら児童厚生施設計画」(平成23年10月策定)に基づき、未実施の地域についてはこどもセンターや児童館等において拡充実施していく。
- 児童クラブの再整備については、老朽化した施設の再整備を進めてきたが、平成24年度の光が丘児童クラブの建替えに伴い新耐震基準以前に建設された児童クラブの再整備が完了した。また、待機児童数の多い児童クラブの受入れ人数拡大のための施設改修については、小学校における少人数学級の推進等の影響で余裕教室改修による受入れ拡大が厳しい状況となってきている。
- こどもセンターの改修については、初期に建設したこどもセンターが築20年を経過しており、経年劣化等による屋上防水や外壁修繕等の大規模な改修が必要となってきていることから、「こどもセンター改修計画」を策定し計画的に行っていく。
- 保育所待機児童対策については、就学前児童数は減少しているものの女性の就労増加や駅周辺の大規模マンション建設などを要因に保育所入所申込者が増加しており、保育需要に適切に対応した更なる対策が必要である。
- 津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、児童数の減少や施設の老朽化、旧相模原市地域との保育サービスの格差の解消などについて、津久井地域の実情を踏まえ市立幼稚園のあり方と整合を図りながら、公立保育所の適正な規模や配置を検討する必要がある。
- 病児・病後児保育事業については、平成26年度までに実施施設を4か所設置するという目標を掲げており、平成25年度中に、病児保育施設の開設を1か所予定している。目標とする4か所目の施設については、開設位置も含めた検討が必要である。

### 【平成24年度の取組についての総合評価】

- 地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)については、市内27か所で297回開催し26,917人の参加があり、今後も継続して実施していく。
  - 児童クラブの再整備・改修については、児童クラブの待機児童解消に向け、3か所の児童クラブで再整備を行い、目標とした定員を20人上回る90人の拡大を図った。
  - 保育所待機児童対策については、入所申込者の増加により、待機児童の解消には至らなかったが、目標を超える定員増を図った。
  - 津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、目標とした基本指針の策定には至らなかったが、相模湖地域における幼保一体化の推進に向けた施設整備を実施した。
- サブ指標は目標を達成したが、本施策の2つの成果指標は目標値をわずかに下回った。また、施策を構成する主な事業においても目標を達成できなかったものがあることから、1次評価をB評価とする。

### 【今後の具体的な改善策】

- 現在子育て広場等のより効果的、効率的な実施に向け庁内ワーキングを実施し検討を進めており、ふれあい親子サロンについては、子育て広場のイベントに位置づけ拡充していく予定。
- 児童養護施設等整備事業については、厚生労働省通知(児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について)や社会的養護が必要な子どもたちの特性や状況を踏まえ、政令指定都市移行の際に策定した「児童相談所設置に伴い児童福祉施設整備の基本的な考え方」を見直し、新たに平成27年度を始期とした計画期間15年の推進計画を加味した「(仮)相模原市の社会的養護の将来像」を策定し、計画的な整備を進める。
- 児童相談所整備事業については、神奈川県県北地域児童相談所の土地・建物について、具体的な譲渡価格、手続等に関し、神奈川県との間で協議を重ねるとともに、施設譲渡後は、一時保護所において児童の特性に応じた適切な援助を提供できるよう必要な整備を進める。
- 児童虐待防止事業については市民や関係機関に対して、引き続き児童虐待の通告・相談についての協力を求めるとともに、通告・相談の秘密は厳守されることを併せて周知していく。

●放課後子ども教室事業については、順次拡充実施を図っていくために、既に実施しているセンターや児童館での取組内容や実施方法等について収集、整理し、未実施の施設に情報提供を行うことで、放課後子ども教室事業が実施しやすい環境づくりを整備していく。

●児童クラブの再整備については、今後は待機児童数の多い児童クラブの再整備を行い受入人数の拡大を図っていく。また、民間児童クラブとの協力体制を充実し、待機児童解消を図っていく。

●こどもセンターの改修については、「さがみはら児童厚生施設計画」(平成23年10月策定)に基づき、空調等の電気機器の耐用年数に基づく年次更新や外壁、内装、遊具等の改修箇所を把握し、改修計画を策定し計画的な改修を行っていく。

●保育所待機児童対策については、本年4月1日現在、132人の待機児童が生じており、保育所の追加整備により510人の定員増を図るほか認定保育室の利用促進や家庭的保育事業の拡充に取り組むことにより、平成26年4月1日の待機児童解消を目標とする。

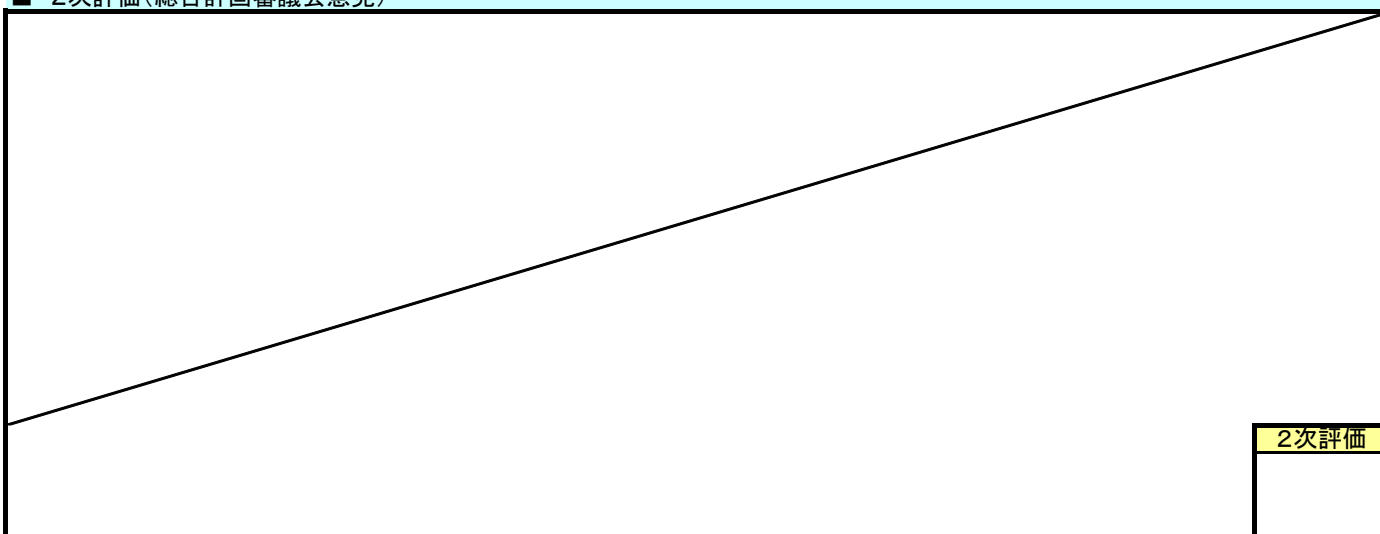
●津久井地域の幼保一体的な保育・施設整備の推進については、国の子ども・子育て関連3法の成立に伴い、平成27年4月から新制度への移行が想定されており、新制度への移行を踏まえ基本指針の策定及び城山及び藤野地域の施設整備について再検討を行っていく。

●病児・病後児保育事業については、市内3か所目となる病児・病後児保育施設の開設に向けて、実施事業者との協議を進めており、平成25年度中に開設する予定であり、引き続き、4施設目の開設に向けた検討を進める。

1次評価

B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)



2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■ 【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

■ 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
□ 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):100、最終(H31):100

指標と説明	児童虐待に関する通告相談に対する対応率					結果の分析	
目標設定の考え方	子どもを守る取り組みとして、児童虐待に関する通告相談に対する対応率を指標としました。					虐待による死亡など重篤な事件の発生を防止するため、各こども家庭相談課及び児童相談所においては、児童虐待の通告相談の受理後の対応として、対象児童の48時間以内の安全確認に徹底して取り組んだことにより、目標を達成できた。	
		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評 価	A
目標値(a)	100	100	100	100	100		
実績値(b)		100	100	100			
達成率(a/b)%		100.0	100.0	100.0			

◆A: 年度別目標を(上回って)達成

◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成

◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成

◆D: 年度別の目標の値が60%未満

◆一: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価内容	評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価内容	評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
子育て環境の充実	安心して子育てができている。	1 子育て家庭への支援	【指標6】子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)がある親の割合	保育所待機児童対策推進事業 放課後子どもプラン推進事業 (こども施設課)
	子どもを必要ときに預けることができている。	2 地域で子育てを支える取り組みの推進	【指標5】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合	地域子育て支援活動促進事業(ふれあい親子サロン)
	安心して子育てができている。	3 子どもを守る取り組みの推進	※【サブ指標】児童虐待に関する通告相談に対する対応率	児童虐待防止事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	2	次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります	施策所管局	健康福祉局
施策名	NO	5	青少年の健全育成	局・区長名	篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○青少年が健全に過ごしている。
取り組みの方向	<p>1 青少年の健全育成に向けた活動の促進                      青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど青少年活動を促進します。                      また、青少年指導者などの人材育成を推進するとともに、青少年関係団体の活動の活性化を促進します。</p> <p>2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進                      地域や青少年健全育成組織など関係団体と連携を図り、青少年を取り巻く健全な社会環境づくりに向けた啓発・情報提供を進めます。</p> <p>3 相談体制の充実                      ひきこもりなどの悩みや課題を持つ青少年やその家族が、気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):16,056人、最終(H31):14,049人

指標と説明	【指標7】不良行為少年補導人数 ⇒青少年が健全に生活できているかを見る指標【単位:人】					結果の分析	
	通過点である中間目標では20%削減、最終目標では30%削減することを目標として設定しました。					警察が所管する不良行為少年補導人数は、目標を上回り、最終目標値を達成する実績となった。主な要因としては、市において、健全啓発ポスターの作成・掲示やポケットティッシュの配布による周知、小中学校の教諭、PTA、自治会、民生委員、青少年指導員等で構成される各地域の青少年健全育成協議会や街頭指導相談員等による街頭パトロールに取り組んだこと、また、神奈川県警察においても、学校・地域・中高生の協力による小学生への学習支援や遊びとモラルの学びプロジェクトの実施や冊子・チラシの配布、クイズや紙芝居を活用した幼少期からの啓発活動、少年補導員による街頭活動などに取り組んだことによる。今後も、地域や学校、関係機関との連携により、少年補導率の減少に取り組んでいく。	
目標設定の考え方	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	20,070	19,267	18,464	17,662	16,859		
実績値(b)		11,535	11,181	5,458			
達成率(a/b) %		167.0	165.1	323.6			

【指標2】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b) %							

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a) %							

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b) %							

- ◆A:年度別目標を(上回って)達成
- ◆B:年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C:年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D:年度別の目標の値が60%未満
- ◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	36,381	35,650	32,000	32,629		人件費の削減により、施策に対する市民1人あたりコストを抑えることができた。
人件費	32,035	34,122	33,699	31,913		
総事業費	68,416	69,772	65,699	64,542		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	96	97	91	89	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標
		指標・目標	実績・評価等	
1	<b>青少年活動支援事業</b> 【子ども青少年課】  青少年の自主性及び社会性を育てるため、青少年学習センターでの主催事業を通し、青少年への体験、活動の機会の充実と参加の促進を図るとともに、青少年指導者の養成や青少年育成団体を支援します。	委託事業内容等の充実により、青少年の参加の促進を図る。 委託事業参加者:47,000人	<b>実績</b> 青少年関係団体への各種委託事業を実施し、青少年への体験、活動の機会を提供した。また、青少年指導者の養成・育成及び関係団体の育成・支援を行った。委託事業参加者数42,960人。	委託事業内容等の充実により、青少年の参加の促進を図る。 委託事業参加者:47,000人
			<b>評価</b> 目標どおり取り組みを行ったが、委託事業参加者については、雨天のため終了時刻を早めた事業があったことから目標を下回った。今後も引き続き青少年の健全育成や青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援に取り組む。	
2	<b>青少年健全育成環境づくり事業</b> 【子ども青少年課】  地域社会における青少年を取り巻く健全な社会環境づくりをめざすため、社会環境健全化活動や啓発・情報提供活動を行うとともに、青少年健全育成組織等の活動を支援します。	「家庭の日」写真・家族へのメッセージ募集、健全育成啓発作品(絵画・標語)募集 応募件数750点	<b>実績</b> 「家庭の日」写真・家族へのメッセージ募集、健全育成啓発作品(絵画・標語)募集 延べ応募件数583点 (絵画119、標語72、写真364、メッセージ28)	「家庭の日」写真・家族へのメッセージ募集、健全育成啓発作品(絵画・標語)募集 延べ応募件数750点
			<b>評価</b> 広報誌や各小・中学校へチラシを配布するなど広く周知を行ったが、応募件数は目標値の77.7%に留まった。全体として中学生の応募が少ない傾向が見られる。入選作品については、市ホームページに掲載する他、巡回作品展示、ポスター作成・配布、FMラジオ放送、横断幕掲示、動画広告等により、広く普及啓発を行った。	
3	<b>子ども・若者育成支援推進事業</b> 【子ども青少年課】  社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の問題に対応するため、「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、発達段階に応じた支援を行う。	①「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、支援の充実を図る。	<b>実績</b> 「子ども・若者支援協議会」を設置した。代表会議1回、実務者会議2回実施。シンポジウム「困難を抱える子ども・若者への支援と連携に向けて」開催 参加人数78人、相談・支援機関リーフレット作成。	「子ども・若者支援協議会」の運営を充実させる。支援・相談機関の窓口を市民に広く周知し、関係機関の連携をさらに深め、支援の充実を図る。
			<b>評価</b> 「子ども・若者支援協議会」を設置し、情報交換及び連絡調整を行うことにより、相談機関相互の連携を図ることができた。また、市民向けのシンポジウムの開催やリーフレットの作成により、広く周知を行うことができた。	
4	【課】		<b>実績</b>	
5	【課】		<b>実績</b>	
6	【課】		<b>実績</b>	
7	【課】		<b>実績</b>	
8	【課】		<b>実績</b>	

《 施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額 》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	青少年活動支援事業 【子ども青少年課】	30,083	30,436	26,753	27,662	
2	青少年健全育成環境づくり事業 【子ども青少年課】	6,297	5,215	5,229	4,810	
3	子ども・若者育成支援推進事業 【子ども青少年課】	0	0	18	157	
4	【課】					
5	【課】					
6	【課】					
7	【課】					
8	0 【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 青少年活動支援事業については、雨天のため時間を早めて終了となった事業があったことから目標を下回った。今後も引き続き青少年の健全育成や青少年指導者の養成・育成、青少年団体の支援に取り組む。
- 青少年健全育成環境づくり事業では、前年度に比べ減少し、目標件数の77.7%に留まった。課題としては、中学生からの応募減少がみられる。
- 子ども・若者育成支援推進事業については、「子ども・若者支援協議会」を設置し、情報交換及び連絡調整を行うことにより、相談機関相互の連携を図ることができた。

【平成24年度の取組についての総合評価】

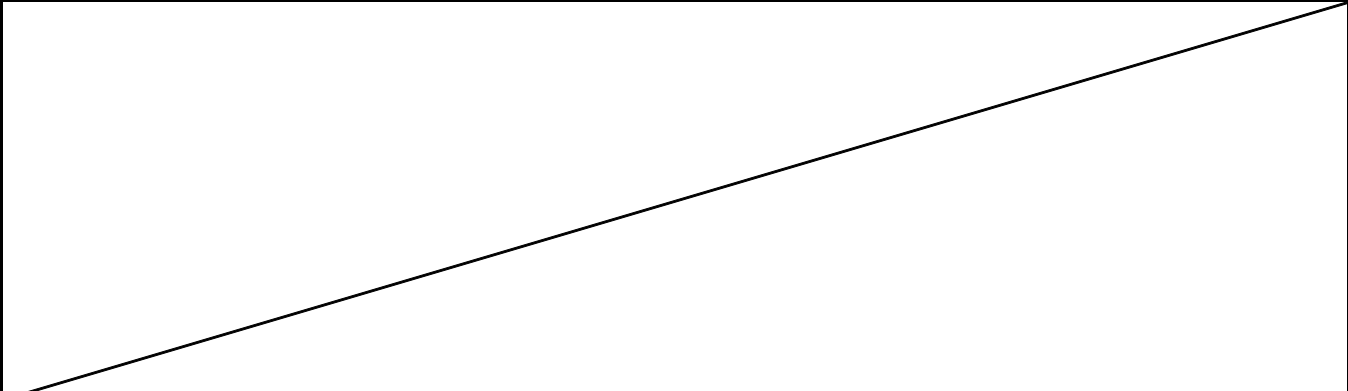
- 青少年活動推進事業については、「親子ふれあいの広場」が雨天のため時間を早めて終了となったことで、事業への参加者数が、目標値を大きく下回ったが、青少年に体験、活動の場を提供するため、スポーツ・レクリエーションフェスティバルやドリル大会等も実施し、青少年の自主性及び社会性の向上に寄与した。
  - 青少年健全育成の啓発活動については、FMラジオ放送やポスターの作成・配布などを行い、地域社会における青少年を取り巻く健全な社会環境づくりをめざし、広く周知を行った。
  - 社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者の問題に対応するため「子ども・若者支援協議会」を設置し、代表者会議1回・実務者会議2回を開催した。
- 本施策の成果指標の目標値を大きく上回ったが、サブ指標については目標値を下回った。また、子ども・若者育成支援事業について、「子ども・若者支援協議会」を設置したことは評価できるが、青少年活動支援事業・青少年健全育成環境づくり事業については、目標値を下回ったため、1次評価を、B評価とする。

【今後の具体的な改善策】

- 青少年活動支援事業については、親子ふれあいの広場が雨天により時間を早めて終了したことで、目標として設定した事業への参加者数が、目標値を大きく下回ったが、スポーツレクリエーションフェスティバルやドリル大会等の他の事業を実施したことで、青少年の体験、活動の場の提供をすることができ、青少年の自主性及び社会性を育てることができた。今後も継続して取り組んでいく。また、青少年指導員の研修を更に充実させていくことで、青少年指導者の養成、意識向上やレベルアップにつなげていく。
- 市青少年健全育成協議会との連携を密にすることにより地区育成連絡協議会の活動を支援し、地域社会における青少年の健全な環境づくりに取り組んでいく。
- 子ども・若者支援推進事業については、「子ども・若者支援協議会」を通じて関係機関の相談窓口間の連携をよりスムーズにする。また、市民向けのシンポジウムの開催やリーフレットの配布により、広く周知を行う。

1次評価
B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)


2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている      B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):42.4、最終(H31):42.4

指標と説明	結果の分析				
	ニート・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合 ⇒ひきこもりや不登校を含むニート・フリーター等が、社会的自立を目的に就学・就職が出来るようにさまざまな支援を受けられているかを見る指標				
目標設定の考え方	長引く不況により、ニート・フリーターが増加する中、平成21年7月から開始した相談・支援において、相談者数に対する就学・就職者数の割合が最も高かった平成23年度の実績を維持することを目標として設定しました。				
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
目標値(a)	42.4		42.4	42.4	42.4
実績値(b)		37.1	42.4	36.1	
達成率(a/b) %		0.0	100.0	85.1	
					評価 B

若者サポートステーション等関係機関との連携が不十分であった為、目標値に達しなかった。今後は、子ども支援協議会等を活用し、様々な支援を行いながら、若者の社会的自立を促進していかなければいけない。

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成  
 ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D: 年度別の目標の値が60%未満  
 ◆-: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価



事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
青少年の健全育成	青少年が健全に過ごしている。	1 青少年の健全育成に向けた活動の促進	【指標7】 不良行為少年補導人数	1 青少年活動支援事業
		2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進		青少年健全育成環境づくり事業
		3 相談体制の充実	※【サブ指標】 ニート・フリーターの相談者数に対する就学・就職者数の割合	子ども・若者育成支援推進事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	3	高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくります
施策名	NO	6	高齢者の社会参加の推進

施策所管局 健康福祉局  
局・区長名 篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○高齢者が生きがいを持って社会とかかわっている。
取り組みの方向	<p>1 高齢者の就労機会の充実 ハローワークとの連携による就労相談体制の充実を図るとともに、シルバー人材センターによる就労支援や各種情報提供を図ります。</p> <p>2 高齢者の地域活動の推進 地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。 また、高齢者と子どもなどの幅広い世代間交流や伝統文化伝承活動を推進します。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):47.8%、最終(H31):52.4%

指標と説明	【指標8】活動の場がある高齢者の割合 ⇒高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかかわっているかを見る指標 【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	65歳以上の高齢者人口推移に、過去の就労者人口の推移や今後の施策展開による活動人口の伸びを見込み、目標として設定しました。					3年に1度実施している高齢者等実態調査の結果を目標値としており、平成23・24年度は当該調査を実施しておらず、実績値がないことから、結果の分析及び評価はできない。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	-
目標値(a)		45.2	45.8	46.5	47.1		
実績値(b)		46.2	-	-			
達成率(a/b)%		102.2					

【指標2】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

指標と説明	結果の分析				
	目標設定の考え方				
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
目標値(a)					
実績値(b)					
達成率(a/b)%					
					評価

- ◆A:年度別目標を(上回って)達成      ◆B:年度別の目標の値を80%以上達成      ◆C:年度別の目標の値を60%以上達成  
◆D:年度別の目標の値が60%未満      ◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

### ■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	172,413	171,429	152,573	140,780		シルバー人材センター支援事業については、昨年度と比較して、大幅な削減を実施した。一方、高齢者の地域活動支援事業については、講座回数の増加やホームページの作成により増となったが、総事業費は対前年度比で約11,793千円の減額となった。
人件費	26,820	26,136	25,812	24,444		
総事業費	199,233	197,565	178,385	165,224		
施策に対する市民1人あたりコスト【単位:円】	280	275	248	230	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

### ■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標
		事業の概要	指標・目標	
1	高齢者大学運営事業 【高齢者支援課】	学習と仲間づくりを通じて、高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、あじさい大学を開校する。	①修了率90%以上 ②満足度80%以上	実績 ①修了率 97.4% ②満足度 83.9%
	評価		「①修了率」「②満足度」共に目標を上回った。5学部(芸術、健康、文学、園芸、教養)35学科を置き、専門的な学習を実施し、高齢者の生きがいづくりに寄与できた。	
2	シルバー人材センター支援事業 【高齢者支援課】	高齢者への就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする(社)相模原市シルバー人材センターの育成のための助成を行う。	①会員数3,700人 ②受託件数24,000件 ③就業率80%以上	実績 ①会員数 3,667人 ②受託件数 25,542件 ③就業率 87.6%
	評価		「①会員数」は目標を下回ったが、「②受託件数」「③就業率」は目標を上回った。会員の増強について引き続き重点指導する。	
3	高齢者の地域活動支援事業 【高齢者支援課】	地域で活動したいと考えている高齢者(団塊の世代を含む)を支援するために、必要な知識や技能の取得及び、地域活動への橋渡しとなるような養成・育成講座を開催する。	①地域デビュー講座受講者数50人 ②地域活動実践講座受講者数40人	実績 ①地域デビュー講座受講者数57人 ②地域活動実践講座受講者数30人
	評価		「①地域デビュー講座受講者数」は目標を上回ったが、「②地域活動実践講座受講者数」は、目標を下回った。引き続き受講者数の増加に向けた広報等に取り組んでいく。	

### 《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	高齢者大学運営事業 【高齢者支援課】	30,967	31,544	21,973	21,087	
2	シルバー人材センター支援事業 【高齢者支援課】	112,043	110,282	103,169	89,882	
3	高齢者の地域活動支援事業 【高齢者支援課】	103	303	431	2,811	

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 高齢者大学は、学習や趣味の活動を通じた生きがい、仲間づくりを目的に、これまで、約2万人を超える卒業生がいる。卒業生の一部は、OB会を結成(現在約180団体、3,300人)するなど、自主的に学習や趣味の活動を継続している。
- 高齢者大学は、事業開始から32年が経過している。平成24年度に策定された「受益者負担の在り方の基本方針」に基づき、適正な受益者負担の在り方について検討する必要がある。また、事業の発展のため、運営方法の在り方について検討する必要があると考える。
- シルバー人材センターは、短期的、臨時的な仕事を通じた生きがいづくり、仲間づくりを目的として運営し、市は補助金を交付してこれを支援している。
- センターの運営面については、自主財源の確保に努めることなどにより、自立度を高めた運営を図ることが必要である。
- 高齢者の地域活動について、市は、団塊の世代も含めた高齢者の地域デビュー支援のため、「シニアのための地域活動入門講座」、「同実践講座」などを開催して、地域参加のきっかけづくりに取り組んでいるが、参加定員に満たない講座もあるため、引き続き周知方法や講座内容の充実等を図る必要である。

【平成24年度の取組についての総合評価】

- 高齢者大学については、応募率の低い学科の削減、応募率の高い学科の拡充を実施するなど、ニーズに対応した構成とし、高齢者の意欲に対応した運営に取り組んだ。
  - シルバー人材センターは、より自立した運営が求められていることから、同センターにおいて平成25年から29年までの5か年を対象に、自主財源の確保や、効率的な運営に資するための支出の見直しなどを盛り込んだ中期計画を新たに策定し、経営改善に向けた取り組みに着手した。
  - 高齢者の地域活動については、地域活動支援事業推進講演会の開催、高齢者の地域活動全般に関する情報提供を行うためのWebサイト(いきいきシニア応援サイト)の創設、社会参加活動PR冊子の作成を行い、高齢者がよりスムーズに地域活動に参加できる環境づくりに取り組んだ。
- 施策全体として、2つのサブ指標のうち、「高齢者の就労機会の充実」を測る指標については目標値を上回っているが、「高齢者の地域活動の推進」を測る指標については目標を達成できなかったことから、1次評価についてはBとした。しかしながら、施策の目標である高齢者の地域活動の推進に向け、高齢者の地域活動全般に関する情報提供を行うための各種取組を進めることができたと考えられる。

【今後の具体的な改善策】

- 高齢者大学については、今後も自主自立の考え方に基づく大学運営の理念を堅持し、応募率やアンケート調査等に基づき引き続き学科の見直しを実施する。
- 高齢者大学の事業運営に係る受益者負担の在り方について、現在、検討を行っている。また、事業のさらなる充実に資するため、市民協働化又は委託化など、運営方法についての検討に着手する。
- シルバー人材センターの就労を通じた生きがいづくり、仲間づくりの理念は、今後も堅持していく。支援事業については、平成24年度に策定された「中期計画」の着実な実行について、経営改善に向けた具体的な取り組みについて指導する。
- 高齢者のニーズに対応した就労支援について、ハローワークや、市経済部と連携した取り組みを指導する。また、社会貢献活動として高齢者大学等と連携した取り組みを引き続き行う。
- 高齢者の地域活動については、「シニアのための地域活動入門(デビュー)講座」、「シニアのための地域活動実践講座」を着実に実施するとともに、参加者増への対応のため、さらなる周知に向けた広報活動に努める。
- 平成25年度は、さらなる情報提供の推進を図るため、「ワンストップ相談機能」の構築に向けた取り組みを行う。

1次評価

B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

【施策推進に対する意見】

- ・市民の満足度を高める視点から、市内にある大学、コンソーシアムといった市内の資源をこれまで以上に有効活用するとともに、市民大学事業などとの連携、あるいは棲み分けを明確化して取り組む必要がある。
- ・一方で、民間サービスも充実されつつある中、運営面における自立した高齢者の参画を促進し、行政サービスとしての範囲や適正水準がどこまでかを常に考えながら取り組んでもらいたい。
- ・シルバー人材センターについては、団塊世代の高齢化に伴い、様々な分野での高い能力を持った高齢者が増加するので、これを資源として、自立したシルバービジネスを展開し収益を上げていくことも考えてもらいたい。

【改善すべき点】

- ・高齢者大学運営事業については、3年に1度実施される調査結果を基準とするのではなく、毎年成果が分かる定量的な指標を追加設定されたい。
- ・シルバー人材センターへの補助金がどういった成果を生み出したのかについて、成果目標を設定して、達成結果を公表し市民に説明する必要がある。

2次評価

B

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア ■イ □ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):319,200、最終(H31):361,200

指標と説明	【指標8サブ指標】シルバー人材センターの就業延人員 ⇒シルバー人材センターで実際に就業した市民がどれだけいるかを見る指標					結果の分析	
	目標設定の考え方	シルバー人材センターにおいて実際に就業した人数(延)を毎年増加させることを目的に指標を設定しました。					シルバー人材センターにおける受託事業増加への取組及び会員のワークショップへの取組により目標値を超えることができたものとする。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	281,149	290,000	290,000	300,000	310,000		
実績値(b)		281,975	295,180	306,158			
達成率(a/b)%		97.2	101.8	102.1			
						評価	A

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成      ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成      ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D: 年度別の目標の値が60%未満      ◆一: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標2】

※中間(H26):100、最終(H31):150

指標と説明	【指標8サブ指標】地域貢献講座の受講者数 ⇒地域デビュー講座・地域活動実践講座を実際に参加した市民がどれだけいるかを見る指標					結果の分析	
	目標設定の考え方	高齢者の社会活動への支援策として地域活動に活かせる知識やノウハウを学ぶ講座に参加した人数(延)を毎年増加させることを目的に指標を設定しました。					受講者数について前年度より増加したが、目標値を超えることができなかった。市民への啓発、周知の不足が要因として挙げられる。Webサイトの開設やPR冊子の活用等により、市民への広報にさらに努める必要がある。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	72	80	86	90	90		
実績値(b)		47	62	87			
達成率(a/b)%		58.8	72.1	96.7			
						評価	B

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成      ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成      ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D: 年度別の目標の値が60%未満      ◆一: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

・高齢者大学については、「市高齢者大学設置運営要綱」で学長は市長、副学長は教育長と定め、事務局は保険高齢部(高齢者支援課)と教育局(生涯学習課)としており、常に連携して高齢者大学を運営している。  
 ・高齢者大学の講師選定については、平成23年度から「公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム」に一部依頼することにより、コンソーシアムの幅広いネットワークを活用し、より講座の目的や内容に合った講師の選定を行っている。

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	高齢者大学運営事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	必要性、有効性の観点から、本事業は継続していくべきものとする。一方、効率性の観点においては、受益者負担のあり方の更なる適正化や、市民協働や委託による事業実施など改善の余地があることから、これらについて、今後見込まれる高齢者人口の増加なども見据えながら、改善に向けた検討を進める。		1次評価 改善・縮小
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由)</p> 講座の運営について、講座の内容、学科の編成、津久井地域などの地域差への対応などの改善や受益者負担の見直し、委託などの手法による経費の縮小を図る必要がある。民間との競合が確認できることもあり、公共が積極的にかかわる理由が乏しく、生きがいや仲間作りを目的とするならシルバー人材センターと連携した高齢者を活用した運営や講座以外の方法により、出来る限り多くの人が参加できるように検討いただきたい。 <p>(意見)</p> ○ OB会の設立は評価するが、高齢者が参加できるサークルの運営や地域づくりのリーダーとして活動することなどの誘導を行っていただきたい。 ○ 高齢者人口が年々増加する中では、継続、拡充することも考えられる事業である。		2次評価 改善・縮小

事務事業名	シルバー人材センター支援事業	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	必要性、有効性の観点から、本事業は継続していくべきものとする。一方、効率性の観点においては、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とした中期計画に基づき、自主財源の確保や支出の見直しなどに取り組み、より効率的な運営を行う。		1次評価 改善・縮小
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由)</p> 既に補助金額の減少の効果が認められるが、収益性のある事業であり、一定期間はさらに減少を図り、公共のかかわりは、徐々に縮小する必要がある。しかし、経験豊富な人材の活用面から事業の継続は必要であるため、公益社団法人へ移行後の体制の定着・安定に向けた取り組みの成果に期待する。		2次評価 改善・縮小

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき

改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき

現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
高齢者の社会参加の推進	高齢者が生きがいを持って社会とかわっている。	高齢者の就労機会の充実	【指標8】活動の場がある高齢者の割合 ⇒高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかわっているかを見る指標	高齢者大学運営事業 シルバー人材センター支援事業
			※【サブ指標1】 シルバー人材センターの就業延人員	高齢者の地域活動支援事業
		高齢者の地域活動の推進	【指標8】活動の場がある高齢者の割合 ⇒高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかわっているかを見る指標	
			※【サブ指標2】 地域貢献講座の受講者数	

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	3	高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます	施策所管局	健康福祉局
施策名	NO	7	高齢者を支える地域ケア体制の推進	局・区長名	篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。
	○介護や支援を必要とする高齢者が、必要ときに必要なサービスを受けることができる。
取り組みの方向	<p>1 介護予防の推進 高齢者の心身の状態や生活環境等に応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的・科学的な介護予防プログラムや身近な地域での介護予防の体験・実践機会の普及を図ります。</p> <p>2 地域ケアサービス・介護サービスの推進 地域包括支援センターを中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークを充実し、ひとり暮らし高齢者などや介護家族への支援の強化を図ります。 また、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策の取り組みを進めます。 さらに、身近な地域でサービスを受けることができる介護サービス提供体制の充実や在宅で生活が困難な高齢者等のための施設の整備促進を図ります。</p> <p>3 介護保険制度・国民年金制度の充実 高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、介護保険制度及び国民年金制度の普及啓発を図るなど、制度の充実に向けた取り組みを進めます。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26)：79.7、最終(H31)：80.3

指標と説明	【指標9】健康と感じている高齢者の割合 ⇒高齢者が健康に過ごしていると感じているかを見る指標【単位：％】					結果の分析 3年に1度実施している高齢者等実態調査の結果を目標値としており、平成23・24年度は当該調査を実施しておらず、実績値がないことから、結果の分析及び評価はできない。	
目標設定の考え方	介護予防・疾病予防の取り組みにより、「健康と感じている人」の割合が増加することを目標として設定しました。					評 価	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	78.9	79.0	79.2	79.3	79.5		
実績値(b)		78.4	-	-			
達成率(a/b)％		99.2					

【指標2】

※中間(H26)：38.0、最終(H31)：40.0

指標と説明	【指標10】高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合 ⇒高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じているかを見る指標【単位：％】					結果の分析 地域包括ケア体制の構築に向け、ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を市内全地区で実施したことなどにより、地域の人達に見守られ、支えられていると感じている人の割合の増加に繋がっている。 ※市民アンケートの結果を実績値とした。	
目標設定の考え方	市「高齢者等実態調査」において、健康や福祉の相談先を「地域の関係機関や人々」とした人の割合が、平成16年度から平成19年度でマイナス3.6%となったことから、毎年1.2%ずつ増加させることを目標として設定しました。					評 価	
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25		
目標値(a)	35.2	36.1	36.6	37.1	37.5		
実績値(b)		37.4	38.7	38.6	-		
達成率(a/b)％		103.6	105.7	104.0			

【指標3】

※中間(H26)：72.5、最終(H31)：75.0

指標と説明	【指標11】介護サービス利用者の満足度 ⇒介護サービスを受けている人の介護サービス全般の満足度を見る指標【単位：％】					結果の分析 3年に1度実施している高齢者等実態調査の結果を目標値としており、平成23・24年度は当該調査を実施しておらず、実績値がないことから、結果の分析及び評価はできない。	
目標設定の考え方	各介護サービス利用者の平均満足度を平成31年度までに75%（4人に3人が満足している状態）とすることを目標として設定しました。					評 価	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	68.8	69.5	70.2	71.0	71.7		
実績値(b)		-	-	-	-		
達成率(b/a)％							

指標と説明	結果の分析				
	目標設定の考え方				
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
目標値(a)					
実績値(b)					
達成率(a/b) %					
					評価

◆A:年度別目標を(上回って)達成

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

## ■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	1,566,775	2,422,028	2,962,428	2,317,222		認知症疾患医療センター開設及び医療と介護の連携に伴う経費増 特別養護老人ホームの整備床数の減少によるもの。
人件費	87,910	92,202	91,059	90,986		
総事業費	1,654,685	2,514,230	3,053,487	2,408,208		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	2,323	3,504	4,244	3,346		

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値)

## ■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

事業の概要	平成24年度		平成25年度 指標・目標
	指標・目標	実績・評価等	
<b>地域ケア体制推進事業【高齢者支援課】</b> 1 ひとり暮らし高齢者等の支援を強化するため、行政情報を活用し、民生委員と地域包括支援センターの連携による戸別訪問を実施するなど、地域における支援困難ケースへの体制づくりを進めるほか、医療と介護の連携強化を図る「地域ケアサポート医」を配置します。	①ひとり暮らし高齢者等の地域での発見・見守りシステムを市内全地区で実施する。 ②「地域ケアサポート医」への相談について、引き続き周知を図っていく。	<b>実績</b> ①市内全地区のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯のうち対象者を抽出し、民生委員等により9,965人に戸別訪問を行った。 ②「地域ケアサポート医」を1名増員するとともに周知を行った。  <b>評価</b> ①訪問した方のうち支援が必要な方には地域包括支援センターにつなげ支援を行った。 ②相談件数が前年の8件から34件に増加した。	①ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業について、今後も高齢者の生活状況の把握と支援を行い高齢者支援の充実を図る。 ②「地域ケアサポート医」への相談について、引き続き周知を図っていく。
<b>認知症対策事業【高齢者支援課】</b> 2 認知症に対する総合的な取り組みを進めるため、認知症による医療・介護の基盤強化や連携の拠点となる認知症疾患医療センターのあり方などについて検討を進めます。	・認知症疾患医療センターの開設 ・認知症地域支援推進員の配置 ・早期発見のための診断ツールの開発 ・急性期・安定期協力病院の確保	<b>実績</b> 認知症疾患医療センターを6月に開設し、認知症地域支援推進員を1名配置した。 診断ツールの開発を行い、急性期・安定期協力病院を2か所確保した。  <b>評価</b> 認知症疾患医療センターの開設等、認知症の総合的な対策を目標どおり行った。	①かかりつけ医認知症対応力向上研修を行うことにより、認知症地域連携パスの普及を図る。 ②認知症サポーターの養成を充実する。
<b>介護予防事業【高齢者支援課】</b> 3 介護予防マニュアル等の国の動向を見ながら、1次予防事業による介護予防の普及啓発および地域での活動支援と、地域包括支援センターによる2次予防対象者に対するケアマネジメント支援、2次予防事業の対象者に対する効果的な介護予防事業を実施します。	①生活リハビリ相談の領域拡大(栄養、口腔)をおこなう。 ②地域型介護予防事業の実施・拡大を図る。	<b>実績</b> ①生活リハビリ相談の領域拡大(栄養、口腔)を行った。 ②地域型介護予防教室616回 述べ11,725人  <b>評価</b> ①目標どおり生活リハビリ相談の領域拡大を行った結果、栄養:延べ25人 歯科:延べ21人の参加が得られた。 ②目標どおり、回数(前年比103%)、参加者(前年比109%)とも参加者増が得られた。	①生活リハビリ相談(栄養、口腔)の利用者数の拡大を図る。 ②地域介護予防事業の実施、拡大を図る。
<b>地域包括支援センター運営事業【高齢者支援課】</b> 4 地域ケア体制推進の中核的機関として、社会福祉法人等への委託により、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の総合相談・支援等の業務を行います。	・職員体制137人 ・地区中心部へのセンター事務室移転の推進	<b>実績</b> 職員体制137人 地区中心部への事務室移転4箇所  <b>評価</b> 目標どおり職員の増員及び地区中心部への移転を行い、高齢者の総合相談・支援等の体制の強化及び利便性の向上等を図った。	①職員体制141人 ②第三者評価の実施 ③運営法人の公募による分割の実施
<b>介護人材の確保・育成事業【高齢政策課】</b> 5 介護人材の確保・育成を図るため、採用後のキャリアアップ支援や職員を対象とした階層別研修を開催するとともに、介護職のイメージアップを図るためのイベントへの補助や介護雇用プログラムを実施します。	介護雇用プログラムによる新たな人材育成:介護福祉士、訪問介護員 計22名	<b>実績</b> 訪問介護員養成研修2級資格を24人が取得した。  <b>評価</b> 今後、一層の需要が見込まれる介護人材の確保・育成に取組み、概ね目標どおりの人材を確保することができた。	介護雇用プログラムを活用した新たな人材育成:訪問介護員16人
<b>特別養護老人ホーム等建設費補助金【高齢政策課】</b> 6 緊急性が高い要介護4および5の重度待機者などの解消を目指すため、特別養護老人ホーム等の建設に対し助成し、整備促進を図ります。	①特養269床(新設3施設)	<b>実績</b> 特別養護老人ホーム 269床  <b>評価</b> 目標どおり整備を行い、重度要介護者などの特別養護老人ホーム入所待機者解消に向けた取組みを進めた。	特別養護老人ホーム250床(新設2施設)



7	【課】		実績	
			評価	
8	【課】		実績	
			評価	

＜施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額＞

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域ケア体制推進事業【高齢者支援課】	594	2,323	4,287	-	-
2	認知症対策事業【高齢者支援課】	2,488	5,026	7,582	22,521	
3	介護予防事業【高齢者支援課】	296,153	301,791	290,026	285,623	
4	地域包括支援センター運営事業【高齢者支援課】	616,973	654,511	691,106	730,347	
5	介護人材の確保・育成事業【高齢政策課】	6,153	43,774	41,683	43,031	
6	特別養護老人ホーム等建設費補助金【高齢政策課】	657,000	1,425,000	1,927,744	1,235,700	
7	【課】					
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 地域コミュニティの希薄化、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などにより、地域で孤立している高齢者に対する見守りや支援を充実させる必要がある。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加する中で、認知症の高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう認知症に対する知識の普及、早期発見・治療に向けた医療・介護の連携体制の構築、サービス提供基盤の整備等の課題がある。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、地域包括支援センターが地域包括ケアの中核的機関として期待される役割を果たしていけるよう、より一層の充実が求められている。
- 地域包括支援センターについては、担当区域の高齢者人口に約5倍の差が生じてきていることや、設置場所がわかりにくいなどの課題がある。
- 介護人材の確保・育成事業  
平成22年度、23年度に引き続き、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用するなどして、介護人材の確保支援を行うとともに、研修や介護のイメージアップ事業、職員のキャリアアップ支援を行った。
- 特別養護老人ホーム等建設費補助金  
特別養護老人ホーム等の施設整備は、概ね予定どおりに整備を行い、要介護4及び5の重度待機者数が148人減少した。(H24.4:1,025人⇒H25.4:877人)

【平成24年度の取り組みについての総合評価】

- 地域ケア体制推進事業  
ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業を市内の全22地区で実施し、民生委員等の戸別訪問を通じて必要なサービスに繋げたり、地域の福祉情報の提供を行うことができた。
- 高齢者への多様な生活支援及び介護家族への必要な支援を行うため、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業など在宅生活支援のための福祉サービスや、緊急一時入所事業など介護家族への支援のためのサービスの提供・充実に努めた。
- 市や地域包括支援センターにおいて、インフォーマルを含む地域資源の把握に努め「ふれあい福祉ガイド」、「介護家族ハンドブック」及び「高齢者地域情報誌」を発行し、市民の方に対して情報提供を図るなど周知に努めた。
- 地域包括支援センター運営事業  
地区中心部への地域包括支援センター事務室の移転を進めるとともに、地域包括支援センター職員の増員による職員体制の強化を行うことにより、利便性の向上や高齢者の総合相談・支援体制の充実を図った。
- 介護予防事業  
地域包括支援センターで生活リハビリ相談を開催したり、自治会等で介護予防事業を実施するなど高齢者がより身近な会場で介護予防の知識を得られる状況となった。
- 認知症対策事業  
医療と介護の連携のための基盤強化として、認知症疾患医療センターを開設し相談機能が充実するとともに、早期対応、治療を目的として、かかりつけ医が専門医療機関へ繋げる仕組み作りとして診断ツール(認知症ケアパス)を作成した。  
認知症地域支援推進員を配置し、介護従事者の研修会の実施、介護家族会の支援、急性期・安定期における入院の際の調整等を行った。
- 介護人材の確保・育成事業については、介護雇用プログラムによる新たな人材育成として、資格取得者の目標を22人としたが、最終的に24人が資格を取得した。
- 特別養護老人ホーム等の建設については、予定どおりの整備を行い、要介護4及び5の入所待機者数を減少することができた。  
○本施策の3つの指標(サブ指標を含む。)のうち、2つの指標は目標値を上回ったが、1つの指標は目標値をわずかに下回った。  
しかしながら、施策を構成する事業においては、概ね目標どおりの実績が得られ、施策の目標の達成に向け、十分に事業の効果が現れていることから、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

- ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業について、地域の高齢者の生活状況を把握、共有することで関係機関のネットワークの強化を図るとともに、支援が必要な方には、地域包括支援センターが継続的な支援を行っていく。
- 各包括支援センターで栄養士、歯科衛生士による相談(生活リハビリ相談)を実施し、低栄養の予防や口腔機能向上の必要性について普及啓発を図っていく。
- 認知症疾患医療センターを中心に、認知症の人及びその家族への継続的な支援を行う。また、かかりつけ医への研修を行うなど介護と医療の連携体制を強化していくほか、認知症連携ケアパスの普及・周知や認知症サポーター数を増やすことにより、認知症対策の総合的な推進を図っていく。
- 特別養護老人ホーム入所待機者の解消に向けた取組については、平成25年4月1日現在の待機者数が2,183人となっており、今後は、増大する介護需要に適切に対応するため、特別養護老人ホームの整備促進だけでなく、高齢者が住み慣れた地域、自宅などで継続して生活ができるよう、在宅介護サービスや地域密着型サービスの更なる充実について検討する。

1次評価

A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア ■イ □ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):9,210、最終(H31):第7期高齢者保健福祉計画策定時に検討

指標と説明	【指標9サブ指標】一次予防事業の参加者数 ⇒元気な高齢者を対象に実施している一次予防事業に参加している市民がどれくらいいるかを見る指標					結果の分析	
目標設定の考え方	一次予防事業の参加者を毎年増加(第5期高齢者保健福祉計画における地域支援事業の提供量に基づく見込量)させることを目標に設定しました。					地域の拠点である地域包括支援センターが開催する介護予防事業に加え、市が支援するボランティア等が自治会などの身近な施設で事業を開催することで、高齢者がより参加しやすい事業実施に努めたことにより、目標値を超えることができたと考える。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	7,869	8,000	8,100	8,350	8,775		
実績値(b)		7,978	8,511	9,723			
達成率(a/b)%		99.7	105.1	116.4			
						評価	A

◆A:年度別目標を(上回って)達成

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標2】

※中間(H26):82.64、最終(H31):85.64

指標と説明	・介護保険サービス受給者における居宅サービス・地域密着型サービス受給者の割合 ⇒ 要介護(要支援)認定を受けた高齢者が住み慣れた地域(または在宅)で、サービスをどれくらい利用しているかを見る指標。【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	介護保険の目的は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理等の医療が必要な人に対して、心身の状況や環境等に応じ、本人の選択にもとじた適切なサービスが、多様な事業者等から総合的・効率的に提供されることです。 このため、介護保険制度の充実に向けた取り組みについて目標設定をすることは、必ずしも介護保険の目的を適切に表すものとはいえないが、施策である「高齢者を支える地域ケア体制の推進」を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域(または在宅)で、介護保険サービスをどれだけ利用しているかを見る一定の目安として捉え、当該指標を設定するものです。 目標値(目安)については、基準値に対し、毎年度0.6ポイント増としました。					目標設定の考え方にもあるとおり、指標はあくまでも一定の目安として捉えるものであり、介護保険サービスを利用している方のうち、居宅サービスを利用している方の割合としては実績値のとおりである。今後は、こうした客観的な数値を踏まえ、実際に適切なサービスが利用されているかといった質的な効果の検証方法等について検討する。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	79.64	80.24	80.84	81.44	82.04		
実績値(b)		80.55	80.95	80.98			
達成率(a/b)%		100.4	100.1	99.4			
						評価	B

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価内容	評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価	評価の内容	評価結果
1次 【市(主管局)】				1次評価
2次 【経営評価委員会】				2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
地域高齢者を制支のえ推る進	高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。	1 介護予防の推進	【指標9】健康と感じている高齢者の割合 【サブ指標1】一次予防事業の参加者数	3 介護予防事業
		2 地域ケアサービス・介護サービスの推進	【指標10】高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合	1 地域ケア体制推進事業 2 認知症対策事業 4 地域包括支援センター運営事業
	介護や支援を必要とする高齢者が、必要ときに必要なサービスを受けることができています。	3 介護保険制度・国民年金制度の充実	【指標11】介護サービス利用者の満足度 【サブ指標2】介護保険サービス受給者における居宅サービス・地域密着型サービス受給者の割合	5 介護人材の確保・育成事業 6 特別養護老人ホーム等建設費補助金

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	4	障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります
施策名	NO	8	障害者の自立支援と社会参加
			施策所管局 健康福祉局
			局・区長名 篠崎正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○障害者が地域でいきいきと安心して暮らしている。
取り組みの方向	<p>1 障害者の相談体制の充実 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、誰でも気軽に相談できる環境や、きめ細かな情報提供など、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>2 障害者の就労支援と社会参加の促進 障害者が生きがいを持って生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けて職業訓練体制・職業相談体制の充実を図るとともに、障害者の地域でのスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加に向けた取り組みを進めます。</p> <p>3 障害福祉サービスの推進 障害者の自立と日常生活の安定を支援する障害福祉サービスが受けられる体制づくりを進めるため、計画的な施設整備の促進や運営の安定化に向けた支援を進めます。 また、精神保健福祉体制の整備・充実を図ります。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26)：98人、最終(H31)：109人

指標と説明	【指標12】一般就労をした障害者の数 ⇒福祉施設等から一般就労をした人の数を見る指標【単位：人】					結果の分析	
目標設定の考え方	平成18年度から平成20年度の就労実績と、今後の日中活動系事業所の利用者数の伸び率を参考に、目標として設定しました。					企業の障害者雇用への理解が深まりつつあること、また、障害者自身の就労意欲も高まり、福祉施設を利用せずに就労に結びついている背景がある。このため、施設利用者が減少したことから、目標値を達成することができなかった。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	D
目標値(a)	44	85	85	91	95		
実績値(b)		26	34	32.0			
達成率(a/b) %		30.6	40.0	35.2			

【指標2】

※中間(H26)：3,049人、最終(H31)：3,302人

指標と説明	【指標13】日中活動系事業所の利用者数 ⇒入所施設や病院等以外の障害福祉サービス事業所を利用している人の数を見る指標【単位：人】					結果の分析	
目標設定の考え方	障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービス事業所の新事業体系移行を見据え、平成20年度から平成23年度の利用者数を算出し、その毎年度の伸び率を目標として設定しました。					制度改正により児童福祉法に移行した旧児童デイサービスの利用者を含め、事業所数の増加等による生活介護や就労継続支援B型の利用者が大幅に増加したことにより目標値を上回った。	
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	A
目標値(a)	1,351	2,445	2,709	2,874	2,972		
実績値(b)		2,328	2,775	3,202			
達成率(a/b) %		95.2	102.4	111.4			

【指標3】

※中間(H26)：14,100件、最終(H31)：16,300件

指標と説明	【指標14】相談支援を受けている件数 ⇒相談支援に関する実績件数を見る指標【単位：件】					結果の分析	
目標設定の考え方	平成18年度から平成20年度の各種の相談実績と、今後の相談支援体制の充実を見込み、各種相談実績がそれぞれ毎年約3%ずつ増加することを目標として設定しました。					平成24年度施行の法改正に伴い、相談支援事業における相談件数の捉え方の標準化を図るとともに、「障害者相談支援事業」を廃止し「基幹相談支援センター運営事業」を開始した。対象とする相談支援事業所の変更により相談件数も減少したため、目標値を達成することができなかった。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	D
目標値(a)	11,600	11,948	12,306	12,675	13,055		
実績値(b)		15,589	18,419	4255			
達成率(b/a) %		130.5	149.7	33.6			

【指標4】

※中間(H26)：60.8%、最終(H31)：66.7%

指標と説明	【指標15】障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 ⇒障害福祉サービスなどを利用している人のサービス全般の満足度を見る指標【単位：%】					結果の分析	
目標設定の考え方	各障害福祉サービスなどの利用の満足度を平成31年度までに66.7%（3件に2件のサービスを満足と感じている状態）とすることを目標として設定しました。					障害福祉サービスなどに満足している市民の割合については、第2期障害者福祉計画中期実施計画策定に伴う基礎調査において調査するものであり、次回の実績は平成25年度に出る予定である。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	-
目標値(a)	54.9	-	-	-	-		
実績値(b)							
達成率(a/b) %							

◆A：年度別目標を上回って達成

◆B：年度別の目標の値を80%以上達成

◆C：年度別の目標の値を60%以上達成

◆D：年度別の目標の値が60%未満

◆-：今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額) ※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	5,464,974	6,152,667	6,939,234	8,027,316		障害者の地域生活を支援するの介護給付費が増加したこと、並びに、平成24年10月に発達障害支援センターを開設し、専門職が増加したことにより人件費が増加したため、総事業費が増加した。
人件費	26,820	34,848	34,416	40,740		
総事業費	5,491,794	6,187,515	6,973,650	8,068,056		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	7,710	8,623	9,694	11,210	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標
		事業の概要	指標・目標	
1	障害児者介護給付費等 【障害福祉サービス課】	障害児者の地域生活を支援するため、障害者自立支援法の規定に基づき介護給付費等を支給する。  障害児者が施設内等のみで生活を送るのではなく、社会参加できるよう自立した生活を送れるようにする。	実績 居宅介護事業 延べ328,932.25時間 短期入所事業 延べ19,712人日 日中活動系サービス 延べ459,439人日 施設支援サービス 延べ147,433人日 居住系サービス 延べ151,274人日  評価 制度に基づき適正に実施した。	障害児者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法等の規定に基づき介護給付費等を支給する。
	評価			
2	障害福祉相談事業 【障害政策課】	障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、誰でも気軽に相談できる環境や、きめ細かな情報提供など、相談支援体制の充実を図る。	実績 ・障害福祉相談員の活動件数1,300件 ・基幹相談支援センターの相談支援件数1,300件  評価 目標を上回った。障害福祉相談員37人の配置のほか、基幹相談支援センターの設置により、相談支援専門員の資質、相談技術の向上や関係機関のネットワークづくり、障害者の権利擁護など相談支援の強化を図った。	障害福祉相談員及び相談支援専門員を対象に研修を実施し、資質向上を図る。 ①研修開催 13回 ②研修延べ参加者 240人
	評価			
3	発達障害者支援事業 【陽光園】	乳幼児期から成人期まで対応する支援体制をつくり、発達障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、拠点となる発達障害者支援センターを整備する。	実績 ・平成24年10月に、陽光園療育相談棟内に発達障害支援センターを開設し、法第14条に規定する事業(相談支援、発達支援、就労支援等)を実施した。  評価 目標どおり実施した。発達障害に関する専門機関として、発達障害支援センターを開設し、発達障害児者とその家族等への支援や、支援者の育成等に取り組んだ。事業については、制度に基づき適正に実施した。	相談支援や就労支援などの実施によって、発達障害者等を支援するとともに、発達障害の理解を促進するため、市民等に対する普及啓発の充実を図る。
	評価			
4	【課】		実績 評価	
5	【課】		実績 評価	
6	【課】		実績 評価	
7	【課】		実績 評価	
8	【課】		実績 評価	

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	障害児者介護給付費等 【障害福祉サービス課】	5,447,960	6,133,893	6,911,805	7,995,822	
2	障害福祉相談事業 【障害政策課】	17,014	18,357	18,955	15,654	
3	発達障害者支援事業 【陽光園】	0	417	8,474	15,840	
4	【課】					
5	【課】					
6	【課】					
7	【課】					
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 緑区合同庁舎の福祉支援室において、障害者の経済的な自立を図るために、就業及び社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、就労相談事業を開始した。
- 民間企業における障害者雇用については、雇用障害者数や法定雇用率達成企業割合は全国、県内と比較しても依然として低い状態である(下表参照)。法定雇用率が今年度から引き上げられたこともあり、引き続き、関係機関と連携した取組を実施するとともに、障害者能力を理解し、認識を深めていただくよう、企業に対しきめ細かな情報発信に努める必要がある。
- 日中活動系事業所の利用者数については、平成23年度比約15%増の伸びを示しており、目標値を大きく上回っている。これは事業所数の増加などサービスを利用しやすい環境が充実し、障害児者の地域生活の体制整備が着実に進んでいることを示している。
- 本市においては、問い合わせや情報提供等の「初期的一般相談」については、各相談支援事業所等がそれぞれの分野で適切に機能しているが、定期的な見守りが必要な個別事例、訪問相談が必要な事例への対応等については、人材不足や関係機関の連携が不十分であった。また、保健、医療、教育、労働などの他の機関とのネットワーク構築や人材育成、相談支援技術の向上などの課題解消を図るため、「基幹相談支援センター」を設置した。
- 平成24年10月に発達障害支援センターを開設し、医療・保険・福祉・教育分野の各関係機関と連携して、発達障害に懸念がある児・者やその関係者が相談支援や就労支援等を行っている。そのほか、市民等に対し、発達障害についての理解をより深めるための普及啓発や研修を実施している。

【平成24年度の取組についての総合評価】

- 制度改正により児童福祉法に移行した旧児童デイサービスの利用者を含め、市単独加算の設定による事業所数の増加等に伴い生活介護や就労継続支援B型の利用者が大幅に増加し、目標を上回ることとなった。
- 障害児者の地域生活を支援するため、障害者自立支援法の規定に基づき介護給付費等を支給することができた。

○基幹相談支援センターや発達障害支援センターを開設するなど、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉事業団や民間法人等と連携し、課題の解消を図り、施策の推進に努めた。しかし、施策全体として、今年度評価が可能な3つの成果指標のうち、1つの成果指標とサブ指標は目標値を上回ったが、目標を達成できなかった指標もあることから、1次評価を「B」とした。

◆民間企業における障害者雇用状況 法定雇用率 1.8% (56人以上の企業が該当)

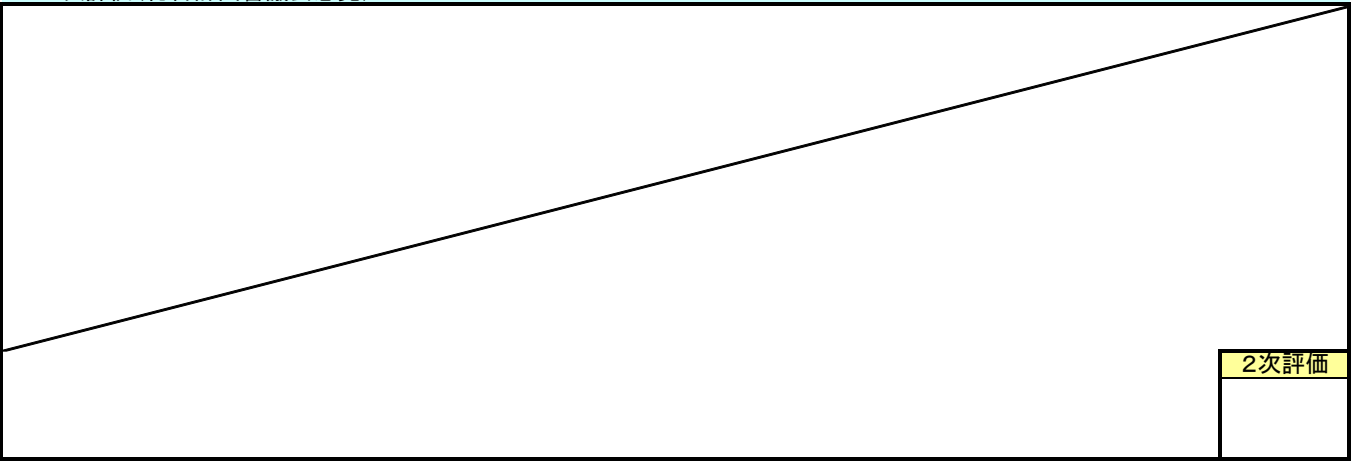
	相模原市内 (%)		神奈川県 (%)		全国 (%)	
	実雇用率	達成企業割合	実雇用率	達成企業割合	実雇用率	達成企業割合
18.6.1	1.43	49.7	1.41	41.0	1.52	43.4
19.6.1	1.42	47.5	1.45	41.2	1.55	43.8
20.6.1	1.40	50.3	1.49	43.0	1.59	44.9
21.6.1	1.42	43.6	1.57	43.5	1.63	45.5
22.6.1	1.44	50.6	1.62	45.8	1.68	47.0
23.6.1	1.36	43.5	1.56	42.4	1.65	45.3
24.6.1	1.49	44.7	1.63	45.1	1.69	46.8

【今後の具体的な改善策】

- 今年度、相模原市障害者福祉計画策定基礎調査を実施した中で、障害者からのニーズを的確に捉え、障害者福祉計画前期実施計画の進捗状況も踏まえた中で、中期実施計画の策定を進める。
- 相談支援体制の更なる充実を図るため、3障害に対応できる専門性を持った相談支援員が常駐する相談支援キーテーションが現在は南区のみに設置されているが、今後は緑区及び中央区に整備することで、身近な地域できめ細やかな相談に対応できる体制を整える。

1次評価  
B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)



2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア ■イ □ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):77.2、最終(H31):85.0

指標と説明	市内6箇所の障害者支援施設に満足している利用者の割合 ⇒指定管理制度導入6施設を利用している障害者及び保護者等の施設満足度を見る指標【単位:%】					結果の分析	
	目標設定の考え方	6施設の利用の満足度を目標最終年度までに85.0%(満足していないと回答した利用者の解消)とすることを目標として設定しました。					施設利用者からの意見を受け、対応可能なものについては改善を行うなど各施設において努力しており、全体調査結果では目標値を上回った。しかし、満足度が上昇している施設があると同時に、低下している施設もあるため、動向を注視していく。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	72.5		72.5	74.1	75.6		
実績値(b)			72.5	82.6			
達成率(a/b)%			100.0	111.5			
						評価	A

- ◆A:年度別目標を上回って達成  
 ◆D:年度別の目標の値が60%未満

- ◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

- ◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名		評価結果
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価



事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業	
障害者の自立支援と社会参加	障害者が地域でいきいきと安心して暮らしている。	1 障害者の相談体制の充実	【指標14】 相談支援を受けている件数	2 障害福祉相談事業	
		2 障害者の就労支援と社会参加の促進	【指標12】 一般就労をした障害者の数	3 発達障害者支援事業	
		3 障害福祉サービスの推進	【指標13】 日中活動系事業所の利用者数 【指標15】 障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 ※【サブ指標】 市内6箇所障害者支援施設に満足している利用者の割合		1 障害児者介護給付費等
					1 障害児者介護給付費等

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	4	障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります
施策名	NO	9	障害児の支援
			施策所管局 健康福祉局
			局・区長名 篠崎正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○障害児とその家族が、地域で安定した生活ができています。
取り組みの方向	<p>1 障害児の療育体制などの充実                  障害児に対するサービス支援体制・相談支援機能の強化を図るとともに、障害の早期発見からリハビリテーションなどによる一貫した療育の充実や、保育所や幼稚園において、子どもどうしの交流を通じて生活能力の向上や理解の促進を図る統合保育の充実、小・中学校における特別支援教育や放課後支援策との連携を図ります。</p> <p>2 障害児やその家族を支援する人材の育成                  障害児やその家族が身近な地域で安定した生活を送ることができるよう、サポートする人材の養成や、その人材の技術向上の支援を進めます。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):4,514人、最終(H31):5,439人

指標と説明	【指標16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数(利用者数) ⇒身近な地域で療育相談やリハビリテーションを行っている障害児がどれくらいいるかを見る指標【単位:人】					結果の分析	
目標設定の考え方	平成19年度と平成20年度との利用者数の比較から、平均伸び率を3.8%と見込み、目標値を設定しました。					政令指定都市移行により、こども家庭相談課療育相談班が区ごとに設置され、こどもの発達や障害に関する相談や療育が身近な場所で受けられるようになったこと等に伴い、リハビリ支援の件数が増加したことから、利用者数が増加した。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	3,609	3,888	4,036	4,189	4,348		
実績値(b)		3,931	4,578	5,582			
達成率(a/b) %		101.1	113.4	133.3			

【指標2】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b) %							

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a) %							

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b) %							

◆A:年度別目標を上回って達成  
 ◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆—:今年度は成果指標の測定ができないもの

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	153,068	143,020	203,190	215,231		日中一時支援事業における相模原中央支援学校の定員増加により事業費が増加、また、療育支援体制の強化に伴い事業費が増加したものの。
人件費	561,477	613,347	571,761	500,728		
総事業費	714,545	756,367	774,951	715,959		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	1,003	1,054	1,077	995	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標
		指標・目標	実績・評価等	
1	<b>日中一時支援事業</b> 【障害福祉サービス課】 学齢期にある障害児の地域における豊かな生活を目指し、放課後及び長期休暇期間中における活動の場所を確保し、その場所において日中一時支援事業を実施することで、児童生徒の健全な育成を図るとともに、保護者の療育費用の軽減を図る。	県立相模原養護学校及び県立相模原中央支援学校の2箇所で事業を実施	<b>実績</b> 県立相模原養護学校(定員10名) 県立相模原中央支援学校(定員10名→15名)	県立相模原養護学校及び県立相模原中央支援学校の2箇所で事業を実施
2	<b>知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業</b> 【障害政策課】 措置児童数や入所待機数が多い知的障害児施設及び重症心身障害児施設について、早期定員確保を図る必要がある施設と位置づけ、社会福祉法人等による整備を促進する。	・知的障害児施設の整備 ・重症心身障害児者施設の整備	<b>実績</b> 知的障害児施設 施設整備に対する助成を行った。 重症心身障害児者施設 工事着工に向け、法人支援を行った。	開設施設に対する運営支援 重症心身障害児者施設の整備(平成26年4月開設) 福祉型児童発達支援センターの整備促進
3	<b>第一陽光園</b> 【陽光園】 就学前の知的障害児が日々通園しており、療育を通して日常的な基本的な生活習慣の自立等を促す支援を行うとともに、よりよい療育環境を整えるために保護者支援を実施する。	知的障害児や発達障害児等の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。	<b>実績</b> 知的障害児等に対する専門的療育支援及び保護者支援の実施 延べ545人	知的障害児や発達障害児等の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。
4	<b>第二陽光園</b> 【陽光園】 就学前の肢体不自由児が日々通園しており、機能訓練や日常生活の指導を行うことによって児童の全面的な発達を図る。また親子の療育場面を通じて保護者支援も実施する。	重度重複障害児の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。	<b>実績</b> 肢体不自由児に対する専門的療育支援及び保護者支援の実施 延べ283人	重度重複障害児の発達を促し自分ができることを増やすとともに保護者が見通しをもって子育てができるように支援する。
5	<b>療育相談室</b> 【陽光園】 発達や障害に関する相談を受け、機能訓練や児童プレイサービス等、必要な療育支援を実施している。また生活の場である保育園・幼稚園や学校等で児童に携わる職員等に対し、発達や障害に関する理解を深めるための助言等を実施する。	発達や障害に関する相談を受け、子どもと保護者が充実した日常生活を行うことができるよう助言や支援を行う。	<b>実績</b> 初回相談件数 403件、リハビリ支援 3,469件、児童発達支援事業 3,429件	発達や障害に関する相談を受け、子どもと保護者が充実した日常生活を行うことができるよう助言や支援を行う。
6	<b>共通運営費</b> 【陽光園】 陽光園全体に共通する事務事業(利用者の健康診断・医療相談や各種検査等)や施設運営に係る非常勤職員の任用等を行う。	陽光園が専門的で効果的な療育支援を行うための条件整備や効率的な運営を行う。	<b>実績</b> 専門的で効果的な療育支援を行うための条件整備や効率的な運営を実施した。	陽光園が専門的で効果的な療育支援を行うための条件整備や効率的な運営を行う。
7				
8				

《 施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額 》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	日中一時支援事業 【障害福祉サービス課】	46,019	45,685	50,950	62,783	
2	知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業 【障害政策課】	0	0	90,445	85,653	
3	第一陽光園 【陽光園】	4,798	5,218	5,226	4,828	
4	第二陽光園 【陽光園】	4,784	4,908	4,879	4,822	
5	療育相談室 【陽光園】	5,915	17,110	17,816	19,994	
6	共通運営費 【陽光園】	35,689	33,565	33,874	35,264	
7	【課】					
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 日中一時支援事業全体の延べ利用者数は増加しており、一定の成果が上がっている。特に学齢期にある障害児については放課後及び長期休暇期間中におけるニーズは高く、市内の養護学校・特別支援学校において実施した放課後における活動場所の充実が図られた。
- 知的障害児施設については、予定どおり平成25年4月に開所したが、重症心身障害児者施設については、開発協議等における関係官庁との調整に時間を要したため、開設時期が当初の予定より遅れたものの、平成26年4月の開所を目指しているところである。今年度は、通所利用の障害児やその家族に対する支援のほか、地域の障害児やその家族への相談、他の障害児を預かる施設への援助・助言等を行う、地域の中核的な療育支援施設として、南区において福祉型児童発達支援センターの整備に向け支援を行っている。
- 障害児とその家族が、地域で安定した生活を送るためには、中核的な療育支援施設としての福祉型児童発達支援センターの整備について、南区のみならず、緑区及び中央区においても整備する必要がある。
- 在宅で生活する重度障害児が増加している中、陽光園においては市内唯一の障害児通園施設として専門的な療育支援の役割を担っている。
- 療育支援は障害児本人のみならず、その児童の保護者への支援が大変重要であるが、将来に向かって明るい見通しを持った子育てや親として安心し自信を持って生活していくことができるよう支援を行っている。療育ニーズが多様化している中では、今後より一層の専門性に裏づけられたきめ細やかな対応が求められる。
- 3区に療育相談窓口を設置し身近な地域での療育相談が実現したため、療育支援を受ける市民が増加し、更に今後もニーズは増加傾向にある。

【平成24年度の取組についての総合評価】

- 学齢期にある障害児の放課後及び長期休暇期間中の日中一時支援事業においては、ニーズが高いことから、放課後居場所づくり事業定員数を増加させ、充実を図ることができた。
  - 政令指定都市移行に伴い、本市の責務である知的障害児施設、重症心身障害児者の入所先の確保については、開所時期に遅れが生じたものの、着実に事業を推進した。
- 成果指標では目標値を上回った。また、施策を構成する事務事業においても、事業の進捗に多少の遅れはあったものの、目標を達成することができた。障害児の支援を行う中では、福祉、医療、教育委員会との連携は非常に重要であることから、発達障害者支援ネットワーク会議や支援教育ネットワーク協議会への出席など積極的な連携を図り、療育支援を行うことができたことから、1次評価をAとした。

【今後の具体的な改善策】

- 平成25年5月策定の療育センター再整備方針に基づき、今後、診療機能の設置や通園施設の民間活力導入等を進める。

1次評価

A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):1,203 最終(H31):1,448

指標と説明	地域生活支援事業の実施(障害児やその家族を支援する人材の育成等)					結果の分析	
	・ 関係機関(保育所、幼稚園、学校等)や担当者に対する研修の実施 ・ 巡回訪問による技術支援 等 研修受講者や技術支援を受けている人がどれくらいいるかを見る指標【単位:人】					地域で障害児やその家族を支援する人材育成を行うため、各区こども家庭相談課と陽光園で積極的に研修や訪問等の事業を実施したため、目標値を上回った。	
目標設定の考え方	【指標16】と同様に平均伸び率を3.8%と見込み、目標値を設定しました。						
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	1,000	1,038	1,077	1,117	1,159		
実績値(b)		1,335	1,116	1,707			
達成率(a/b)%		128.6	103.6	152.8			

- ◆A:年度別目標を(上回って)達成  
 ◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆C:年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D:年度別の目標の値が60%未満  
 ◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名		
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】			1次評価
2次 【経営評価委員会】			2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
障害児の支援	障害児とその家族が、地域で安定した生活ができている。	1 障害児の療育体制などの充実	【指標16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数（利用者数）	1 日中一時支援事業
				2 知的障害児施設・重症心身障害児施設整備事業
		2 障害児やその家族を支援する人材の育成	【指標16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数（利用者数） 【サブ指標】地域生活支援事業の実施（障害児やその家族を支援する人材の育成等）	3 第一陽光園
				4 第二陽光園
				5 療育相談室
				6 共通運営費

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市		
政策の基本方向	NO	5	健康に暮らせる社会をつくります	施策所管局	健康福祉局
施策名	NO	10	健康づくりの推進	局・区長名	篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。
取り組みの方向	<p>1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実 生活習慣病の発症と重症化の予防に向け、一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりや、家庭・学校・企業などと連携した効果的な健康づくりの取り組みを進めます。</p> <p>2 心の健康づくりの推進 うつ病などの心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談等の体制づくりなど、心の健康づくりに関する様々な支援を行います。</p> <p>3 食育の推進 一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、幼稚園や保育所、地域などが一体となって食育を推進する体制づくりを進めます。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):78.0%、最終(H31):80.0%

指標と説明	【指標17】自分が健康であると感じている人の割合 ⇒自分が健康であると感じている市民の割合を見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	「国民生活基礎調査」(厚生労働省)の健康意識に関する結果を参考に、アンケート調査による「主観的 健康感」が「健康である」「まあ健康である」を基準値の4人中3人から5人中4人とするを目標として設定 しました。					目標をやや下回る結果となった。この 要因としては高齢化の進行や不景気 の影響による労働環境の変化、スト レス等の増加等の影響が考えられるが、 今後も健康増進事業や健康教育の充 実に取り組み、目標の達成に努める。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評 価	B
目標値(a)	75.5	76.3	76.7	77.1	77.5		
実績値(b)		73.9	73.8	74.0			
達成率(a/b)%		96.9	96.2	96.0			

【指標2】

※中間(H26):81.0%、最終(H31):85.0%

指標と説明	【指標18】日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合 ⇒個人として、日常的に健康を意識した取り組みを行っている市民がどれくらいいる かを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	市「保健医療計画」策定時(平成12年度)と中間評価時(平成19年度)の「市民生活 習慣実態調査」の伸び率を参考に、目標として設定しました。					目標をやや下回る結果となった。この 要因としては、高齢化の進行や不景 気の影響により余暇の減少、趣味に費 やすことができる金額の減少等が考え られるが、今後も健康増進事業や健康 教育の充実に取り組み、目標の達成 に努める。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評 価	B
目標値(a)	77.0	78.2	78.8	79.4	80.0		
実績値(b)		76.3	80.0	78.8			
達成率(a/b)%		97.6	101.5	99.2			

【指標3】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評 価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

【指標4】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評 価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

◆A:年度別目標を(上回って)達成  
◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	1,057,267	1,071,580	1,172,391	1,194,055		H22は精神保健福祉センターが設置され、自殺総合対策事業を拡充し、県、横浜市、川崎市で実施していた事業に本市も参画したことによる事業費増。H23は同センターが、県が造成した基金を活用し研究事業を実施したことや、健診受診者の増加による事業費増。H24は健診受診者の増加による事業費増。
人件費	36,346	42,203	42,274	40,792		
総事業費	1,093,613	1,113,783	1,214,665	1,234,847		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	1,535	1,552	1,688	1,716	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

事業の概要	平成24年度		平成25年度 指標・目標
	指標・目標	実績・評価等	
<b>健康増進事業</b> 【中央保健センター】 生活習慣病予防及び身体活動の維持・増進を目的に健康増進事業(運動プログラム作成コース、運動習慣定着コース、運動体験教室)を実施するとともに、健康増進室等の整備を進める。	運動プログラム作成コース参加者の運動習慣定着率 15%増	<b>実績</b> ・運動プログラム作成コース参加者の運動習慣定着率:2.4%増(参考)本コース参加前に運動習慣がなかった人の、コース参加後の運動習慣定着率:26.7%  <b>評価</b> 目標は未達成であったが、本コース参加者のうち、コース参加前には運動習慣がなかった人の26.7%が、事業参加後には運動習慣が定着しており、健康増進に向けた意識の醸成に寄与することができたと考える。今後、さらに運動習慣の定着率が向上できるよう、参加者のニーズ等の把握、分析を行い、事業内容の更なる見直しを図る。	運動プログラム作成コース参加者のうち、コース参加前に運動習慣がなかった人のコース参加後の運動習慣定着率:27.4%(0.8%増) ※「さがみはら健康プラン21」に定める指標:運動習慣をもつ人の割合を5か年で3.9%増(⇒単年度で0.8%増)
<b>がん施設・集団検診</b> 【健康企画課】 がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡者の減少を図ることなどを目的に、市内協力医療機関やメディカルセンター、市内公共施設においてがん検診事業を実施する。	①受診者数 155,242人 ②受診率 18.0%	<b>実績</b> ① 150,725人(見込み) ② 17.5%  <b>評価</b> 目標をわずかに下回ったが、様々な普及啓発活動に取り組んだ結果、受診者数は前年度を上回っており、市民意識の向上が図られている。今後は、自治会回覧等を活用し、きめ細かな事業周知に努め、受診者数及び受診率の向上に努める。	受診率:18.0% (154,908人)
<b>成人歯科健康診査</b> 【健康企画課】 国において提唱・推進されている「8020運動」に沿って、成人歯科健康診査を実施します。また、口腔がんの早期発見、早期治療を図るために「口腔がん検診」を実施する。	①成人歯科健康診査対象者 2,845人 ②口腔がん検診 180人/年3回	<b>実績</b> ① 4,337人 ② 162人  <b>評価</b> 成人歯科健康診査については、がん検診等の受診券の1体化や関係機関等との連携により大幅に目標の受診者数を上回った。口腔がん検診については、歯科医師会と連携して年3回実施することができた。受診者数については、申込は目標の180人であったが、キャンセルが生じたことにより目標を下回った。	① 5,004人 ② 180人
<b>生活保護受給者等健康診査</b> 【健康企画課】 内臓脂肪肥満型に着目し、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を減少させるため、健康増進法に基づき医療保険未加入者である生活保護受給者等に対し、健康診査事業を実施する。	受診率 7.0% (520人/7,429人)	<b>実績</b> 6.7% (495人)  <b>評価</b> 目標をわずかに下回ったものの、受診者数は前年度に比べ約1割増加した。今後は、きめ細かな事業周知に努め、受診率の向上に努める。	受診率:7.0% (550人)
<b>精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導)</b> 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】 ・各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課において精神科医による精神保健相談を実施する。 ・各区の障害福祉相談課に窓口業務支援のため保健福祉相談員を配置する。 ・地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防等のために、精神保健福祉センターが専門的な立場から相談指導を行う。	・精神科医師による精神保健相談の実施 ・積極的な普及啓発の実施 ・各区関係機関とのネットワークを活用した業務連絡会の開催や複雑困難事例への対応	<b>実績</b> ・各区の障害福祉相談課及び津久井保健福祉課において、精神科医による精神保健相談を47回実施した。また、精神科救急医療体制の充実を図った。 ・精神保健福祉センターと各区の障害福祉相談課等との業務連絡会の開催(2回)や各担当の連携による複雑困難事例への対応を行った。 ・各区の障害福祉相談課により精神保健普及講演会等を開催した。  <b>評価</b> 目標どおり実施した。平成24年度の取り組みに係る検証結果を平成25年度事業に反映させる。	・精神科医師による精神保健相談の実施 ・積極的な普及啓発の実施 ・各区関係機関とのネットワークを活用した業務連絡会の開催や複雑困難事例への対応 ・精神保健業務におけるグランドデザインの策定
<b>精神保健相談事業(自殺総合対策)</b> 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】 ・自殺総合対策庁内連絡会の開催 ・かながわ自殺対策会議への参画 ・(仮称)自殺総合対策協議会の設置 ・体制整備、普及啓発、人材育成、当事者支援、調査研究の各分野で事業を実施	・相模原市自殺対策協議会の設置 ・積極的な普及啓発の実施 ・ゲートキーパー養成研修を通じて、自殺に関する理解者の増加 ・未遂者支援の充実	<b>実績</b> ・平成24年4月に相模原市自殺対策協議会を設置した。 ・自殺対策街頭キャンペーン等の普及啓発活動を実施した。 ・ゲートキーパー養成研修を16回実施 ・自死遺族の集いを年6回実施 ・自殺未遂者支援者研修を実施 ・自殺未遂者支援における支援者支援における研究事業の委託実施。  <b>評価</b> 目標通りに実施した。相模原市自殺対策協議会については3回開催し、平成25年度の自殺総合対策の行動計画策定に向け、審議を行った。	・自殺総合対策に係る行動計画の策定 ・積極的な普及啓発の実施 ・自殺対策特設サイトの市ホームページへの設置



7	食育推進事業	【地域保健課】	食育フェアを関連機関で継続実施する過程を通して、ネットワークづくりをさらに強化する。	実績	食育推進委員会において「第3回食育フェア」を実施した。(連携機関数/従事者数:8機関/43人)	評価	・食育フェアの継続実施により、市民への食育の普及啓発、食育実践者のネットワークづくりを推進する。 ・地域での食育講座などで、食育の普及啓発を推進する。
	食育の意義や必要性の理解を進めるため、家庭や学校、地域、その他の関連機関等が連携・協力し、食育講座や普及啓発等の食育の環境整備に係る事業を展開する。	参加者の多くが「楽しかった」、「今後、できそうなことがあった」と回答している。また、従事者の多くが「今回のようなイベントが食育を推進するためのネットワークづくりをすすめる手段になると思う」と回答していることから、目標を達成している。					

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》 【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	健康増進事業 【中央保健センター】	12,080	11,418	10,867	11,721	
2	がん施設・集団検診 【健康企画課】	1,018,459	1,015,218	1,099,436	1,119,430	
3	成人歯科健康診査 【健康企画課】	12,661	14,597	21,221	28,246	
4	生活保護受給者等健康診査 【健康企画課】	4,614	5,635	6,480	7,065	
5	精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】	2,828	16,458	17,884	18,793	
6	精神保健相談事業(自殺総合対策) 【精神保健福祉課・精神保健福祉センター】	6,092	7,647	15,969	8,057	
7	食育推進事業 【地域保健課】	533	607	534	743	

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

<p>【現状・課題認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康増進事業 本事業の延べ参加者数は5,000人弱で横ばいに推移し、運動習慣獲得のための事業への参加の市民ニーズは高く、運動習慣をもっている市民の割合も28.1% (H25.3 みんな元気がみはら健康プラン21より)と増加傾向にある。一方で、働き盛りや子育て世代に運動を殆どしていない市民が多いため、ターゲットを捕らえた取り組みが必要である。</li> <li>●がん施設・集団検診 受診者数や受診率は概ね上昇傾向である。受診者の年齢層を見た場合、比較的年齢の高い層が受診している傾向があり、若い世代の受診喚起が課題である。</li> <li>●成人歯科健康診査 成人歯科健康診査については、対象年齢拡大に伴い受診者数が増加している。世代別に見た場合、40歳代から50歳代に受診率が低い傾向にある。</li> <li>●生活保護受給者等健康診査 生活保護受給者が増加傾向にある中で、健診受診者も増加している。</li> <li>●精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) 未治療や医療中断者、自殺未遂者などの、複雑困難事例への対応を、強化充実させる必要がある。</li> <li>●精神保健相談事業(自殺総合対策) 自殺対策推進のための体制整備、課題及び目標設定については、相模原市自殺対策基本条例(H25.4.1施行)の制定に伴い、検討・整理を行った。今後は、条例に盛り込まれた内容を具体化した「行動計画」の策定を行う。国の緊急強化対策基金については平成27年度以降不透明な状況であり、より効率的な事業展開を図る必要がある。</li> <li>●食育推進事業 食育推進計画に基づき、関係機関・団体が食育を推進してきたことで、市民の食育への理解が得られてきている。今後は市民一人ひとりの食育への取り組みに加え、市民同士が互いに協力して取り組むことが必要である。</li> </ul> <p>【平成24年度の取組についての総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康増進事業 本事業へ参加する前に運動習慣がなかった人の参加後の運動習慣定着率は26.7%で、健康増進に向けた意識の醸成に寄与していると評価できる。また、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底は、国全体の目標でもあり、その根幹となる本事業は今後も必要である。</li> <li>●がん施設・集団検診 胃がん検診の受診率が低いこと等から、受診率向上を図るために、新たな検査方法として内視鏡検査導入の検討を行い、平成25年度から導入することとなった。また、がん検診の普及啓発を図るため「がん検診受診促進パートナー制度」を創設し、がん検診の受診促進に協力いただける企業・団体を募り職域連携を図った。</li> <li>●成人歯科健康診査 成人歯科健康診査については、受診者が増加しており、より多くの市民に対する歯科保健の普及啓発につながったが、世代により受診率の高低があるため、若い世代に対する歯科保健の普及啓発が必要である。</li> <li>●生活保護受給者等健康診査 市広報紙やホームページ等を利用して健診の周知を図った。生活保護受給者が増加傾向にあることもあるが、健診受診者数が前年度に比べて1割ほど増加した。</li> <li>●精神保健相談事業(精神保健福祉相談・訪問指導) アルコール・薬物相談については、脱法ハーブの相談が増加傾向にある。本人からの相談は多くないものの、家族からの相談は一定程度あり、家族教室の継続参加者も増加した。本人支援と並行して、家族支援の充実が重要と考える。</li> <li>●精神保健相談事業(自殺総合対策) 自殺総合対策として自殺総合対策協議会の設置や普及啓発、人材育成、当事者支援などに取り組んだ。未遂者支援については、関係機関との具対的な連携をおこなっており、今後は個々のケースへの対応を重ねる中で、役割分担等の整理を行う。</li> <li>●食育推進事業 食育フェアは、市民の学びの場であるとともに、食育実践者のネットワークづくりの場にもなっており、相互に食育の推進に貢献できた。</li> </ul> <p>○施策全体の総合評価 成果指標や、施策を構成する主な事業において、目標を達成できなかった事業があったが、がん検診受診者数の増加や、健康増進事業、精神保健相談事業、食育推進事業等、心と体の健康づくりに向けた取組を着実に推進していることなどを総合的に評価し、1次評価を「B」とした。</p>
--

【今後の具体的な改善策】

●健康増進事業

引き続き、働き盛りや子育て世代などの運動の機会が少ない世代の参加者を増やしていくために、職域保健との連携を強化するなど事業内容について検討する他、子育て世代が利用する場や機会を通して、本事業の普及・啓発を図る。

●がん施設・集団検診

平成25年度から胃がん検診の検査方法に新たに内視鏡検査を導入するが、対象年齢を40歳代、50歳代に限定しているため、対象年齢の拡大について検討を行う。また、受診率向上を図るために検診未受診者に対して受診を促す通知を発送する予定である。

●成人歯科健康診査

歯科保健の向上に繋がるよう、これまで以上に事業の周知に努めるとともに、相模原市歯科医師会などの関係機関との連携を強化し、歯が健康なうちから「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的に歯科検診を受診することを促すなど、より効果的に事業を展開する必要がある。

●生活保護受給者等健康診査

引き続き市広報紙やホームページ等を利用したの制度周知を図るとともに、生活保護制度所管課との一層の連携を図ることにより受診率の向上に努める。

●精神保健相談事業（精神保健福祉相談・訪問指導）

アルコール相談は依存症レベルに至ってからの相談では、回復への支援が困難であることから、依存症予備軍への取り組みを充実させることが重要であり、節酒プログラムの普及を考えていく。薬物相談については、再発防止プログラムの実施を検討していく。

●精神保健相談事業（自殺総合対策）

自殺総合対策事業は、精神保健はもとより、教育、経済、医療など多岐にわたるため、より効率的な事業展開のための組織の在り方について、平成25年度に策定を目指す自殺総合対策に係る行動計画とも関連させて検討を進める。未遂者支援に関しては、引き続き救急医療機関との連携構築を図っていく。

●食育推進事業

食育の取り組みを行うにあたって、市民が協働して食育を推進していくことが大切であることを、関係機関・団体に普及啓発し、食育の推進の充実に努める。

1次評価

B

■ 2次評価（総合計画審議会意見）

【施策推進に対する意見】

・健康づくりにおいて、健康診査の受診促進が効果的だと認定できるのならば、引き続き受診率向上対策を講じられたい。また、健康診査の単価については、実経費や他市との比較に基づき適正な単価設定を検討されたい。  
・健康づくりには、安全な食料や安全な水をはじめ、環境問題の緩和、衛生問題、薬物問題あるいはメタボリックシンドロームなど、関連する領域が広く存在する。これらの分野ごとの取組について、成果指標の達成のために、どういう事業、戦略をとるのか考えてもらいたい。

【改善すべき点】

・主観的、定性的な指標が2つ設定されているが、バランスを取るためには、市の努力が端的に表れるような客観的、定量的な指標を同時に設定されたい。

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26)95.0、最終(H31):95.0

指標と説明	結果の分析				
	食育フェアに参加し、「これからできそうながあった」と感じた人の割合 ⇒食に関することで、実践できそうながあったと感じている市民の割合を見る指標	各家庭の生活環境により食育の実践内容は異なるが、食育フェアの参加者からは自己効力感が高い結果が得られており、家庭や地域の状況に応じた実践に結びついているものとする。平成24年度は96.8%と高い実績値であったことから、引き続き現状の実績を維持していきたい。			
目標設定の考え方	食に関することで、実践できそうながある人を、平成23年度の実績値を基準に毎年増加させることを目標として指標を設定しました。				
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
目標値(a)				94.5	95.0
実績値(b)			94.0	96.8	
達成率(a/b)%			0.0	102.4	
	評価		A		

◆A:年度別目標を(上回って)達成

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

食育推進事業については、食育推進委員会より、食育推進計画の進行管理において成果指標の数値のみではなく取り組みの経過も評価しながら計画を推進していることで、今後の取り組みの具体的な方向性や改善策が明らかになるのではないかと評価をいただいている。

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

食育を実施する際、資料や情報の提供や共有を図るなど、連携して事業を実施している。

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	がん施設・集団検診	関連する施策を構成する事業名	がん施設・集団検診	
評価	評価の内容			評価結果
1次 【市(主管局)】	国民の2人に1人がり患し、3人に1人の死亡原因となっているがんの検診を行う本事業は、市民の健康増進に寄与する重要事業の1つである。 平成25年度から新たに導入する胃がん検診の内視鏡検査について対象年齢の拡大を検討するなど、事業のさらなる充実に取り組む。			1次評価
	(評価理由) 胃がん検診の内視鏡検査は、X線検査に比べ有効であり、対象年齢を拡充することは、評価できる。 最新の技術を導入するなど検査方法を充実し、がんの早期発見、早期治療を図るため、事業を推進していただきたい。 また、受診率を高めることが課題であり、情報提供の方法などの改善を図っていただきたい。			2次評価
2次 【経営評価委員会】	(意見) ○ 早期発見がより有効だと思うが、健康管理に対する教育にも力をいれてほしい。 ○ 受診率を高める努力は必要だが、受診者の増加に伴う費用の検討が必要である。 ○ 早期発見により完治可能ながんに対する有効な検査を受益者負担を含めて、導入検討が必要と考える。			拡充

事務事業名	成人歯科健康診査	関連する施策を構成する事業名	成人歯科健康診査
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	<p>口腔に配慮することは口の中だけでなく、全身の健康維持にも関連するものであるため、本事業を行う意義は大きい。口腔の健康は、健康で生き生きと暮らすために大切な要因であることが認識され、関心が待たれつつあるところであるため、今後は、本事業をきっかけとして、かかりつけの歯科医を持つなど市民一人一人の具体的な行動に結びつくような啓発・周知を継続し、市民が生涯にわたって歯の健康を保ち、健康で長寿に過ごせるよう、引き続き本事業を実施していく。</p>		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	<p>(評価理由) 受診率低いことに対して懸念はあるものの、口腔に配慮することは全身の健康維持にとって大変重要なことであるため、啓発・周知の方法を工夫しながら継続して実施するべきである。</p> <p>(意見) ○ 広報などの周知方法の改善を図っていただきたい。 ○ 検診だけでなく、早期治療を促す方法の検討をお願いしたい。 ○ ブラッシングなどの日常生活習慣の指導は、幼少期からの指導が重要であり、ライフステージに応じた指導、教育の推進をお願いする。 ○ 受診率が低いままで、現在の周知方法を継続することは明らかなムダになってしまうのではないかと懸念する。</p>		2次評価 現状維持

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の確保・安心の確保	市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。	1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実	【指標17】 自分が健康であると感じている人の割合	1 健康増進事業 2 がん施設・集団検診 3 成人歯科健康診査 4 生活保護受給者等健康診査
		2 心の健康づくりの推進	【指標18】 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	5 精神保健相談事業（精神保健福祉相談・訪問指導） 6 精神保健相談事業（自殺総合対策）
		3 食育の推進	※【サブ指標1】 食育フェアに参加し、「これからできそうなことがあった」と感じた人の割合	7 食育推進事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	5	健康に暮らせる社会をつくります
施策名	NO	11	医療体制の充実
			施策所管局 健康福祉局
			局・区長名 篠崎正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○市民が安心して医療を受けることができる。
取り組みの方向	<p>1 地域医療体制の充実 身近な地域で診療や健康相談などを受けることができるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた取り組みを推進します。 また、疾病の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進するとともに、在宅医療への支援の充実を図ります。 さらに、保健医療を支える人材確保に努めるとともに、市立診療所の円滑な運営に取り組みます。</p> <p>2 救急医療体制の充実 初期救急医療機関から三次救急医療機関までの役割分担による救急医療体制の充実を図るとともに、メディカルセンターの機能強化や救急患者の救命率の向上、救急業務の高度化に努めます。 また、大地震等の災害に備え、医薬品等の備蓄など、災害時医療体制の充実を図ります。</p> <p>3 国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実 国民健康保険制度の普及啓発や、円滑な財政運営に努めるなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。 また、高齢者の医療制度の充実に向けた取り組みを進めます。</p>

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):44.7、最終(H31):48.2

指標と説明	【指標19】安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 ⇒市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しました。					「感じている」と回答した市民の割合は平成20年度より7.9ポイント増加し、目標値を上回った。救急医療体制も含め事業を着実に取り組んだ成果と考える。ただし、次年度以降も動向を注視する必要がある。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	(40.6)	42.0	42.7	43.4	44.1		
実績値(b)		45.7	50.2	48.5			
達成率(a/b)%		108.8	117.6	111.8			

【指標2】

※中間(H26):94.0、最終(H31):95.1

指標と説明	【指標20】収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合 ⇒救急患者の状況に応じて、適切に救急搬送されたかを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	中間目標時に平成18年の数値まで回復を図ることとし、その後も同様に伸びることを目標として設定しました。					目標値を上回った。継続的な事業実施により救急搬送状況の改善がなされている。	
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価	A
目標値(a)	(92.9)	93.3	93.4	93.6	93.8		
実績値(b)		93.1	93.6	94.7			
達成率(a/b)%		99.8	100.2	101.2			

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成
- ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D: 年度別の目標の値が60%未満
- ◆—: 今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	1,444,637	1,517,016	1,608,839	1,689,900		外科系救急医療体制支援事業における体制の堅持や相模原北メディカルセンターの準備経費などの経費が増加した。
人件費	14,900	14,520	14,340	13,580		
総事業費	1,459,537	1,531,536	1,623,179	1,703,480		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	2,049	2,134	2,256	2,367	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標	
		事業の概要	指標・目標		実績・評価等
1	地域医療事業 【地域医療課】 疾病の状況に応じて、適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進し、市民が安心して医療を受けることのできる体制をつくります。	脳卒中患者に対応する救急医療協力医療機関への継続支援	実績	医療機関の協力により脳卒中患者に対する救急医療機関の年間の実施体制日が増やした。	脳卒中患者に対応する救急医療協力医療機関への継続支援を行う。
			評価	市民が安心できる救急医療体制がさらに確立された。	
2	急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業)【地域医療課】 夜間及び土曜日・休日における外科系救急患者の受け入れ体制の円滑化を図る。	事業充実のため、補助率を見直す。	実績	市民の安全の確保のため、補助率の見直しを実施した。	外科系救急医療体制を堅持するため、対応する医療機関に継続支援を行う。
			評価	十分な外科系救急医療体制が確保され、市民の安全、安心が図られた。	
3	急病診療事業(産婦人科急病診療事業)【地域医療課】 休日における産婦人科救急患者に対する医療の確保を図るため、産婦人科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関を確保する。	産婦人科救急患者に対応する救急医療機関への継続支援	実績	救急医療機関へ支援を行い、救急医療体制を確保した。	産婦人科救急患者に対応する救急医療機関への継続支援を行う。
			評価	救急医療体制が確保され、市民の安全・安心が図られた。	
4	急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実)【地域医療課】 津久井地域における初期救急患者の医療の充実を図るため、夜間及び休日における急病診療所を確保する。	津久井地域の初期救急に対応する西メディカルセンターなどの運営経費の継続支援	実績	西メディカルセンターなどの運営費補助を実施し、津久井地域の初期救急医療体制を確保した。	津久井地域の初期救急に対応する西メディカルセンターなどの運営経費の継続支援を行う。
			評価	津久井地域の初期救急医療体制を確保され、市民の安全・安心が図られた。	
5	急病診療事業(【仮称】北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討)【地域医療課】 【仮称】北地区メディカルセンターの整備に向け、具体的な諸課題の整理・検討を行うための検討委員会を開催する。	平成25年度初頭の(仮称)北地区メディカルセンターを開設に向けた諸課題を医療関係団体などと調整する。	実績	相模原北メディカルセンターの開設備が完了した。(平成25年4月診療開始)	西メディカルセンターのあり方検討をするため、医療関係団体と調整を図っていく。
			評価	初期救急医療体制の充実が図られた。	
6	【課】		実績 評価		
7	【課】		実績 評価		
8	【課】		実績 評価		

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域医療事業 【地域医療課】	—	—	32,351	40,440	
2	急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業)【地域医療課】	144,989	181,945	206,387	235,687	
3	急病診療事業(産婦人科急病診療事業)【地域医療課】	32,380	36,539	39,060	40,490	
4	急病診療事業(津久井地域急病診療事業の充実)【地域医療課】	31,572	28,175	28,081	33,053	
5	急病診療事業(【仮称】北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討)【地域医療課】	145	0	120	185	
6	【課】					
7	【課】					
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- 地域医療事業(脳卒中患者に対する救急医療体制)については、今年度、実施医療機関の体制が確保された日数が増えたが、全日の体制確保が課題である。
- 急病診療事業(外科系救急医療体制支援事業・産婦人科急病診療事業・津久井地域急病診療事業の充実)については、市民の安全・安心を守る上で必要不可欠な事業であり、滞りなく実施していく必要がある。
- 急病診療事業((仮称)北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検討)については、平成25年3月に相模原北メディカルセンターの開設準備が完了した。(平成25年4月診療開始)、今後は西メディカルセンターのあり方検討について、検討方法、実施時期など調整が必要である。

【平成24年度の取組みについての総合評価】

- 支障のない救急搬送率については、的確な事業展開により、着実に向上しており、市民の安全・安心にとって、最も重要な急病診療体制を確保した。
  - 地域医療事業について、脳神経系の年間実施体制日を増やすことにより、市民が安心できる救急医療体制がさらに向上した。
- 脳卒中患者に対する救急医療体制の確保などの地域医療事業の実施や、相模原北メディカルセンターの開設準備など救急医療事業の実施が着実に行われたことにより、市民の安全・安心を示す2つの成果指標についてはそれぞれ目標値を上回ったことから、1次評価を「A」とした。

【今後の具体的な改善策】

- 地域医療事業については、実施医療機関の体制が確保された日数を1日でも増加させるため、医療機関と調整を行う。
- 急病診療事業(西メディカルセンターのあり方検討)については、医療関係者、医療関係団体と調整を図りながら、検討方法、実施時期などを調整する。

1次評価

A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):ー、最終(H31):ー

指標と説明	国民健康保険税の収納率					結果の分析	
目標設定の考え方	都市経営ビジョンアクションプランにおける目標値 平成24年度の国保税収納率89.2%を指標とした (現在法案審議が行われている消費税増税法案が可決された場合、増税による財源が社会保障制度の充実に当てられ、国民健康保険を含めた医療制度の大規模な改革が見込まれることから、中間値、最終値の設定は困難な状況です。)					預金、年金等の差し押え強化により前年比0.4ポイント向上した。目標達成のためには、法令に基づき粛々と滞納処分を行うことが肝要であるが、資格管理の適正化による調定額の適正化を併せて行う必要がある。	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	87.6	88.4	88.8	89.2	89.2		
実績値(b)		86.1	86.2	86.6			
達成率(a/b)%		97.4	97.1	97.1			

◆A:年度別目標を(上回って)達成

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆ー:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価



事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
医療体制の充実	市民が安心して医療を受けることができる。	地域医療体制の充実	【指標19】安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	地域医療事業
		救急医療体制の充実	【指標20】収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合	急病診療事業（外科系救急医療体制支援事業） 急病診療事業（産婦人科急病診療事業） 急病診療事業（津久井地域急病診療事業の充実） 急病診療事業（【仮称】北地区メディカルセンター急病診療事業及び西メディカルセンターのあり方検
		国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実	【サブ指標】国民健康保険税の収納率	

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	5	健康に暮らせる社会をつくります
施策名	NO	12	保健衛生体制の充実
			施策所管局 健康福祉局
			局・区長名 篠崎 正義

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○市民が感染症を発症せずに過ごしている。 ○市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。
取り組みの方向	1 健康危機管理体制の充実 感染症のまん延防止対策を推進するとともに、予期せぬ健康危機に迅速に対応するため、検査機能の強化など、被害を最小限にとどめる体制づくりを進めます。 2 食品衛生対策の推進 食に対する不安の解消に向け、食の安全と安心を確保するため、監視指導の徹底や食品に関する衛生知識の普及啓発及び抜き取り検査などの充実を図ります。 3 生活衛生対策の推進 市域の拡大に伴う市民ニーズなどを踏まえ、火葬場の適切なあり方を検討します。 また、ペットの適正飼養に関する意識啓発など、動物愛護事業の様々な取り組みに向けて体制の構築を進めるとともに、衛生的な生活環境を確保するため、生活害虫などの相談等に引き続き取り組みます。

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):106人、最終(H31):85人

指標と説明	【指標21】結核患者数 ⇒主要な感染症である結核について、その発症数を見る指標【単位:人】					結果の分析	
目標設定の考え方	「結核に関する特定感染症予防指針」(厚生労働省)で掲げる結核罹患かん率(人口10万人あたりの新規結核患者数)の目標値から、結核発症者を0.6程度減少することを目標として設定しました。					発症者の多くを占める高齢者関係の施設や医療機関の他、保育園、幼稚園など幅広く啓発活動に取り組んだ結果、結核患者数は前年度に比べ大幅に減少した。引き続き患者への保健指導を積極的に行うとともに、予防に関する啓発事業を実施していきたい。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	130	122	118	114	110		
実績値(b)		120	130	97			
達成率(a/b)%		101.7	90.8	117.5			

【指標2】

※中間(H26):0.0%、最終(H31):0.0%

指標と説明	【指標22】収去検査結果による基準値に対する違反率 ⇒食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していたものを見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に不適な違反食品がないことを目標として設定しました。					食品関係営業施設等への監視指導や啓発活動に取り組んだ結果、収去検査(975件)において、違反食品はなかった。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0		
実績値(b)		0.0	0.1	0.0			
達成率(a/b)%		100.0	99.9	100.0			

【指標3】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【指標4】

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

- ◆A: 年度別目標を上回って達成
- ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D: 年度別の目標の値が60%未満
- ◆—: 今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	978,806	1,156,274	2,186,135	2,153,341		予防接種事業における定期予防接種及び任意予防接種の拡充に伴う増額。 H24は、感染症予防対策事業における備品購入費の減額。
人件費	304,413	316,205	306,430	293,871		
総事業費	1,283,219	1,472,479	2,492,565	2,447,212		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	1,801	2,052	3,465	3,400	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	平成24年度		平成25年度 指標・目標
		指標・目標	実績・評価等	
1	<p><b>予防接種事業</b> 【疾病対策課】</p> <p>感染症の発病とまん延を防止するため個別または集団予防接種を実施する。定期予防接種及び任意予防接種のうち平成23年3月から公費接種(無料)を開始した子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについて、正しい知識の普及啓発を実施する。また、麻しん・風しん予防接種のうち接種率が低迷している第3期(中学1年生相当年齢)・第4期(高校3年生相当年齢)及び日本脳炎予防接種について、接種率の向上に取り組む。</p>	<p>①MR3・4期、日本脳炎接種者を平均3%ずつ増加。 ②不活化ポリオワクチンの導入に備え、円滑な個別予防接種への移行準備。 ③感染症を防ぐために必要な予防接種に関する正しい知識の普及啓発。 ④市民要望の高い成人用肺炎球菌ワクチンの公費接種について、実現性等の検討。</p>	<p><b>実績</b></p> <p>①MR(麻疹・風疹混合)3・4期は平均6%の増加、日本脳炎2期は約12%の増加 ②不活化ポリオワクチンについては、導入に向けた医療機関向け説明会を行うとともに、市民に向けてはホームページにより最新の情報を提供した。また、平成25年2月にはポリオ予防接種の未完了者約6,300人に対して勧奨通知を送付した。 ③感染症予防に係る普及・啓発については、主任児童員や母子相談員を対象にした講習会において、予防接種制度についての説明を行った。 ④平成25年度より接種費用の一部助成事業を予算化した。</p> <p><b>評価</b></p> <p>①MR(麻疹・風疹混合)3・4期、日本脳炎ともに目標を達成した。 ②不活化ポリオワクチンについては、導入当初の需要増により全国的にワクチンが不足した時期があったが、市内においては大きな混乱もなく円滑に事業を進めることができた。 ③感染症予防に係る普及・啓発については、主任児童員や母子相談員を対象に講習会を開催し、感染症を防ぐために必要な予防接種に関する正しい知識の普及啓発を図った。 ④25年度からの一部助成事業実施が実現した。</p>	<p>①高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の接種率15% 新規事業のため、併せて事業実施についての周知を図る。 ②感染症を防ぐために必要な予防接種に関する正しい知識の普及と啓発を行う。</p>
2	<p><b>結核対策事業</b> 【疾病対策課】</p> <p>感染者を早期に見るとともに、周囲への感染防止を目的として、結核患者接触者への夜間臨時健診の実施などにより健診受診率の向上を図る。また、新規発症者の多くを占める高齢者関係の施設や医療機関、発症の多い世代を対象とした啓発活動を行う。</p>	<p>①健診受診率:77.5% ②研修受講者数 高齢者施設向け:100人 医療機関向け:60人 受講者の理解度:80%</p>	<p><b>実績</b></p> <p>①健診受診率:70.5% ②研修受講者数 高齢者施設向け:102人 医療機関向け:43人 研修受講者の理解度:82%</p> <p><b>評価</b></p> <p>①結核患者に接触した者の健診率を高めるために、健診を夜間にも実施したが、目標を達成することはできなかった。健診対象者に対して、結核に関する知識を分かりやすく説明するとともに、健診案内の時期に、前々月の対象者について受診の有無を確認するなど、継続的にアプローチしていく。 ②高齢者施設向けの研修受講者は目標を上回り、医療機関向けは下回った。これまで中央区で開催していた医療機関向けの研修を、南区でも実施するなど、開催場所を工夫していきたい。なお、研修参加者の理解度は目標値を上回った。引き続き、最新トピックス等をテーマに取り入れて、研修内容を充実させていきたい。</p>	<p>①健診受診率:77.5% ②研修受講者数 高齢者施設向け:110人 医療機関向け:60人 ③結核患者服薬確認率:95%以上</p>
3	<p><b>感染症予防対策事業</b> 【疾病対策課】</p> <p>感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、感染症に関する知識の普及啓発や感染症患者発生時における患者・家族等に対する疫学調査、健康診断、保健指導等を行う。また、新型インフルエンザ発生時の健康被害等を最小に抑えるために必要な資機材等物品を計画的に備蓄する。</p>	<p>①購入計画に基づく資機材の備蓄と適正管理 ②感染症予防講座の開催 年間10回 延べ参加者数500人</p>	<p><b>実績</b></p> <p>①マスク1万枚、納布袋100枚、防護服300セットを購入したほか、期限切れの抗インフルエンザ予防薬を入れ替えのため購入した。 ②14回実施 延べ421人参加</p> <p><b>評価</b></p> <p>①目標どおり備蓄を進めた。引き続き、計画に基づく目標数に達するよう備蓄を進めていく。 ②開催回数は目標を上回ったが、参加者数は下回った。社会福祉施設中心であった対象者を公共施設等に拡充し実施しており、次年度以降はさらに対象施設を拡大し、参加者数の増加に努める。</p>	<p>①購入計画に基づく資機材等の備蓄 ②感染症予防講座の開催 年間10回 延べ参加者数 500人</p>

4	感染症発生動向調査事業	【疾病対策課】	①市ホームページの更新(週1回) ②インターネットを利用して感染症情報を収集している市民のうち市ホームページを活用している人数(認知度)10%以上	実績 ①年間更新回数 52回(週1回原則火曜日) ②122人アンケート中32人が活用26.2%	①市ホームページの更新(週1回) ②インターネットを利用して感染症情報を収集している市民のうち市ホームページを活用している人数30%以上
	感染症の予防とまん延防止の施策を講じるため、感染症法に基づき、市内定点医療機関から感染症の発生情報を収集し、内容の解析を行い、その情報を各定点医療機関へ還元、また市民へ情報提供する。			評価 ①目標どおり市ホームページを更新することで、迅速に感染症情報を発信することができた。 ②目標値を上回ることができた。	
5	性感染症対策事業	【疾病対策課】	①性感染症検査人数 500人以上 ②青少年性感染症予防講演会 30回以上	実績 ①性感染症検査人数 512人 ②青少年性感染症予防講演会 40回実施	①性感染症検査人数 500人以上 ②青少年性感染症予防講演会 30回以上
	性感染症のまん延防止及び予防を図るため、性感染症検査や正しい知識の普及を図るため、中学・高校向けに青少年エイズ・性感染症予防講演会や一般向けに普及啓発イベントを行う。			評価 ①受検者の利便性等受検しやすしい体制を整え、夜間検査を実施したことにより、目標を達成することができた。 ②中学校養護部会で予防啓発を図るとともに、昨年度受講校に再案内するなど、周知方法を工夫することで目標を上回った。	
6	食の安全・安心確保対策事業	【生活衛生課】	相模原市食品衛生監視指導計画の目標値 ・立入検査数 8,800件 ・収去検査数 900件	実績 ・立入検査数 9,093件(監視率103.3%) ・収去検査数 975件	相模原市食品衛生監視指導計画の目標値
	食品による健康被害を受けないよう、食品関係営業施設への監視指導や食品等の抜き取り検査を実施するとともに、食品に関する衛生知識の普及・啓発を図る。			評価 ・立入検査数について、件数を上回って監視を実施することができ、目標を達成できた。 ・収去検査数についても、目標件数を上回った。立入検査とともに、市民の食の安全・安心の確保に繋がったものと考えている。	・監視率100%(目標に対して、実際に立入調査を行った割合) ・収去検査数 1,000件
7	(仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業	【生活衛生課】	施設整備、施設建設候補地の選定等の調査、研究	実績 町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議において情報交換を行った。	施設整備等の調査、研究
	人と動物の共生の実現をめざし、動物愛護啓発事業の拠点となる(仮称)相模原市動物愛護センターの整備について、先進自治体の施設視察や情報収集等を行い検討する。			評価 平成23年度に保健所政令市に移行し、東京都から動物愛護関係業務等が移管され、動物愛護センターの設置を検討している町田市と意見交換を行い、設置場所、センターの業務内容等についての情報を収集した。	他の政令指定都市の設置状況等の調査
8	衛生検査等事業費	【衛生試験所】	試験検査機能の強化 ・食品のアレルギー収去検査対象の拡大 ・食品の放射性物質検査の実施 ・薬事検査体制の拡充 ・感染症検査体制の確立	実績 ・食品アレルギー物質(乳、卵)の検査法を確立し、収去検査を実施した(10検体) ・放射性物質の収去検査を実施した(64検体)。また、市民からの依頼による食品の放射性物質検査を実施し、市民の放射性物質に対する不安の軽減に努めた。(259検体) ・薬事検査について検査対象項目を拡充した。 ・麻しん検体における風しん検査法の確立等、感染症検査の体制を拡充した。	試験検査機能の強化 ・食品の指定外添加物(サイクラミン酸等)検査の検討 ・食品アレルギー物質検査の検査対象(えび、かに)の拡充 ・薬事検査体制の拡充 ・感染症検査体制の拡充 ・職員の資質向上のための研修の実施
	食品の安全確保、感染症の予防、生活環境の確保及び保全を推進し、健康危機管理における検査機能の充実を図る。			評価 試験検査機能強化の一環として食品アレルギー物質検査の拡充、食品の放射性物質の収去検査・市民依頼による検査、薬事検査・感染症検査の体制の拡充等を行った。 今後さらに試験検査機能の強化及び調査研究の充実による市民生活の安全・安心の向上に取り組んでいく。	
9	火葬場のあり方の検討	【区政支援課】	・火葬場のあり方等の検討については、検討委員会において、引き続き検討を進める。 ・市営斎場の指定管理者制度の導入準備については、地域の団体に対し、丁寧な説明を引き続き行うなど、慎重に進める。	実績 ・外部委員からなる新たな火葬場のあり方等検討委員会を設置し、6回会議を開催した。 ・指定管理者制度の導入に向けて斎場連絡協議会を2回開催し、協議を行った。 ・火葬場のあり方については、検討委員会を設置し、提言に向けた取組みができた。 ・指定管理者制度の導入準備については、地域の団体と継続的な協議が行えた。	・火葬場のあり方等の検討については、基本構想の策定を進める。 ・市営斎場の指定管理者制度の導入準備については、地域の団体に対し、引き続き説明を行う。
	市域の拡大や高齢化の進展などにより、市営斎場に対するニーズが高まっているため、火葬場のあり方を検討する。				

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》		【単位:千円】				
番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	予防接種事業 【疾病対策課】	781,811	1,051,006	2,021,859	2,025,763	
2	結核対策事業 【疾病対策課】	25,125	28,027	34,349	34,947	
3	感染症予防対策事業 【疾病対策課】	60,153	12,068	26,527	12,083	
4	感染症発生動向調査事業 【疾病対策課】	3,251	3,298	3,143	4,162	
5	性感染症対策事業 【疾病対策課】	7,044	7,366	6,739	8,007	
6	食の安全・安心確保対策事業 【生活衛生課】	5,019	2,350	4,115	2,008	
7	(仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業 【生活衛生課】	-	-	-	-	
8	衛生検査等事業費 【衛生試験所】	96,403	52,159	89,195	65,185	
9	火葬場のあり方の検討 【区政支援課】	-	-	208	1,186	

## ■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

### 【現状・課題認識】

#### ●予防接種事業

予防接種法の改正により子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種が定期予防接種に追加され、今後も水痘・おたふくかぜ・B型肝炎・高齢者肺炎球菌等の追加が検討されていることから、被接種者（保護者）が接種の効果や安全性、副反応等をきちんと理解し接種できるよう、必要な最新情報の通知、広報等を通じて継続的な啓発が必要である。

#### ●結核対策事業

本市の新規登録患者のうち40歳未満の占める割合は31.5%で、全国平均の14.9%と比較すると高い状況が続いており、若年層に対する意識啓発が必要である。一方で、本市の結核患者全体に占める65歳以上の高齢者の割合が39.2%と高いことも事実であるため、高齢者施設に対してアンケート調査を行うなど、高齢者の実態を把握し、より効果的な高齢者対策を進めることも重要である。

#### ●感染症予防対策事業

感染症の予防については、個人で行なう予防対策が重要であることから、市民が興味、関心を持ち、自ら予防対策を行うことにつながる啓発事業を充実させる必要がある。

#### ●感染症発生動向調査事業

医療機関への情報還元をメール配信または郵送で行なっているが、調査報告をしている医療機関のみとなっている。その他の医療機関に対しても積極的な情報提供のあり方を検討する必要がある。

#### ●性感染症対策事業

性感染症については、正しい知識や対処方法を知ること、偏見やまん延を防ぐことが可能である。そのため、中学生・高校生等を対象とした講演会、一般市民の方へのイベントを通じた啓発活動に取り組むとともに、まん延を防ぐための無料・匿名検査のさらなる充実に取り組む必要がある。

#### ●食の安全・安心確保対策事業

食の安全・安心の確保を図るため、食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店、スーパーマーケット等、食品関係営業施設に立入検査及び収去検査を実施し、食品等事業者に対し監視指導を行なっている。一方、食品中の放射性物質や輸入食品などに係る市民の不安については、十分に解消が図られているとは言えない。

#### ●（仮称）相模原市動物愛護センター整備検討事業等

動物愛護管理の拠点となる（仮称）相模原市動物愛護センターの建設に向け検討を進め、より主体的に、一貫した動物愛護管理行政を推進していく。

神奈川県動物愛護管理推進計画に基づき、犬猫の致死処分数及び苦情件数の減少や、犬猫の返還・譲渡率の増加を推進していく。

#### ●衛生検査等事業費

衛生試験所では、健康危機に対応するため、検査機能の強化や検査体制の充実、職員のさらなる資質向上等に取り組む必要がある。

#### ●火葬場のあり方の検討

高齢化の進展などにより、市営斎場に対するニーズが高まっているため、新たな火葬場のあり方について検討する。現市営斎場について、市民サービスの向上や、より効率的な施設運営を目指し、指定管理者制度の導入を進める。

### 【平成24年度の取組についての総合評価】

#### ●予防接種事業

感染症の発病とまん延を防止するため、予防接種法に基づき、四種・三種・二種混合、麻しん・風しん混合、日本脳炎・BCG、高齢者インフルエンザ等の予防接種を実施した。また、任意予防接種であるが重篤化や死亡者数の抑制に繋がる子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を実施した。

接種率向上のため、適宜、勧奨通知の内容を見直すとともに、広報での接種勧奨の実施などにより接種率が向上した。

ポリオについては、不活化ワクチンの導入に伴い実施方法をかかりつけ医による個別接種へ切り替えるとともに、接種未了者に対して勧奨通知を送付し、情報提供を行った。不活化ポリオワクチンの導入により、すべての予防接種をかかりつけ医による個別接種とすることで、市民の利便性が向上し、またワクチンの効果等に係る適切かつ詳細な説明を受けることが可能になり、健康被害の防止が図られた。

子宮頸がん予防接種について、夏休みを利用した接種の促進を図るため、未了者に対して勧奨通知を送付し、接種率の向上に努めた。

#### ●結核対策事業

結核患者に接触した者の健診を夜間にも実施し、対象者の利便性向上を図った。

結核に関する意識を啓発するため、保育園や幼稚園にもチラシを配布するなど、従来の周知対象をさらに拡大させた。

研修には最新トピックス等をテーマに取り入れて、内容を充実させた。

#### ●感染症予防対策事業

新たな取り組みとして、感染症予防対策研修の対象をこどもセンターや公民館の職員に拡充し、多くの職員に正しい知識の普及を図ることができた。

#### ●感染症発生動向調査事業

市内医療機関からの報告を受け、現在市内で流行している感染情報を把握し、情報の発信を行なった。

#### ●性感染症対策事業

青少年の性感染症予防については、中学校養護部会で予防啓発を図るとともに、昨年度の受講校に再案内を行うなど周知方法を工夫した。性感染症検査については、夜間検査を実施したことにより受検者数は昨年度より増加した。

#### ●食の安全・安心確保対策事業

食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」に違反する食品は減少（1件→0件）したものの、市内の食中毒発生件数は増加（2件→3件）した。

食品等事業者、食品衛生責任者を対象に講習会を開催し（参加者4,662名）、食中毒予防などに関する情報を提供した。

市民を対象とした取り組みとしては、ハローマザー教室やまちかど講座などで講習会を開催した（参加者1,485名）。また、社会福祉施設等の従事者を対象に、ノロウィルスによる集団食中毒の発生防止の講習会を開催し（参加者126名）、衛生知識の普及啓発を行なった。その結果、市内の各家庭や、学園祭・バザーなどのイベント会場において食中毒の発生を防止することができた。

#### ●（仮称）相模原市動物愛護センター整備検討事業等

町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議において、動物愛護センターの設置を検討している町田市と意見・情報交換等を行い、本市にふさわしいセンターのあり方について課題整理を行った。

●衛生検査等事業費  
衛生試験所の検査機能強化の一環として、食品アレルギー物質検査の拡充（乳、卵）、食品の放射性物質の除去検査及び市民からの依頼による検査の実施、薬事検査・感染症検査の体制拡充等を行い、市民の健康危機管理に取り組んだ。

●火葬場のあり方の検討

火葬場のあり方等の検討については、平成24年度の指標・目標を達成し、順調に進行している。  
指定管理者制度の導入については、地域団体の理解を得るため、相応の時間を要した。

○施策全体の総合評価

感染症対策及び食品衛生に係る本施策の2項目の成果指標については、いずれも目標を達成したが、施策を構成する事務事業の一部において目標を達成できなかったため、1次評価を「B」とした。  
今後も、市民に対して積極的に保健衛生に関する情報提供や啓発を行うなど、健康に暮らせる社会の推進を図る必要がある。

【今後の具体的な改善策】

●予防接種事業

予防接種の種類が増加しているため、より接種率を高め、市民が安心・安全に接種を受けられるよう、定期・任意予防接種を問わず、市民に対する予防接種方法や接種間隔などの啓発を実施する。

●結核対策事業

接触者健診の未受診者を自動で抽出し、効率的に受診を促せるよう、独自の結核患者管理システムを改良する。  
高齢者施設向けの研修受講者をさらに増やすために、他の部署が特別養護老人ホーム等の管理者向けに実施する講習会時にチラシを配布するなど、周知方法を工夫する。  
医療従事者向けの研修会場を変更するなど、参加しやすい環境づくりを検討する。  
高齢者施設へのアンケート調査を実施し、実態を把握することで、高齢者対策のあり方を検討する。  
若年者の新規登録患者の減少に向け、引き続き保育園や幼稚園にポスターを掲出し、予防に向けた啓発を行う。

●感染症予防対策事業

感染症予防講座について、今後は対象を市民会館など市民が多く集まる公共施設にも拡大するとともに、研修内容について、施設内における感染症予防の指導者育成に視点をおいたものとするなど、より効果の高い研修を目指す。

●感染症発生動向調査事業

医療機関に対してアンケート等を実施し、より効果的な感染症情報の還元のあり方を検討する。

●性感染症対策事業

性感染症に対する偏見やまん延を防ぐため、中学生・高校生等を対象とした講演会の充実や一般市民の方に対するイベントを通じた普及啓発活動を推進するとともに、検査についても、性感染症は早期発見が重要であることから、受検者の利便性等に配慮した実施方法を検討するなど検査件数の向上に努めていく。

●食の安全・安心確保対策事業

食品関係営業施設数が年々増加傾向にある中、監視指導を効率的に行なう。  
圏央道の開通に伴い、大規模な食品製造施設が設置されることから、より高度で専門的な監視指導を行なう。  
食品表示法の公布に伴い、新たに規定される表示基準の周知に努める。  
消費者については、いまだ食中毒に対する危機意識が十分に浸透していない側面が見受けられるため、食中毒予防に関する啓発を積極的に行なう。  
食品中に含まれる放射性物質の検査について、市民の不安解消に努めるため引き続き実施する。

●（仮称）相模原市動物愛護センター整備検討事業等

他の政令指定都市の設置状況等の調査を行う。

（仮称）相模原市動物愛護センターの設置に向けた基本構想検討委員会を設置し、センター設置に係る基本構想の検討を行う。

●衛生検査等事業費

今後も検査対象・検査機能の拡充や、職員のさらなる資質向上のための研修体制の確立などを行うことにより、様々な健康危機への対応能力の向上を図るとともに、調査研究、公衆衛生情報の提供等の新たな業務への取り組みを進め、衛生研究所への移行を重点とする衛生検査体制の強化を図っていく。

●火葬場のあり方の検討

火葬場のあり方等の検討については、検討委員会の提言を受け、基本構想の策定を進めるとともに、指定管理者制度の導入準備については、地域の団体に対し、継続的に理解を求めていく。

1次評価

B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

【施策推進に対する意見】

・予防接種については適正な単価で市民にサービスできるよう、受益者負担のあり方のほか、他都市の状況も調査するなどした上で、客観的な説明ができるよう対応をされたい。  
・性感染症対策事業については、一番知識を必要とする時期の青少年に対し、在学中にしっかりと知識を吸収する機会を設けるべきである。

【改善すべき点】

・生活衛生対策の推進の指標が「犬猫の致死処分頭数」となっているが、対策の推進には衛生検査事業の本体部分から指標設定の方が適切である。一般市民に実状がわかるような、あるいは市の生活衛生対策の力が入れどころが端的にわかるような指標設定をされたい。  
・市民感覚からは犬猫処分数ではなく、譲渡・引取り数を目標にするべき。

2次評価

B

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている

B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):52、最終(H31):27

指標と説明	犬・ねこの致死処分頭数					結果の分析	
	目標設定の考え方	神奈川県動物愛護管理推進計画における処分頭数削減の目標値があるが、本市ではさらに独自で上乗せした目標値(H21年度基準値から毎年5頭削減)を設定しました。					目標をやや上回り達成することができなかった。主な要因は、昨年度と比較して猫の収容数が24頭多くなり、処分頭数についても18頭増加したためである。今後、更に、終生飼養及び所有者明示の啓発や譲渡の推進に努める必要がある。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)	77	72	67	62	57		
実績値(b)		61	46	66			
達成率(a/b)%		118.0	145.7	93.9			
						評価	B

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成  
 ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D: 年度別の目標の値が60%未満  
 ◆一: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	予防接種事業	関連する施策を構成する事業名	予防接種事業	
評価	評価の内容			評価結果
1次 【市(主管局)】	予防接種は、さまざまな感染症の発生及びまん延防止に成果を上げており、大変有効な手段である。今後も感染症の発生及びまん延を防止するため、引き続き予防接種の機会を提供し、市民が健康に暮らせるまちづくりを推進する。			1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 感染症への罹病リスクが減少することはなく、発生及び蔓延を防止するため、継続して実施すべきである。  (意見) ○ 子宮頸がん問題のように、途中で不都合が明るみなることもあり、信頼してよいか難しいところである。 ○ 高齢者への予防接種は改善の余地がある。 ○ A類予防接種は費用負担なしでB類予防接種は負担を求めている。ある程度の必要性や有効性の根拠が示されるべきである。			2次評価 現状維持

事務事業名	結核対策事業	関連する施策を構成する事業名	結核対策事業	
評価	評価の内容			評価結果
1次 【市(主管局)】	市民が健康に暮らせる社会を守るために必要不可欠な事業と考えている。 「結核」は過去の病気と思われがちであるが、本市では毎年100人程度の新たな結核患者が発生している。 受診や診断の遅れにより集団感染の可能性も高まるため、市民に対する継続的な結核に関する知識の普及・啓発が重要である。 結核に関する知識の普及・啓発、健康診断、服薬支援等を行政が一元的に行うことで、より高い事業成果が得られることから、本事業は今後も継続していく。			1次評価  現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 結核は過去の病気と思われがちであるが、絶滅した菌ではなく集団感染のリスクは依然と存在するため、継続して実施すべきである。			2次評価  現状維持

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の安全・安心の確保	市民が感染症を発症せずに過ごしている。	1 健康危機管理体制の充実に実	【指標21】 結核患者数	1 予防接種事業
				2 結核対策事業
				3 感染症予防対策事業
				4 感染症発生動向調査事業
				5 性感染症対策事業
	市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。	2 食品衛生対策の推進	【指標22】 取去検査結果による基準値に対する違反率	6 食の安全・安心確保対策事業
				8 衛生検査等事業費
		3 生活衛生対策の推進	※【サブ指標1】 犬・ねこの致死処分頭数	7 (仮称)相模原市動物愛護センター整備検討事業
				8 衛生検査等事業費
			9 火葬場のあり方の検討	



■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市	
政策の基本方向	NO	6	安全で安心して暮らせる社会をつくります	施策所管局 市民局
施策名	NO	13	市民生活の安全・安心の確保	局・区長名 森 多可示

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○市内の犯罪が減少している。 ○市民の交通事故が減少している。 ○市民が消費者として自立している。
取り組みの方向	1 防犯活動の推進 警察・関係団体・地域団体と連携を図り、犯罪に関する情報の共有や自主防犯組織によるパトロール活動・暴力追放運動の推進により、市民の防犯意識や暴力追放意識を高めます。 また、防犯灯の整備など、地域における防犯活動に対する支援を進めます。 2 交通安全対策の推進 子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの啓発活動の充実を図るとともに、地域における交通安全活動団体への支援を進めるほか、ガードレールなど交通安全施設の充実を図ります。 3 消費者の保護と自立の支援 年々悪質巧妙化する消費者被害から消費者を救済するため、消費生活相談の充実を図るとともに、消費者教育の充実と最新の被害情報の提供を図り、市民の消費者としての自立支援と保護に向けた取り組みを進めます。 4 基地周辺対策の推進 米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に努めます。

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 ※中間(H26)：10,300件(14.3件)、最終(H31)：9,800件(13.5件)

指標と説明	【指標23】市内で発生した犯罪認知件数(千人あたりの犯罪認知件数) ⇒市内で発生した犯罪件数から発生状況を見る指標【単位：件】	結果の分析				
目標設定の考え方	犯罪認知件数の毎年の減少率を約1%と定め、目標として設定しました。	本市の犯罪件数は、平成15年をピークに減少してきているが、窃盗犯の減少が大きく、目標を達成できた。地域防犯活動推進事業において、青パトを地域団体に貸出を行うなど、地域全体での取り組みを促進してきたことにより、一定の効果があつたものと評価している。				
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価 A
目標値(a)	11,003 (15.6)	10,780 (15.1)	10,670 (14.9)	10,560 (14.7)	10,460 (14.6)	
実績値(b)		9,879 (13.9)	8,310 (11.6)	6,829 (9.5)		
達成率(a/b)%		109.1	128.4	154.6		

【指標2】 ※中間(H26)：3,500件(4.9件)、最終(H31)：3,300件(4.5件)

指標と説明	【指標24】市内で発生した交通事故件数(千人あたりの交通事故件数) ⇒市内で発生した交通事故件数から発生状況を見る指標【単位：件】	結果の分析				
目標設定の考え方	交通事故発生件数の毎年の減少率について中間目標までは2%、それ以降を1%と定め、目標値を設定しました。	本市の交通事故件数は、平成22年に10年ぶりに増加したが、警察、関係団体等との連携・協力により、以降は交通事故が減少しており、今年度も目標を達成することができた。主な要因としては、自転車や二輪車が関係する交通事故件数が減少したことによる。				
	基準値(H20年)	H22	H23	H24	H25	評価 A
目標値(a)	3,980 (5.6)	3,820 (5.4)	3,740 (5.2)	3,670 (5.1)	3,590 (5.0)	
実績値(b)		4,106 (5.8)	3,602 (5.0)	3,495 (4.9)		
達成率(a/b)%		93.0	103.8	105.0		

【指標3】 ※中間(H26)：63.4%、最終(H31)：65.9%

指標と説明	【指標25】消費者被害に遭わないように注意している市民の割合 ⇒消費者被害について、注意を払っている市民がどれくらいいるかを見る指標【単位：%】	結果の分析				
目標設定の考え方	消費者被害に遭わないよう具体的に対処する市民が毎年約0.5ポイント増加することを目標として設定しました。	消費生活センターに寄せられる相談は、年々減少傾向にあるが、高齢者からの相談は増加傾向にある。啓発活動の手段及び機会は昨年より増加させたが、目標を達成することができなかった。今後、啓発を強化していくことが必要と考える。				
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価 C
目標値(a)	59.9	61.4	61.9	62.4	62.9	
実績値(b)		53.4	53.9	47.4		
達成率(b/a)%		87.0	87.1	76.0		

【指標4】 ※中間(H26)：●●、最終(H31)：●●

指標と説明		結果の分析				
目標設定の考え方						
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(a/b)%						

- ◆A：年度別目標を(上回って)達成
- ◆B：年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C：年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D：年度別の目標の値が60%未満
- ◆一：今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	564,372	546,460	561,100	567,064		事業費についてはほぼ横ばいであるが、防犯灯の電気料金の値上げによる維持管理費補助等の予算が増加している。
人件費	209,345	207,636	205,062	194,194		
総事業費	773,717	754,096	766,162	761,258		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	1,086	1,051	1,065	1,058	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	事業の概要	平成24年度		平成25年度 指標・目標
			指標・目標	実績・評価等	
1	地域防犯活動推進事業 【生活安全課】	犯罪が起こりにくい、安全で安心なまちづくりを行うため、防犯意識の高揚を図り、市民による防犯パトロール等の自主防犯活動を促進する。	①犯罪発生件数の減少(前年比) ②青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数	実績 ①(犯罪発生) 23年 8,310件 24年 6,829件 前年比 △1,481件 ②346回 前年比93件増	青色回転灯装備車両によるパトロールの実施回数(300回)
				評価 ①年々減少傾向にあるが、昨年は前年比約18%減を達成できた。 ②防犯活動団体に車両を貸し出し、地域防犯力の向上を図った。	
2	民間交番設置促進事業 【生活安全課】	犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、地域住民主体による防犯活動を支援するとともに、地域住民等の防犯活動拠点となる民間交番の設置促進を図る。	民間交番のあり方について検討する。	実績 民間交番のあり方について、検討を行った。	犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現のため、引き続き、地域住民の防犯活動拠点としての設置について検討を行う。
				評価 設置に向けた当面の課題の抽出などができた。	
3	防犯灯の設置促進 【生活安全課】	夜間における犯罪を未然に防止し、通行の安全を確保するため、防犯灯を設置するとともに、維持管理費の削減につながる省エネルギータイプの防犯灯への切り替えを促進する。	LED防犯灯の設置を促進し、1,100灯を設置するとともに、LED防犯灯設置による電気料金の削減を図る。	実績 LED防犯灯の設置促進:1,601灯 前年比525灯増 電気料金の削減:約1,004千円	LED防犯灯の設置を促進し、1,800灯を設置するとともに、LED防犯灯設置による電気料金の削減を図る。
				評価 自治会の協力のもと、LED防犯灯の設置促進により、市民の安全確保が図られるとともに、維持管理費が軽減された。	
4	交通安全教育推進事業 【生活安全課】	地域と一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わないようにするため、交通安全関係団体等と連携した交通安全教室や交通安全啓発活動を実施する。	①交通事故発生件数の減少(前年比) ②交通安全教室の開催 年間 265回 延べ参加者数 23,600人	実績 ①(交通事故) 23年 3,602件 24年 3,495件 前年比 △107件 ②交通安全教室の開催 年間 281回 延べ参加者数 25,829人 前年比3,394人増	交通安全教室の年間275回 延べ参加者数24,500人
				評価 ①警察や交通安全団体等との連携による啓発活動等の実施により、交通事故件数の減少が図られた。 ②実施回数及び参加人数とも増加し、啓発活動の充実ができた。	
5	交通安全施設の整備 【道路補修課】	交通事故のないまちづくりに向け、防護柵、カーブミラー、道路照明灯、カラー舗装等の新設や維持補修を行い、交通安全施設の整備の充実を図る。	ガードレール、カーブミラー、道路標識、道路照明灯の整備	実績 ガードレール(0.314km)、カーブミラー(24基)、道路標識(47基)、道路照明灯(177基)	ガードレール、カーブミラー、道路標識、道路照明灯の整備
				評価 着実な道路補修の実施	
6	消費者啓発事業 【生活安全課】	消費者被害を未然に防ぐため、各世代にあった消費者教育をはじめとする消費者啓発を実施する。	講師派遣事業の開催 年間25回 延べ参加者数1,000人	実績 講師派遣事業の開催 年間30回、延べ参加者数 1,996人	講師派遣事業の開催 年間25回、延べ参加者数 1,100人
				評価 講座や啓発物配布時に合わせた周知等により、目標を達成することができた。	
7	基地対策事業 【渉外課】	市米軍基地返還促進等市民協議会や、県、関係各市と連携し、国や米軍に対して基地問題の解決に向けた要請活動等を行う。	引き続き、粘り強く要請活動を行う。	実績 関係団体と連携した要請の実施 即時対応の要請の実施	引き続き、粘り強く要請活動を行う。
				評価 基地問題の解決に向けた要請活動を継続して実施した	
8	【課】				

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	地域防犯活動推進事業 【生活安全課】	19,477	17,561	13,710	15,972	
2	民間交番設置促進事業 【生活安全課】	0	0	0	0	
3	防犯灯の設置促進 【生活安全課】	225,505	234,244	252,941	277,497	
4	交通安全教育推進事業 【生活安全課】	20,019	19,891	21,306	20,843	
5	交通安全施設の整備 【道路補修課】	289,560	265,742	264,153	244,278	
6	消費者啓発事業 【生活安全課】	2,525	1,643	1,530	1,668	
7	基地対策事業 【渉外課】	7,286	7,379	7,460	6,806	
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- ・犯罪認知件数については、減少傾向にあるが、市内では、特に、ひったくりや自転車盗などの街頭犯罪の比率が高いことから、青パトの貸出など、地域主体の取組を促進し、市民総ぐるみで取組んでいくことが重要である。
- ・交通事故件数についても、減少傾向にあるが、本市は県内他市と比較して、自転車交通事故件数の割合が高い(下表参照)。その中でも、中高生が第一当事者となる自転車事故件数の割合が高いことから、教育委員会との連携を強化する必要があるとともに、道路環境の改善を含めた総合的な施策展開が必要であり、庁内横断的に連携を強化し、取組を進めていく必要がある。
- ・交通安全施設の整備については、歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民要望や道路点検パトロールに基づいて新設や維持補修を進めている。
- ・通学路の安全対策については、教育委員会と連携し、通学路の点検結果等に基づき効率的に整備を行っている。しかしながら、各地で通学時の悲惨な事故が相次いでいることから、学校やPTA、警察、交通安全協会などとの連携をさらに強化し、子供たちの安全と安心の確保を図る必要がある。
- ・消費生活については、消費生活相談は減少傾向にあるが、内容は複雑化・多様化しており、高齢者からの相談が増加傾向にある。
- ・米軍機による騒音被害は、昼夜を問わず市民生活に甚大な影響を与えていることから、米軍や国に対しては、騒音被害軽減等に係る要請活動を毎年実施している。また、問題が発生する都度、市米軍基地返還促進等市民協議会や県及び県内の地関係市と連携して、解消に向け要請活動を実施している。

【平成24年度の取組についての総合評価】

- ・犯罪認知件数については、目標を達成できたが、自治会や防犯指導員等により、青パトによるパトロール活動が実施され、地域が主体となった取組みが促進された。
- ・交通事故件数については、目標を達成できなかったが、依然として日単年の交通事故件数が多いにため、平成25年2月に父連女全灯東推進会議を設置し、第9次相模原市交通安全計画の推進を図った。事業内容としては、スケアード・ストレイト(疑似体験)事業の充実、通学路の合同点検と対策の実施など、警察や学校、交通安全関係団体等と連携した自転車交通事故の減少に向けた取組みを行った。
- ・交通安全施設整備事業については、周辺の土地利用の状況変化等によって要整備箇所が生じることから計画的な整備は難しいが、現地の状況に応じて直営作業や業者委託によって迅速な対応に努めた。
- ・消費生活については、消費生活基本計画に基づき、消費生活情報の充実などの施策を推進している。また、9月に高齢者被害防止月間として、バスの車内広告や市役所等において動画広告などを実施したほか、老人クラブの会員に高齢者啓発用パンフレットの配布、新聞折込による高齢者啓発用チラシの配布を行った。しかし、講座の開催回数は目標を達成できなかったもの、指標の目標を達成できなかったことから、さらなる啓発の強化を進める。
- ・平成24年5月に厚木基地において、5年ぶりに空母艦載機の着陸訓練が実施されたため、国・米軍に対し訓練の中止を要請し、訓練終了後には、今後、厚木基地で二度とこのような訓練を実施しないよう国に申し入れた。さらに、その後、深夜飛行も行われたため、改めて夜間の飛行を禁止するよう国に対し強く要請した。米軍機の騒音には、多くの市民が苦しめられており、市米軍基地返還促進等市民協議会や県及び関係市と連携して、引き続き騒音の解消・軽減に向けて取り組んでいく。

【今後の具体的な改善策】

- ・防犯対策については、警察や防犯関係団体等との連携により、地域と一体となって防犯意識の高揚を図り、市民による防犯パトロール等の自主防犯活動を促進するとともに、子どもや女性を犯罪から守るために地域との協働により防犯マップを作成するなど犯罪が起りにくい、安全で安心なまちづくりを行う。
- ・交通事故件数の減少に向けては、交通安全団体や警察等との連携により、地域と一体となって交通安全意識の高揚を図り、特に自転車の関係する交通事故減少のため、スケアード・ストレイト事業をさらに拡充していくなど、事故の防止に向けた交通安全対策を推進し、市民が交通事故にあわないようにする。また、歩道等を走行する自転車加害者となる事故も起きており、自転車運転のマナーに対する社会的関心も高まっていることから、TSマーク付帯保険の普及を含め、自転車加害者となる事故に対する啓発を行う。
- ・交通安全施設の整備については、地域の住民や道路利用者からの要望、道路点検パトロールに基づき進めていくが、優先順位等を精査し、厳しい予算の効率的執行を図っていく。
- ・消費生活に係る相談内容は、高齢者からの相談が増加。このため、講師派遣事業では、福祉部門との連携を強化していく。また、消費生活審議会において、消費生活基本計画の進行管理を行うとともに、有効な消費者教育の実施について、意見を伺う。

		H21	H22	H23	H24
交通事故全体に対する自転車事故の割合	市内	30.8%	32.1%	32.6%	33.6%
	市外	21.4%	22.3%	23.6%	23.2%

○施策全体として、3つの成果指標のうち、2つの指標が目標値を上回り、1つの指標が目標を達成できなかった。目標を下回ってしまった指標に関する事業では、消費者への啓発活動の手段や機会は前年度に比較し増加しているところであり、また、施策の目標である市民の安全・安心に向け、路上喫煙防止条例や暴力団排除条例に基づく施策など総合的な取組を進めることができたことから、評価をAとした。

1次評価

A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

2次評価

- A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている
- B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 □ 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
	目標設定の考え方						
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%						評価	

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成  
 ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D: 年度別の目標の値が60%未満  
 ◆ー: 今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

【消費生活審議会からの主な意見】

「安全・安心メール」を活用した消費者への情報提供は考えているか。

【意見に対する市の対応】

「安全・安心メール」を防犯情報の配信を受けている市民に対し、消費生活情報を配信することを検討している。高齢者については、特に紙媒体で情報を取得する機会が多いと考えられるので、9月に老人クラブ等へ高齢者啓発用パンフレットを配布するとともに、2月に新聞折込による高齢者啓発用チラシを配布した。

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

・消費生活においては、高齢者の被害が多いことから、高齢者支援課との連携により、地域包括支援センターでの出前講座のほか、公民館の高齢者学級に出前講座を組み込んでもらうなどの啓発を行った。結果として、前年を上回る講座回数を実施できた。  
 ・めざす姿「市民の交通事故が減少している」の実現に向け、市民局生活安全課のソフト事業「交通安全教育推進事業」と、土木部道路管理課のハード事業「交通安全施設の整備」を効果的・効率的に実施を図っている。

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名		評価結果
評価	評価の内容		1次評価
1次 【市(主管局)】			
2次 【経営評価委員会】			2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価結果
評価	評価の内容	1次評価
1次 【市(主管局)】		
2次 【経営評価委員会】		2次評価

廃止: 事業を廃止すべき 再構築: 現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小: 現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持: 見直しを要さない 拡充: 他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
市民生活の 安心生活の 確保	市内の犯罪が減少している。	1 防犯活動の推進	【指標23】 市内で発生した犯罪認知件数 (千人あたりの犯罪認知件数)	1 地域防犯活動推進事業
				2 民間交番設置促進事業
				3 防犯灯の設置促進
	市民の交通事故が減少している。	2 交通安全対策の推進	【指標24】 市内で発生した交通事故件数 (千人あたりの交通事故件数)	4 交通安全教育推進事業
				5 交通安全施設の整備
	市民が消費者として自立している。	3 消費者の保護と自立の支援	【指標25】 消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	6 消費者啓発事業
				7 基地対策事業
	4 基地周辺対策の推進			

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	6	安全で安心して暮らせる社会をつくります
施策名	NO	14	災害対策の推進

施策所管局	危機管理局
局・区長名	笹野 章央

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○災害に強い都市基盤ができています。 ○市民の災害に対する備えができています。
取り組みの方向	1 災害に強い都市基盤の整備 旧耐震基準により建てられた住宅などの耐震化を促進するとともに、延焼しにくい市街地をつくるため、道路、公園などの整備にあわせ、周辺の緑化や建築物の不燃化を促進するなど、公共施設と建築物が一体となった延焼遮断帯の形成を図ります。 また、避難場所・避難路を確保するため、公園、広幅員道路などの整備や電線類の地中化を進めます。 さらに、土砂災害の防止のため、急傾斜地の崩壊対策に取り組むとともに、水害に強いまちづくりのため、河川改修や雨水管の整備及び雨水流出抑制の機能を高めるなど、浸水被害を解消する取り組みを進めます。 2 地域防災対策の充実 一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いた啓発活動の充実に努めます。 また、自主防災組織の強化に向けた支援や災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めるとともに、被害想定に基づいた飲料水や非常用食料品等の備蓄を進めます。

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】 ※中間(H26):81.4%、最終(H31):83.8%

指標と説明	【指標26】避難路整備率 ⇒市民が安全に避難できる道路が整備されているかどうかを見る指標【単位:%】	結果の分析 目標延長97,882mに対し、整備延長は101,082mであることから計画的に整備が進んでいる。				
目標設定の考え方	幅員15m以上の都市計画道路について、平成21年度の都市計画道路整備予定量をもとに、目標として設定しました。					
	基準値(H19年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	78.0	79.5	80.0	80.5	81.0	
実績値(b)		80.9	81.2	83.1		
達成率(a/b)%		101.8	101.5	103.2		評価 A

【指標2】 ※中間(H26):47.6%、最終(H31):95.2%

指標と説明	【指標27】緊急雨水対策事業箇所における浸水被害の解消率 ⇒「雨水対策基本計画」に基づき、雨水対策事業箇所の増減を見る指標【単位:%】	結果の分析 平成23年度に改定を行った「雨水対策基本計画」において、雨水対策事業箇所が79箇所増加となったが、平成24年度に浸水被害解消を見込んでいた4箇所については、雨水管さよの整備により計画どおり解消された。				
目標設定の考え方	市「雨水対策基本計画」に基づく整備予定量により、浸水被害が解消される地域の見込み数をもとに目標として設定しました。なお、当該計画については、平成23年度に改定を行ったため、平成24年度より目標とする雨水対策事業箇所数が増加となったため、目標値が低くなったものです。					
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	—	66.6	84.8	54.9	58.7	
実績値(b)		66.6	84.8	54.9		
達成率(a/b)%		100.0	100.0	100.0		評価 A

【指標3】 ※中間(H26):14.1%、最終(H31):16.6%

指標と説明	【指標28】災害対策をしている市民の割合 ⇒災害に対する事前対策を行っている市民の割合【単位:%】	結果の分析 東日本大震災から月日は経過したものの、市民の災害に対する意識は継続されているためか、防災対策が増加している。今後も市の積極的な普及啓発を継続させ、災害対策率の向上に取り組む。				
目標設定の考え方	内閣府が実施する防災に関する世論調査の結果を参考に、最終目標に向けて約5ポイント増やすことを目標として設定しました。					
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)	11.1	12.1	12.6	13.1	13.6	
実績値(b)		9.1	14.1	15.5		
達成率(b/a)%		75.2	111.9	118.3		評価 A

【指標4】 ※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析
目標設定の考え方						
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
目標値(a)						
実績値(b)						
達成率(a/b)%						評価

- ◆A: 年度別目標を(上回って)達成
- ◆B: 年度別の目標の値を80%以上達成
- ◆C: 年度別の目標の値を60%以上達成
- ◆D: 年度別の目標の値が60%未満
- ◆—: 今年度は成果指標の測定ができないもの

■ 施策推進のための経費(決算額) ※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	2,224,310	2,251,863	1,350,474	836,150		公共下水道(雨水)の整備費等が減じたことにより、総事業費が減ったが、これは当初の予定通りのもので、各事業は計画どおり進捗している。
人件費	136,403	126,239	99,076	57,789		
総事業費	2,360,713	2,378,102	1,449,550	893,939		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	3,314	3,314	2,015	1,242	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

	施策を構成する事業名【所管課名】	事業の概要	平成24年度		平成25年度 指標・目標
			指標・目標	実績・評価等	
1	道路災害防除事業(防災カルテ点検業務) 【道路管理課、緑・津久井・中央・南土木事務所】	道路災害未然防止のため、本市が管理する道路の定期点検を実施するとともに、危険箇所について対策を講じ、事故の防止に努める。	道路災害未然防止のための点検、対策の実施	実績 点検箇所:204箇所 対策箇所:6箇所うち対策完了箇所1箇所 評価 応急的ではあるが、要対策箇所へ柔軟に対応できた。引き続き、未完了箇所の対策に努める。	①点検箇所:250箇所 ②点検に基づく、要対策実施箇所の対策実施
2	防災対策普及啓発推進事業【危機管理課】	防災に対する市民の意識高揚を図るため、防災対策や避難時の心得など、防災ガイドブックや防災・危機管理ポータルサイトを通じて周知する。	防災危機管理ポータルサイトのホームページへのアップ及び充実	実績 市ホームページ内に「防災・危機管理情報ポータルサイト」をアップ。掲載内容の充実を図り、情報提供を行った。 評価 目標を達成することができた。	家具の転倒防止対策の啓発及び転倒防止設置支援事業件数の増加。
3	公共下水道(雨水)の整備【下水道施設課】	浸水被害を解消するため、雨水幹線等の整備や雨水流出抑制の機能を高め、浸水被害を減少させる。	浸水被害の解消箇所率 緊急雨水対策事業箇所数 211箇所 対策済み箇所数 116箇所	実績 浸水被害解消箇所率 54.9% (H24浸水被害解消箇所数÷浸水被害解消必要箇所数(H23改定後)) 評価 計画に基づき事業を推進	浸水被害解消箇所率 58.7%
4	河川改修事業【河川整備課】	河川の氾濫による浸水被害の発生の軽減と解消のため、市街化の著しい区域に位置する鳩川、八瀬川、姥川の整備を進める。	浸水被害の軽減、解消に向けた河川の整備延長:59m	実績 浸水被害の軽減、解消に向けた河川の整備延長:27m(国内希少野生動植物種の出現により工程及び施工順序の再検討等を行った。) 評価 目標に対して46%の達成率であった。	浸水被害の軽減、解消に向けた河川の整備延長:23m(希少種の生息等に配慮した工事施工計画になっている。)
5	地域防災力支援事業(防災資機材整備事業)【危機管理課】	地域における防災力の向上のため、防災備蓄倉庫の整備、公助としての防災資機材等の整備を図り、大規模災害へ備える。	津久井地域5箇所へ避難所倉庫の設置及び防災資機材の配置。	実績 避難所倉庫を津久井地域に5箇所整備し資機材を配置した。 評価 予定通り実施した。	津久井地域5箇所の避難所倉庫の整備及び防災資機材の配置。
6	地域防災力支援事業(自主防災組織育成支援事業)【危機管理課】	自主防災組織が災害時に主体的に活動できるよう、訓練指導等の実施や活動に対する一部補助のほか、災害発生時の情報管理の充実を図るとともに地域の自主防災隊等と連携した総合防災訓練を実施する。	自主防災組織の活動への助成、避難所運営に対する助成。総合防災訓練の実施。	実績 自主防災組織の活動への助成及び避難所運営への助成を実施。併せて各種研修会及び総合防災訓練を実施した。 評価 自主防災組織の組織率の向上、訓練の実施等により地域防災力の向上が図られた。	自主防災組織の活動促進に向け研修会等を実施。自主防災隊と連携した総合防災訓練の実施。
7	災害時要援護者避難支援事業【地域福祉課】	地域住民による高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難支援体制づくりを支援する。	災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発により、各地域において事業展開が早期に図られるよう支援する。	実績 平成24年9月に「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定し、22地区の自治会長会議等で、早期の事業展開に向けた説明など普及啓発を行った。(延べ51回) 評価 目標どおり実施した。市が保有する災害時要援護者の情報を、本人の同意を得た上で、平常時から自治会等の支援組織に対して提供する仕組みを構築した。	災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発などにより、各区役所等と連携を図りながら、各地域において、避難支援体制の構築が早期に図られるよう支援する。各区役所、まちづくりセンターに「災害時要援護者名簿」を配置し、災害発生時に要援護者情報を提供する。
8	【課】			実績 評価	

≪施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額≫

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	道路災害防除事業(防災カルテ点検業務)	0	90,462	43,509	46,830	
2	防災対策普及啓発推進事業【危機管理課】	0	7,875	4,907	3,876	
3	公共下水道(雨水)の整備【下水道施設課】	1,802,334	1,842,261	971,014	471,194	
4	河川改修事業【河川整備課】	383,395	236,754	214,726	194,932	
5	地域防災力支援事業(防災資機材整備事業)【危機管理課】	26,285	56,508	89,998	88,568	
6	地域防災力支援事業(自主防災組織育成支援事業)【危機管理課】	12,239	17,731	26,314	24,154	
7	災害時要援護者避難支援事業【地域福祉課】	57	272	6	6,596	
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

・指標3の災害対策をしている市民の割合は、東日本大震災から月日が経過した現在でも増加傾向にあるが、積極的に取り組んでいるものとそうでないものの2極化が進んでいる。この現状に甘んじていると、この割合は減少してくると思われる。そのため、今までの啓発事業に加え、家具の転倒防止や高層共同住宅の防災対策など新たな啓発活動を取り入れ、防災対策啓発の内容の充実を図る。

・道路災害防除事業について、山間部や河岸段丘面等の道路においては、台風・豪雨・地震などの異常な自然現象に伴う落石や斜面崩壊などの土砂災害を未然に防止するため、道路災害未然防止のため定期点検を行い、危険箇所には災害防除工事を実施し、道路利用者の安全確保に努める必要がある。

・河川改修事業は、浸水被害の軽減・解消のため、雨水対策基本計画に基づき整備を実施している。

・市民の防災意識は、東日本大震災を契機に高まり、自主防災組織による「自助」「共助」の取り組みも活発になってきているが、震災の教訓を風化させることなく、自主防災活動への支援や啓発を推進する必要がある。

・災害時に、高齢者、障害者、子どもなどの災害時要援護者に対し、地域において的確な支援ができるよう支援体制の強化を図るため、平成24年9月に「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を策定した。

【平成24年度の取組についての総合評価】

・今後災害に至る可能性のある要因の進行を把握するため、国道や県道を中心に経年変化を把握するための斜面調査として204箇所の道路防災カルテ点検を実施し、また、対策工事として県道513号(鳥屋川尻)他5箇所において落石防止工事等に着手した。

・姥川においては、国内希少野生動物種の出現により工事の発注を中止し、工程及び施工順序の再検討等を行ったため目標が達成できなかった。

・新たに藤野地区において連合自主防災組織が発足するなど、自主防災活動は着実に地域に根付いてきている。また、HUG(避難所運営ゲーム)の導入や研修・訓練等により、防災意識の向上を図ることができた。

○3つの成果指標すべてが目標値もしくは目標値以上の実績となったことに加え、施策を構成する各事務事業についても概ね計画どおりの実績であるため、1次評価結果をAとした。

【今後の具体的な改善策】

・引き続き道路防災カルテ点検を実施するとともに、交通量等を鑑み、危険度の高い斜面から順次道路災害防除工事を実施するとともに、点検範囲を拡大し、道路利用者の安全を確保に努める。

・姥川においては、再検討を行った工程等に従い、国内希少野生動物種のモニタリングをしながら、希少種の生息等に配慮した工事施工に努める。

・引き続き防災意識の向上や、自主防災組織の活動の活発化を図る必要がある。そのため、市民への啓発活動を推進するとともに、自主防災組織へのDIG(災害想像力ゲーム)等を活用した新たな訓練等を実施していく。なお、自主防災組織及び避難所運営への助成は、災害時に各区の拠点となる区本部(区役所総務課)が行うこととした。

・災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発などにより、区役所、まちづくりセンターと連携し、地域における災害時要援護者の支援体制づくりを推進する。

1次評価

A

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

【施策推進に対する意見】

・災害時要援護者避難支援事業では、自治会等の支援組織に個人情報を提供することに関して要援護者の方に同意をとって地域の方に提供する事業であるが、同意をしない方や自治会に入っていない方などに対する避難支援について、きめ細かく対応しないと混乱するおそれがある。

・浸水被害の解消率の指標が分かりにくいことから、『全体の中から何割くらい解消されたのか』というような誰にでも分かりやすい、もう少し端的な指標設定をされたい。

【改善すべき点】

・特になし

2次評価

A

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている

B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要

C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要



■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ □ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標設定の考え方							
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

- ◆A:年度別目標を(上回って)達成  
 ◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
 ◆C:年度別の目標の値を60%以上達成  
 ◆D:年度別の目標の値が60%未満  
 ◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

防災対策の根幹をなす地域防災計画の第1ステップ修正に当たり、各局区から担当を集め、検討を進めるとともに、危機管理責任者会議等で調整を行った。

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	公共下水道(雨水)の整備【下水道整備課】	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	課題として、合併特例の適用が平成27年度で終了となり、平成28年度以降は補助採択基準が変更となるため、交付金の減額に伴い、市の負担が増加する。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 社会インフラとして重要な事業であり、近年の集中豪雨の発生頻度を考えると整備の優先度について実態を把握し、平成36年度の完了目標に向け、着実に整備する必要がある。  (意見) ○ 整備の優先度について、機動的な対応を可能とする事業実施の方法を検討する必要がある。 ○ 工事の施工は市内業者を優先していただきたい。 ○ 昨今の天候不順を考えると拡充の可能性もある。 ○ 雨水対策により、どの程度の浸水を防げたなどの指標が必要である。		2次評価 現状維持

事務事業名	河川改修事業【河川整備課】	関連する施策を構成する事業名	
評価	評価の内容		評価結果
1次 【市(主管局)】	河川流域が宅地化され、事業箇所近隣の家屋等に工事の影響を及ぼさないよう、工法・仮設等に対し経費が必要であり、引き続き交付金の確保に努め、改修事業を進めていく。		1次評価 現状維持
2次 【経営評価委員会】	(評価理由) 近年の異常気象を考えると、社会インフラとして重要な事業であり、中期的な到達目標を明確にして、着実に整備する必要がある。 (意見) ○ 近年の集中豪雨の発生度を考えると、機動的な対応を可能とする事業実施の方法を検討する必要がある。 ○ 工事の施工は市内業者を優先していただきたい。		2次評価 現状維持

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■ 「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
災害対策の推進	災害に強い都市基盤ができています。	1 災害に強い都市基盤の整備	【指標26】避難路整備率 【指標27】浸水被害警戒対象地域の解消率	道路災害防除事業（防災カルテ点検業務） 公共下水道（雨水）の整備 河川改修事業
	市民の災害に対する備えができています。	2 地域防災対策の充実	【指標28】災害対策をしている市民の割合	防災対策普及啓発推進事業 地域防災力支援事業 災害時要援護者避難支援事業

■ 新・相模原市総合計画での位置づけ

基本目標	NO	I	誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市
政策の基本方向	NO	6	安全で安心して暮らせる社会をつくります
施策名	NO	15	消防力の強化

施策所管局 消防局  
局・区長名 岩田 進一

■ 施策の目的・概要

めざす姿	○火災の被害が減っている。 ○救急における救命率が上がっている。
取り組みの方向	1 効果的な消防・救急体制の構築 地域の特性を考慮した消防署所や消防車両等の整備、消防団組織や施設の充実、火災予防の充実、消防情報管理システムの充実強化などを図るとともに、大規模災害等に対応するため、高度救助体制を確立します。 また、救急業務の高度化を図り、救急車の適正利用や応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上をめざします。

■ 基本計画で定めている指標と各年度の目標及び実績

【指標1】

※中間(H26):10.7%、最終(H31):9.7%

指標と説明	【指標29】延焼率 ⇒出火した建物から他の建物への延焼を防ぎ、火災被害の減少の割合を見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	過去5年間(平成15年～平成19年)の平均延焼率が最も低い都道府県の数値を目標として設定しました。					平成24年度の目標値は達成出来なかったが、消防フェア等あらゆる機会を捉えて、火災予防思想の普及啓発や住宅用火災警報器の設置促進に取り組んだ結果、全火災件数及び建物火災件数が大幅に減少し、延焼火災件数は前年を下回った。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	B
目標値(a)	11.8	10.7	10.7	10.7	10.7		
実績値(b)		10.0	12.0	12.9			
達成率(a/b)%		107.0	89.2	82.9			

【指標2】

※中間(H26):11.5%、最終(H31):14.0%

指標と説明	【指標30】救命率 ⇒心肺機能が停止した傷病者の生存率を見る指標【単位:%】					結果の分析	
目標設定の考え方	約5ポイント増加することを目標として設定しました。					救急件数は若干減少したものの、心肺機能が停止した傷病者の搬送件数は、年々増加傾向にある。高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)ができる救急救命士の養成と普及講習会受講者数の増加により、目標値を達成することができた。	
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	8.5	11.5	11.5	11.5	11.5		
実績値(b)		13.6	8.0	15.4			
達成率(b/a)%		118.3	69.6	133.9			

【指標3】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(b/a)%							

【指標4】

※中間(H26):●●、最終(H31):●●

指標と説明						結果の分析	
目標設定の考え方							
	基準値(H20年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	
目標値(a)							
実績値(b)							
達成率(a/b)%							

◆A:年度別目標を(上回って)達成  
◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成  
◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

■ 施策推進のための経費(決算額)※H24年度は見込額

【単位:千円】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	総事業費の増減分析
事業費	181,945	50,127	225,984	617,960		・藤野分署整備事業費(H25.4月開署)による大幅な増額 ・デジタル消防救急無線整備事業の大幅な増額
人件費	120,914	123,987	124,622	119,056		
総事業費	302,859	174,114	350,606	737,016		
施策に対する市民1人あたりコスト 【単位:円】	425	243	487	1,024	0	

※ 職員1人あたりの人件費は、H21年度745万円、H22年度726万円、H23年度717万円、H24年度679万円として計算(人口は、毎年度10月1日現在の人口統計数値を使用)

■ 施策を構成する主な事業(事務事業)の取組結果

事業の概要	平成24年度		平成25年度 指標・目標
	指標・目標	実績・評価等	
1 消防署所の整備事業【消防総務課】 消防力整備計画に基づき、庁舎の老朽化、狭小への対応、地域の災害に迅速かつ的確に対応するため、分署等を整備する。	藤野分署は建設工事を行う。また、相原分署は、救急自動車を配置できるように整備するとともに、既存の庁舎の老朽化及び狭隘化に対応するため、地質調査及び基本設計を行う。	実績 藤野分署は、予定どおり建設工事を行った。相原分署は、予定どおり地質調査及び基本設計を行った。 評価 予定どおり実施した。	藤野分署を開署する。相原分署は、実施設計、仮設庁舎建設及び既存庁舎解体を行う。
2 消防団詰所・車庫整備事業【消防総務課】 消防団の活動環境を充実させるため、老朽化している施設について整備を図る。	消防団の活動拠点となる詰所・車庫を計画的に整備し、地域の防災力の向上を図る。平成24年度は、津久井方面隊第4分団第2部の改築を行う。	実績 予定どおり、津久井方面隊第4分団第2部の改築を行った。 評価 予定どおり実施した。	消防団の活動拠点となる詰所・車庫を計画的に整備し、地域の防災力の向上を図る。平成25年度は、津久井方面隊第4分団第1部及び藤野方面隊名倉分団第2部の改築を行う。
3 火災予防推進事業【予防課】 火災の発生件数及び火災による人的・物的被害の減少を図るため、住宅防火対策、放火火災防止対策及び火災予防広報を推進するとともに、火災予防体制の強化を図る。	住宅用火災警報器設置率100%	実績 住宅用火災警報器設置率81.6% 評価 平成23年度の設置率70.6%に比べ1ポイント上昇した。	・住宅用火災警報器設置率100% ・少年、少女防火教育を市内全小学校(75校)で実施
4 救急業務の高度化推進事業【警防・救急課】 救急業務の高度化を推進するため、メディカルコントロール体制の充実を図るとともに、高度な救急研修の実施や気管挿管・薬剤投与認定救急救命士を養成するほか、高度救命処置用資器材の整備を図る。	・メディカルコントロール体制の充実 ・気管挿管・薬剤投与認定救急救命士の養成 ・高度救命処置用資器材の整備	実績 ・気管挿管認定救急救命士6名、薬剤投与認定救急救命士7名を養成できた。 ・車両更新に伴い、高度救命処置用資器材の整備ができた。 評価 予定通り実施	・メディカルコントロール体制の充実 ・気管挿管・薬剤投与認定救急救命士の養成 ・高度救命処置用資器材の整備
5 デジタル消防救急無線整備事業【指令課】 通信内容の秘匿性の確保、データ送信等通信の高度化を図るとともに、広域災害を踏まえた県全体のネットワーク構築のため、デジタル消防救急無線を整備する。	整備工事の実施(市単独整備分及び県共同整備分)	実績 予定どおり整備工事(市単独整備分及び県共同整備分)を実施した。 評価 予定どおり実施できた。	整備工事の実施(市単独整備分及び県共同整備分)
6 防災消防訓練場整備事業【消防総務課】 北部地域及び津久井地域を管轄する消防署、消防団をはじめ自主防災組織等の訓練に活用するため、防災消防訓練場を整備する。	防災消防訓練場用地的取得、耐震性防火水槽、訓練用消火栓、外周フェンス等の設置を行う。	実績 予定どおり、防災消防訓練場の用地取得、耐震性防火水槽、訓練用消火栓、外周フェンス等の設置を行った。 評価 予定どおり実施した。	-
7 【課】		実績 評価	
8 【課】		実績 評価	

《施策を構成する主な事業(事務事業)の決算額》

【単位:千円】

番号	事業名【所管課】	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1	消防署所の整備事業【消防総務課】	0	2,502	83,574	299,802	
2	消防団詰所・車庫整備事業【消防総務課】	100,750	8,305	71,698	53,551	
3	火災予防推進事業【予防課】	11,203	8,091	8,680	8,095	
4	救急業務の高度化推進事業【警防・救急課】	65,872	27,575	47,602	36,323	
5	デジタル消防救急無線整備事業【指令課】	4,120	3,654	14,430	147,043	
6	防災消防訓練場整備事業【消防総務課】				73,146	
7	【課】					
8	【課】					

■ 総合分析及び市の自己評価(1次評価)

【現状・課題認識】

- ・延焼率は目標値をクリアできていないが、延焼した建物の多くが外壁や樋のみの焼損であり、建物の焼損面積と損害額は前年を下回っている。なお、延焼率を低減させるためには、火災の早期発見、早期通報及び初期消火が求められることから、住宅防火の一助として引き続き住宅用火災警報器の普及を推進する必要がある。
- ・人員不足及び予算が厳しい中、高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)ができる救急救命士の養成と再教育をどのように行っていくかが課題であり、今後、さらに新たな救急救命士の処置拡大(3行為)も見込まれていることから、資格者の計画的な養成が必要と考える。
- ・市単独で行う活動波整備及び県内消防本部共同で行う共通波整備については、平成24年度に整備工事を着手し、平成27年度の運用開始を計画しているため、今後、消防団に配備する無線機の構成等を決定するとともに、消防職員及び消防団員の無線運用方法を定める必要がある。また、運用開始が計画通り実施できるように効率的な整備工事を行う必要がある。

【平成24年度の取組についての総合評価】

- ・活動波整備は工事請負業者、監理業務業者と調整を図り計画どおり実施することができた。  
また、共通波整備にあつては整備主体である横浜市消防局、神奈川県消防救急無線デジタル化推進協議会事務局と調整を図り、予定どおり実施することができた。
- ・高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)ができる救急救命士の養成と普及講習会受講者数の増加により、目標値を達成することができた。
- ・藤野分署の整備、津久井方面隊第4分団第2部の改築、防災消防訓練場の整備等、消防力の強化に伴うハード面での整備は予定どおり実施することができた。
- ・火災予防事業を推進してきたが、延焼率については目標を達成できなかった。今後、延焼率の目標を達成するためには、防災製品の普及や住宅用火災警報器の設置をより一層推進するなど効果的な防火思想の啓発を行う必要がある。

【今後の具体的な改善策】

- ・住宅用火災警報器の維持管理の周知と併せ、継続的に広報を行い、設置推進に取り組む。特に、住宅火災における高齢者の死亡率が高いことから高齢者世帯を中心に実施する。
- ・火災を防ぐには、幼年期の防火教育が重要であることから、市内全小学校の3、4年生の児童を対象とした少年、少女防火教育(ファイヤースクール)を実施する。
- ・メディカルコントロール体制の充実強化を図り、高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)の実施率を増加させ、救命率の向上を目指す。また、高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)ができる救急救命士を計画的に養成し、全隊に高度救急救命処置(気管挿管、薬剤投与)ができる救急救命士を配置する。
- ・活動波整備及び共通波整備については、災害発生時における詳細な無線運用方法の検討を行うとともに、効率的な整備工事を実施するため、工事監理の徹底を図る。また、消防団と意見調整を行い、消防団に配備する無線機等を決定し26年度予算に計上する。

1次評価
B

■ 2次評価(総合計画審議会意見)

2次評価

A: 施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が現れている    B: 施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要  
 C: 施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

■【参考1】基本計画で定めている成果指標を補完する指標(サブ指標)

◎サブ指標の設定基準(次のア、イ又はウに該当する場合は、原則、サブ指標を設定することとする。)

ア 総合計画審議会から成果指標における目標値が達成しやすいとの指摘があった成果指標

イ 測定結果が出ていない成果指標

ウ 「取り組みの方向」を実現するに当たっての成果指標がないもの

- 上記基準に該当する(□ア □イ ■ウ)  
 上記基準に該当しない

【サブ指標1】

※中間(H26):40.2、最終(H31):40.7

指標と説明	普及講習会受講者数 →普通救命講習会などの受講者数を見る指標【単位:人】					結果の分析	
	目標設定の考え方	普及講習会の参加数が、年1,000人増加することを目標として設定しました。					救急フェアを1メイン会場の他、各署各々の場所で実施し、173人が参加。普及講習に関しては、普及員養成講習(再講習含む)5回に209人、上級救命講習9回に224人、普通救命講習会150回に3,528人の参加が得られ、普通救命講習に満たない講習と合わせると、23,034人の受講があり、昨年度以上の参加者が認められ、目標値も達成したため、良好であると評価した。
	基準値(H21年度)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	評価	A
目標値(a)	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000		
実績値(b)		16,984	19,561	23,034			
達成率(b/a)%		154.4	163.0	177.2			

◆A:年度別目標を(上回って)達成

◆B:年度別の目標の値を80%以上達成

◆C:年度別の目標の値を60%以上達成

◆D:年度別の目標の値が60%未満

◆一:今年度は成果指標の測定ができないもの

【サブ指標を設定できない理由】(※上記基準に該当するにもかかわらず、設定できない場合のみ記入)

--

■【参考2】部門別計画の審議会や区民会議からの意見・これに対する市の対応

--

■【参考3】他の部局との庁内横断的な取り組み

--

■【参考4】事務事業評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価	評価の内容	評価結果
		1次		1次評価
		2次		2次評価

事務事業名	関連する施策を構成する事業名	評価	評価の内容	評価結果
		1次		1次評価
		2次		2次評価

廃止:事業を廃止すべき 再構築:現行の事業を廃止し、別の方法により目的の達成を図るべき。事業実施を民間等に委ねるべき  
 改善・縮小:現行の事業を残し、事業の内容を改善することで、目的の達成を図るべき。過剰に投入されている資源を縮小すべき  
 現状維持:見直しを要さない 拡充:他の事業を縮小してでも、現行の事業に資源を集中し目的の達成を促進すべき

■「施策」、「めざす姿」、「取り組みの方向」、「成果指標」及び「事務事業」の体系

施策名	めざす姿	取り組みの方向	成果指標	施策を構成する主な事業
消防力の強化	火災の被害が減っている。	1 効果的な消防・救急体制の構築	【指標29】延焼率	火災予防推進事業
	救急における救命率が上がっている。	1 効果的な消防・救急体制の構築	【指標30】救命率	救急の高度化推進事業
	救急における救命率が上がっている。	1 効果的な消防・救急体制の構築	※【サブ指標】普及講習会受講者数(普通救命講習会などの受講者数)	応急手当普及啓発事業